

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1	設置の趣旨及び必要性.....	2
2	研究科，専攻等の名称及び学位の名称.....	26
3	教育課程の編成の考え方及び特色.....	27
4	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件.....	33
5	特定の課題についての研究成果の審査を行う場合.....	52
6	多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	54
7	「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	55
8	入学者選抜の概要.....	57
9	教育研究実施組織の編制の考え方及び特色.....	59
10	研究の実施についての考え方，体制，取組.....	61
11	施設，設備等の整備計画.....	63
12	管理運営.....	64
13	自己点検・評価.....	65
14	情報の公表.....	66
15	教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	67

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景と理由・必要性

【社会的背景】

現代社会は、地球規模で構造的な変化と不確実性の増大に直面している。気候変動や感染症の拡大、地政学的緊張の激化、AIをはじめとする技術革新の急速な進展等、国際社会を取り巻く環境は複雑かつ流動的である。これらの要因は相互に作用し、経済・政治・環境・社会の各分野において予測困難な複合的危機を引き起こしており、従来の単一分野の専門知や国家単位への対応だけでは解決し得ない課題が顕在化している。このような「複合危機の時代」において、知と人の新たな連携による問題解決能力の強化が強く求められている。

国立大学法人の使命としても、文部科学省が掲げる2040年を見据えた「改革の方針」（令和7年8月29日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）において、変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成、地域社会や国際社会を先導する人材の育成が明確に位置付けられている。これらの人材は、単に高度な専門知識を有するのみならず、分野横断的な視点と国際的な協働力を備え、多様な主体とともに新たな価値を創出できることが期待されている。すなわち、異なる専門性や主体をつなぐ異分野共創を通じて、持続可能で包摂的な社会を構築する能力を有する人材こそが、今後の国際社会において不可欠な存在である。

特に、開発協力や国際関係の分野では、援助から共創へとパラダイムが転換しつつある。1990年代以降、国際開発政策、ガバナンス改革、人権・人道支援といった課題に対応してきた日本の国際協力は、現在では気候変動対応、パンデミック対策、紛争予防、デジタル化支援等、より複合的な課題に直面している。これらの課題は経済、政治、法律、環境といった複数領域の知を有機的に結びつけて初めて実効的な解決策を導き得るものであり、専門領域間の協働を制度的に担保する教育体制の整備が急務となっている。

また、国際社会における人材需要の変化も顕著である。国際機関や政府開発援助（ODA）実施機関、非政府組織（NGO）においては、単一の専門性に加え、異文化理解力、国際交渉力、データ分析能力等、複数の能力を統合的に発揮できる人材への需要が高まっている。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、企業や自治体も国際協力分野で活動を拡大しており、学際的知見をもって国内外の政策形成やプロジェクト実施に貢献できる人材が求められている。このような潮流に応えるため、大学には、学問分野の壁を越え、社会課題に即応できる教育研究体制の再構築が求められている。

神戸大学大学院国際協力研究科（以下「国際協力研究科」という。）は、1990年代以降、経済学・政治学・法学を基軸として開発援助や国際協力を携わる専門人材を多数輩出してきた実績を有する。しかしながら、グローバル課題の多様化と相互関連の深化により、これまでの専攻別の専門教育のみでは十分に対応しきれない局面が生じている。今後は、国際協力研究科が長年培ってきた知的資産と国際的ネットワークを活かし、分野横断的な教育・研究を通じて、より柔軟かつ実践的な課題解決能力を備えた人材の育成を目指す必要がある。

このような社会的要請を踏まえ、博士課程前期課程・後期課程を通じて、既存の三専攻（国際開発政策専攻・国際協力政策専攻・地域協力政策専攻）を廃止し、新たに「国際協力専攻」（以下「本専攻」という。）として設置する。本専攻では、主専攻・副専攻制を導入し、異なる専門

領域を有機的に接続する「異分野共創型カリキュラム」を制度化することで、変化する国際社会において新しい価値を創出する人材を育成する体制を確立するものである。この取り組みは、文部科学省が提唱する「知と人への投資」の方向性に沿い、社会の持続可能な発展に資する大学院教育の新たなモデルとなることを目指すものである。

【学術的背景】

学術研究の面においても、グローバルな構造変動と社会課題の複雑化に対応するためには、学問領域を超えた知の統合と新たな学際的探究の枠組みが求められている。従来の国際協力研究は、経済学を基盤とした開発政策研究、政治学におけるガバナンス研究、法学的見地からの国際法秩序や規範といった分野ごとの理論的深化を通じて発展してきた。しかし、地球規模で進行する気候変動や感染症、社会的格差、紛争、ガバナンスの脆弱化といった課題は、これらを個別に扱うだけでは解決に至らず、複数の学問領域の知見を統合し、相互に補完しながら新たな学問的視座を構築することが必要とされている。

国際協力研究科は、1992年の設立以来、経済学・政治学・法学を中心とする専門分野の教員が参画する学際的体制の下で、国際開発やガバナンス、地域特有の開発課題に取り組む教育研究を推進してきた。特に、開発経済学、開発法学、国際関係論、教育開発論等を柱に、政策実務と学術研究の両面から社会に貢献する専門人材を育成してきた点に独自の強みを有する。

現行の三専攻体制の下では、教育課程や研究指導は各専攻の枠組みに沿って編成されており、異なる専門分野の教員が恒常的に協働して学生の研究を指導する仕組みは制度として十分に組み込まれていない。その結果、学際的な教員組織を有しながらも、学生の研究指導や教育の場面では、専門分野ごとの分節化が残り、複合的課題に対する分野横断的な問いの構成や指導を体系的に行う上で制約が生じてきた。

今日の国際協力研究においては、経済学的な計量分析と政策設計能力、政治学的な制度分析とガバナンスの理解、法学的な国際規範と正当性の概念、さらに、教育・防災・保健といった人間の安全保障の諸領域の知見を結び付け、理論と実証、制度分析と現場知を往還させながら研究を進めることが不可欠である。そのためには、各領域における専門性を担保しつつ、専門領域を超えた共同指導を制度化し、異なる分野の教員が協働して教育・研究に当たる体制を恒常的なものとするのが、学術的に強く要請されている。

本改組により、一専攻の下で主専攻・副専攻制を導入し、異分野教員による共同指導を教育課程と学位審査の中核に位置付けることは、こうした学術的要請に応えるものである。主専攻によって専門分野における理論的・方法論的基盤を確立しつつ、副専攻を通じて異分野の視点を体系的に取り入れ、複数教員による協働的指導の下で研究を進める体制を構築することで、従来の三専攻制では制度上困難であった分野横断的研究指導を可能とする。具体的には、修士論文及び博士論文の研究指導・審査において、主専攻教員に加えて副専攻教員が参画する体制を制度化し、異分野からの視点を内包した研究成果を評価する仕組みを導入する。これにより、従来の三専攻制の下では制度運営上の制約から十分に実現し得なかった分野横断的な研究指導と評価を、学位授与のプロセスそのものに組み込むことが可能となる。

なお、本改組の方向性は、近年注目される「インターディシプリナリー研究（学際研究）」が

指摘するような、学術知と実践知、地域社会や国際機関との協働を通じて新たな理論的知見を生成するという考え方にも親和的であり、国際協力研究の特性を踏まえた学術的方向性として位置付けることができる。

このように、本改組は、国際協力研究において培われてきた学際的教員組織という学術的資産を最大限生かしつつ、分野横断的学びと協働的研究を制度的に支える体へと転換し、複雑化するグローバル課題に対応するための「異分野共創型」教育研究体制の構築を目指すものである。専門性の深化と分野を超えた協働を両立させることにより、知の社会的実装を支える新たな学術的基盤を形成し、神戸大学（以下「本学」という。）が掲げる「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」構想にも資する大学院として発展を図るものである。

【政策面からの要請】

現在、国立大学法人には、2040 年を見据えた我が国の持続的成長と社会変革を担う「知の基盤」としての機能強化が求められている。文部科学省が示す「改革の方針」（令和 7 年 8 月 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）では、①不確実な社会を切り開く世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引、②変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成、③地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興、の三点が大学の基本的使命として位置付けられている。特に、グローバルな構造変化に対応するためには、国際性と学際性を兼ね備えた教育研究体制を再構築し、社会課題解決を牽引する大学院教育の質的転換が不可欠であるとされている。

こうした政策的方向性は、本学が全学的に掲げる長期ビジョン「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」の理念とも合致する。同ビジョンは、大学が社会の変革を先導する知の創出拠点として、多様な知を結合し、国際社会の課題解決に貢献する人材を育成することを目的としており、本改組はこの実現を具体化するものである。特に、「一専攻化」と「主専攻・副専攻制の導入」は、文部科学省が大学院教育の質向上策として示す「体系的な教育課程」、「複数指導体制」、「国際共修環境の整備」等の方針と軌を一にするものであり、政策的要請に即した改革である。

また、国際社会における政策潮流をみても、持続可能な開発目標（SDGs）、地球規模課題対応、包摂的ガバナンスの推進、人間の安全保障の確立等、国際協力分野の政策は急速に拡張・多様化している。国連開発計画（UNDP）や世界銀行、JICA 等の国際機関・援助機関においても、従来の分野別人材育成から、気候変動、公衆衛生、法の支配、経済開発、紛争予防等を横断的に理解する「複合課題対応型人材」の養成が政策課題として掲げられている。したがって、我が国においても、国際開発・協力分野における政策形成や実務を担う人材育成を、学際的かつ国際的な枠組みのもとで推進することが求められている。

このような背景の下、文部科学省は、博士課程を中核とする人材育成の高度化を重視し、「博士人材育成支援総合パッケージ」や「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」等を通じて、国際的に活躍する高度専門人材の育成を推進している。また、政府全体でも「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「教育未来創造会議」の議論において、社会課題解決型研究・教育の推進と、学際的・国際的視点を持つ博士人材の育成が明確に打ち出されている。本改組は、これら政策動向に即応し、博士課程教育の質的転換を推進するものである。

さらに、大学改革を進める上では、国際性をカリキュラム上で可視化すること、複数教員による論文指導体制を整備すること、博士課程前期課程・後期課程の連続性を強化することが重要な課題となっており、本改組はこれらの取組を体系的に推進するものである。とりわけ、「異分野共創型カリキュラム」を制度として実装し、海外実習、国際共同研究等を通じて、国内外の多様な学生がともに学び、ともに創る大学院教育を展開することは、政府が重視する「グローバル人材戦略」とも方向性を共有している。

以上のように、本改組は、文部科学省が推進する高等教育政策の方向性と整合し、国際的課題解決に資する高度専門人材を育成するための大学院改革として政策的必然性を有している。すなわち、社会的・学術的要請を踏まえつつ、国家的政策課題に応える形で、国際協力研究科がその使命を再定義し、大学院教育の新たな展開に寄与することが本改組の政策的意義である。

【地理的特性】

国際協力研究科は、国際都市・神戸という地理的特性を最大限に活かし、地域と世界をつなぐ知の拠点として発展してきた。神戸市は、古くから港町としてアジア・欧米との交易の玄関口を担い、多文化共生と国際交流の歴史を有する都市である。同時に、1995年の阪神・淡路大震災を契機として、防災・復興・都市再生の分野で国内外に発信力を持つ都市として知られ、現在では「国際防災・人道支援拠点都市」としての地位を確立している。このような国際性と実践知の蓄積を併せ持つ地域環境は、国際協力研究科が追求する異分野共創による社会課題解決型の教育研究の方向性と親和性が高く、学問と社会を往還する教育・研究活動を展開する上で、極めて有利な条件を備えている。

また、本学は人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命医学系の多様な学部を擁する総合大学であり、都市・社会・自然環境が近接する立地を活かして、分野横断的な教育研究を推進してきた。特に、社会科学系の学問領域が集積する知的拠点である六甲台キャンパスに所在するという環境を活かし、国際協力研究科は設立当初より、経済学や法学をはじめとする複数部局の教員が教育に参画する「協力講座」等の仕組みを通じて、学際的な教育研究を実践してきた。こうした体制の下で、各専門分野の知見を組み合わせながら、国際開発や協力政策といった実践的課題に取り組む教育研究体制を構築し、多様な分野に精通した人材や研究者を輩出してきた実績を有する。

さらに、神戸市を含む阪神間・関西地域には、国際協力に関わる多様な機関・組織が集積している。独立行政法人国際協力機構関西センター（JICA 関西）は、アジア・アフリカ諸国の行政官や技術者を受け入れる研修拠点として国際協力人材育成の中核を成しており、国際協力研究科は長年にわたり同センターと連携し、研修生・留学生への教育支援や共同セミナーを実施してきた。また、神戸港周辺には国連防災機関（UNDRR）神戸事務所、アジア防災センター（ADRC）等、国際機関・NGO・企業が集積しており、学生のインターンシップや共同研究の機会が豊富に存在する。

地理的にも神戸は、関西国際空港・大阪国際空港へのアクセスに優れ、アジア・オセアニア・欧州各国との人的交流に適した国際的交通結節点に位置する。留学生の受入れや国際共同研究の展開においても利便性が高く、多様な文化的背景を持つ学生・研究者が集う教育研究環境を形

成している。特に、国際協力研究科の英語コースにはアジア・アフリカ諸国からの留学生が多数在籍しており、地域の国際性と大学の教育資源が相乗的に作用することで、実践的かつ多文化的な学修環境が整っている。

また、神戸市は「人と防災未来センター」等の研究・教育機関を有し、災害復興や都市防災に関する知見を国内外に発信してきた。国際協力研究科においても、こうした地域資源と連携しながら、防災、開発、環境といった分野に関わる教育研究を進めてきており、国際協力の現場と結びついた実践的な研究・教育の機会を学生に提供してきた。これらの取組は、地域に蓄積された知見を活かしつつ、グローバル課題に向き合う人材育成と研究の基盤を形成している。

以上のように、国際協力研究科は、国際都市・神戸という立地、地域に集積する国際機関・教育研究資源、学内の多様な学問領域との近接性という三つの地理的特性を活かし、地域に根差しつつ世界と協働する教育研究拠点として機能している。この地域的優位性を基盤に、異分野共創と国際共修を一体化させた大学院教育の新たなモデルを提示するものである。

【国際性】

国際協力研究科は、設立以来、「国際協力」という名称が示すとおり、国際社会における課題解決に寄与する教育・研究を使命としてきた。その中心的理念は、国際社会における多様な文化・価値観を理解し、学問と実践を往還しながら共に課題解決にあたる人材を育成することである。この理念は、改組後の新たな「国際協力専攻」においても継承され、より一層の国際性の拡充を図る形で制度的に発展させるものである。

国際協力研究科は、設置当初より、アジア、アフリカ、中南米諸国を中心に、政府開発援助(ODA)関係機関を通じた留学生受入れを進めてきた。特に JICA（国際協力機構）による長期研修プログラムや、JDS（Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）等の政府奨学制度を活用し、これまでに多数の行政官・政策担当者・研究者を育成してきた実績を有する。近年では、復旦大学、高麗大学校、サセックス大学やイーストアングリア大学、ピッツバーグ大学等の欧米のトップ大学や、インドネシア大学やラオス国立大学との学術交流協定を通じ、ダブルディグリー・短期留学・共同研究等の国際連携プログラムを展開している。このような国際的な教育・研究ネットワークは、教育課程においても、学生の海外実習・インターンシップ等の実践的教育活動を支える基盤となっている。

また、英語による教育体制の充実は、国際協力研究科の国際性を象徴する取組の一つである。博士課程前期課程・後期課程の双方において日本語コースと英語コースを併設し、留学生を受け入れる環境を整備している。一方、日本人学生も英語科目を履修することにより、日本人学生が海外からの留学生とともに学ぶ「国際共修（International Co-learning）」を進めるうえで有利な条件にあるが、日英両コース間の履修や単位算入には制度上の制約が残されており、国際共修を教育課程の中核として位置付けるにはなお限界がある。

こうした既存の国際教育基盤を一層強化し、「国際共修」と「異分野共創」を結び付けた教育体系を制度として確立することが、本改組の重要な目的である。主専攻・副専攻制を導入することで、異なる学問領域を横断的に学ぶと同時に、異なる文化的背景を持つ学生間の協働を促進する。特に、日英両コース間の単位互換上限を撤廃し、両コースの学生がともに履修する「異分野

共創型演習」や「Interdisciplinary Co-creation Design」等の授業を通じ、言語・分野・国籍を超えて学ぶ仕組みを制度的に保証する必要がある。これにより、国際共修を射程に入れた「異分野共創」を教育課程の中核に位置付ける体制への転換を図る。

また、教員組織においても、海外の大学や国際機関との共同研究を積極的に進めてきた実績を有する。本改組は、こうした既存の研究・教育基盤を前提としつつ、主専攻・副専攻制や異分野共創型カリキュラムの下で、教員の専門性や国際的研究経験が、学生の履修や研究指導の中でより有機的に生かされる教育課程の設計を行うことを目的とするものである。

【本専攻を設置する理由とその必要性】

本専攻の設置は、社会的・学術的・政策的要請を総合的に踏まえ、国際社会における複雑化・多様化する課題に対応できる異分野共創型の高度専門人材を育成するために不可欠である。これまで国際協力研究科は、「国際開発政策専攻」、「国際協力政策専攻」及び「地域協力政策専攻」という三専攻体制の下、経済・政治・法・地域研究といった専門領域に基づく教育研究を展開し、途上国開発行政や国際機関、政府、NGO等で活躍する実践的人材を多数輩出してきた。しかし、気候変動や感染症、紛争、貧困、人権、技術革新等の地球規模課題が相互に影響し合う現在、個別分野ごとの専門教育を前提とした専攻区分では、複合的な課題を理解し、多様な知を結び付けて解決策を共創できる人材の育成は急務であり、それを実現するための教育体制の再構築が求められている。

現行の三専攻体制は、設置当初の「援助・開発研究」を中心とする国際協力の枠組みにおいては有効であったが、今日の国際課題は、経済開発・ガバナンス・国際規範・法制度整備・人間の安全保障といった領域を横断的に捉えることを要請している。国際協力研究科には、経済学・政治学・法学等の専門性を担う教員が集積しているものの、三専攻制の下では、教育課程や研究指導が専攻単位で編成されるため、異なる専門分野の教員が協働して学生の研究を指導する仕組みを制度として十分に組み込むことが困難であった。その結果、学際的な教員組織を有しながらも、学生の教育・研究の場面では分野ごとの分節化が残り、複合的課題に対する分野横断的な思考と研究を体系的に育成する上で構造的制約が存在してきた。

この課題に応えるため、これまでの三専攻を廃止し、一専攻の下に「主専攻・副専攻制」を導入することで、専門性と学際性を制度的に両立させる。この教育体系により、学生は自らの研究関心に応じて複数の学問領域を横断的に学び、異なる視点から課題を分析し、実践的な解決策を構想できる能力を修得することが可能となる。

また、国際社会では、単一分野の専門家ではなく、学際的視野を持って政策形成や現場実践を牽引できる人材への需要が高まっている。国際機関や開発援助機関、企業、自治体等では、複雑な社会課題に対し、経済・法・政治・社会・環境といった多角的観点から対応できる「協働型専門人材」が求められており、本専攻の設置趣旨と教育方針はこの国際的潮流と軌を一にする。特に、国際開発政策と人道支援、環境とガバナンス、法制度と経済発展といった領域を有機的に結びつけて学術的・実践的に扱うことができる体制を整えることで、学生は現実の国際課題に即した能力を身につけることができる。

さらに、文部科学省が推進する博士課程教育リーディング改革や「博士人材育成支援総合パッ

ケージ」においては、学際的知の創出と国際的流動性の確保が重点項目として掲げられている。本専攻の設置は、こうした国策的方向性に応えるとともに、大学院教育の国際的競争力を強化する取組でもある。英語コースと日本語コースを統合的に運営し、両者の学生が相互に履修・研究指導を受けることを可能とする仕組みは、国際共修・異分野共創を実質化し、本学全体の国際教育戦略に資するものである。

このように、本専攻の設置は、①複合的課題に対応するための教育研究体制の構造的転換、②学際的教員組織を活かした異分野共創型人材育成の制度化、③国際社会における異分野共創型人材需要への対応、④博士課程教育改革への貢献という四つの観点から、明確な必然性を有していると言える。すなわち、本専攻は、本学がこれまで培ってきた国際協力分野の知的蓄積を發展させ、変化する世界の要請に応えるための、次世代型大学院教育の中核拠点として設置するものである。

(2) 養成する人材像及び修了後の進路

国際協力研究科は、1992年の設立以来、国際社会における多様な課題に対して、経済学・政治学・法学を基軸とする教育研究を通じ、国際機関や政府、自治体、NGO等で活躍する数多くの専門人材を輩出してきた。これまでの三専攻（国際開発政策専攻、国際協力政策専攻、地域協力政策専攻）は、それぞれが開発経済、ガバナンスや制度設計、国際協力をローカルな文脈から捉える研究といった異なる側面から国際協力の実践的研究を担ってきたが、グローバル化の進展と社会課題の複雑化に伴い、経済・政治・法・環境・社会・技術といった諸領域が相互に影響しあう「複合的課題」への対応力が求められている。このような新たな時代の要請に応えるため、三専攻を廃止し、新たに本専攻を設置することで、従来の専門性を基盤にしながらも、分野横断的かつ国際的な視野を有する異分野共創型実践人材の育成を目指すものである。

本専攻が養成する人材像は、研究科全体として「より複雑・困難な社会的課題に対応できる異分野共創人材」である。すなわち、異なる学問分野の知を結び付け、現場の課題を多角的に把握し、国際社会の多様なステークホルダーと協働して持続可能な解決策を共創する人材である。この理念の下、博士課程前期課程及び後期課程において、教育の目的と育成する人材像を段階的に明確化し、実践力と創造力の両面から体系的な人材育成を行う。

1. 異分野共創型実践人材の養成

博士課程前期課程では、学際的知と実践的能力を兼ね備え、国際社会における課題発見・解決を現場で担う「異分野共創型実践人材」の養成を目的とする。この人材は、多様な文化・価値観への深い理解を基盤に、国際的なコミュニケーション能力を駆使し、従来の専門領域や制度的枠組みにとらわれずに、社会課題の解決策を共創する能力を有するものである。

博士課程前期課程における到達レベルは、異なる分野の知を結び付けて社会課題を多角的に分析し、その成果を基に現場レベルでの政策立案や事業設計を実現できる協働力と実践力を獲得することである。これにより、経済学・法学・政治学・国際防災論等の異分野の知見を統合的に活用し、複合的な問題構造の理解と解決を推進する力を育む。

その役割は、現場と政策の橋渡し役として、地域社会・国際社会の課題を的確に把握し、既

存の制度・政策を批判的に検討しながら、現実的かつ創造的な解決策を設計・実装することである。例えば、国際協力事業においては、現地行政・国際機関・企業・市民団体等の多様な主体と連携し、持続可能な開発プロジェクトやガバナンス体制の構築に貢献できる能力を身につける。

修了後の主な進路としては、国際機関（国連開発計画〔UNDP〕、世界銀行、アジア開発銀行〔ADB〕等）、JICA等の政府開発援助機関、地方自治体、シンクタンク、コンサルティング企業、NGO・NPO等が想定される。また、民間企業においても、CSR（企業の社会的責任）やESG（環境・社会・ガバナンス）経営を推進する部署、海外事業開発や国際リスクマネジメントを担う部門において、国際的な課題対応を実践する人材としての活躍が期待される。さらに、一部の修了生は博士課程後期課程に進学し、研究・政策形成の分野における高度専門人材としてのキャリアを志向することも想定している。

2. 価値共創型高度人材の養成

博士課程後期課程では、博士課程前期課程で培った学際的協働力と実践力を基盤に、理論的深化と新たな価値の創出を主導する「価値共創型高度人材」の育成を目的とする。この人材は、持続可能な開発と新しい社会価値の創出を先導し、分野横断的知識と高度な専門知識に基づき、複雑化する国際的課題に対して理論的・構造的な解決策を提示することができる者である。

博士課程後期課程における到達レベルとしては、修士段階で培った協働力を更に発展させ、国際共同研究や政策形成の場において新たな知を創出する能力を有することである。特に、異分野の研究者や実務家との協働を通じ、学問領域間の接点を自らデザインし、理論と実践を結び付けた研究成果を国際的に発信できることを重視する。これにより、学術研究が社会変革に資する新たな知的基盤となることを目指す。

博士課程後期課程における役割は、現場と学術を結ぶ「知の媒介者」として、既存の枠組みを超えた社会制度・政策モデルを提案・改革し、持続可能な社会構築を主導することである。例えば、気候変動対策や社会的包摂、ガバナンス改革、国際法秩序の再構築の分野において、新たな政策枠組みの提案や国際連携の推進を担うことを想定している。

修了後の主な進路としては、大学・研究機関・国際機関・政府・シンクタンク・民間企業の研究部門等が挙げられる。具体的には、国際公共政策や開発経済、国際法、環境政策、地域研究等の分野での研究職・教育職のほか、国際機関や政府における政策立案・制度設計・国際交渉担当として活躍することが期待される。また、企業や金融機関においても、サステナビリティ経営、ESG評価、リスクガバナンス、デジタル変革に関する国際的戦略立案を行う等、社会変革を推進するリーダーシップを発揮する人材としての活躍が見込まれる。

このように本専攻は、博士課程前期課程・後期課程を通じて、実践的課題解決力と理論的創造力を兼ね備えた人材を一貫的に育成する体系を確立するものである。博士課程前期課程では「現場と政策をつなぐ実践力」、博士課程後期課程では「学術と社会をつなぐ創造力」を重視し、双方を通じて「異分野共創による社会課題解決」を担う国際的リーダーを育成することを目的とする。これにより、国際協力研究科は、国際社会の持続的発展に貢献する高度専門人材の育成拠点

として、引き続き国内外に知的・社会的貢献を果たしていく。

(3) 3つのポリシー

国際協力研究科においては、本学の定めるポリシーを基本として、以下のとおりポリシーを定める。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学の定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け、本学では、「教育憲章」に基づき、教育課程を通じて授与する学位に関して、大学院において国際的に卓越した教育を保証するため、以下に示した2つの方針に従って当該学位を授与する。

- ・研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、当該研究科が定める審査に合格する。
- ・修了までに、本学学生が、それぞれの課程を通じて身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性」

豊かな教養と高い倫理性をそなえ、知性、理性及び感性が調和し、自立した社会人として行動できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・様々な場面において、状況を適切に把握し主体的に判断する力
- ・専門性や価値観を異にする人々と協働して課題解決にあたるチームワーク力

「創造性」

伝統的な思考や方法を批判的に継承し、自ら課題を設定して創造的に解決できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・他の学問分野の基本的なものの考え方を学び、自らの専門分野との違いを理解する力
- ・能動的に学び、新たな発想を生み出す力

「国際性」

多様な価値観を尊重し、多文化社会のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・複数の言語で異なる文化の人々と意思を通じ合うことができる力
- ・文化、思想、価値観の多様性を受容し、地球的課題を理解する力

「専門性」

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、深い学識と高度で卓越した専門的能力を身につける。

それぞれの課程で身につける専門的能力は各研究科が定める。

これらを踏まえた上で、国際協力研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を設定する。

博士課程前期課程

神戸大学大学院国際協力研究科は、国際社会が直面する複合的な課題に対応するため、異分野共創・専門性・実践性を重視した教育研究を推進し、国際舞台で活躍できる人材を育てることを目的としている。

この目的を達成するため、神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

本研究科に所定の期間在学し、本研究科の定める修了に必要な単位を修得し、修士論文の審査及び試験に合格すること。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに、本研究科学生が達成すべき目標は次のとおりとする。

学位：修士（国際学）

- ・幅広い教養をもとに多角的な視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。
- ・国際学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。
- ・国際学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。
- ・社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

学位：修士（経済学）

- ・幅広い教養をもとに多角的な視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。
- ・経済学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。
- ・経済学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。
- ・社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

学位：修士（法学）

- ・幅広い教養をもとに多角的な視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。
- ・法学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。
- ・法学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。
- ・社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

る。

学位：修士（政治学）

- ・幅広い教養をもとに多角的な視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。
- ・政治学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。
- ・政治学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。
- ・社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

博士課程後期課程

神戸大学大学院国際協力研究科は、高度な専門知を基盤としつつ、異分野共創を通じて新たな価値を創出し、国際社会が直面する複合的課題の解決に貢献できる人材を育成することを目的としている。

この目的を達成するため、神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

本研究科に所定の期間在学し、本研究科の定める修了に必要な単位を修得し、博士論文等の審査及び試験に合格すること。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに、本研究科学生が達成すべき目標は次のとおりとする。

学位：博士（学術）

- ・幅広い教養と学術的誠実さを備え、社会や学界で先導的役割を果たし、社会的責任を果たすことができる。
- ・国際学・経済学・法学・政治学等の学際的な分野に関する専門的知識を深化させ、先端的な研究を自立して遂行できる。
- ・異分野共創による知の融合を通じて、国際社会の複合的課題の解決に資する独創的な研究を遂行し、新たな学術的・社会的価値を創出できる。
- ・文化や価値観の多様性を踏まえ、国際的な研究協働においてリーダーシップを発揮し、国際学術交流を主導できる。

学位：博士（経済学）

- ・幅広い教養と学術的誠実さを備え、社会や学界で先導的役割を果たし、社会的責任を果たすことができる。
- ・経済学に関する専門的知識を深化させ、先端的な研究を自立して遂行できる。
- ・異分野共創による知の融合を通じて、国際社会の複合的課題の解決に資する独創的な研究を遂行し、新たな学術的・社会的価値を創出できる。
- ・文化や価値観の多様性を踏まえ、国際的な研究協働においてリーダーシップを発揮し、

国際学術交流を主導できる。

学位：博士（法学）

- ・幅広い教養と学術的誠実さを備え、社会や学界で先導的役割を果たし、社会的責任を果たすことができる。
- ・法学に関する専門的知識を深化させ、先端的な研究を自立して遂行できる。
- ・異分野共創による知の融合を通じて、国際社会の複合的課題の解決に資する独創的な研究を遂行し、新たな学術的・社会的価値を創出できる。
- ・文化や価値観の多様性を踏まえ、国際的な研究協働においてリーダーシップを発揮し、国際学術交流を主導できる。

学位：博士（政治学）

- ・幅広い教養と学術的誠実さを備え、社会や学界で先導的役割を果たし、社会的責任を果たすことができる。
- ・政治学に関する専門的知識を深化させ、先端的な研究を自立して遂行できる。
- ・異分野共創による知の融合を通じて、国際社会の複合的課題の解決に資する独創的な研究を遂行し、新たな学術的・社会的価値を創出できる。
- ・文化や価値観の多様性を踏まえ、国際的な研究協働においてリーダーシップを発揮し、国際学術交流を主導できる。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

本学の定める教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、本学の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、大学院課程においては国際的に通用する深い学識、高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性において優れた人材を養成するため、それぞれの研究科・専攻の教育目標にあわせたカリキュラムを編成する。

これらを踏まえた上で、国際協力研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を設定する。

博士課程前期課程

1. 「人間性」を身につけるため、多様な視点から社会課題を捉え、自ら主体的に学びを構想する力を養う共同指導科目を入学時に開設する。
2. 「創造性」を身につけるため、主専攻・副専攻制度、異分野共創型演習、異分野的視点を導入した修士論文共同指導等を体系化した異分野共創カリキュラムを開設する。
3. 「国際性」を身につけるため、海外実習及び海外におけるインターンシップを科目として開講するとともに、日本語・英語両コースの科目を相互に履修できる仕組みを整える。
4. 深い学識を涵養し、国際協力研究科ディプロマ・ポリシーが定める専門的能力を身に

つけるため、各学位に応じた専門性の高い科目を開設する。

修士（国際学）

- ・国際学に関する知識を身につけ、国際学を基盤として様々な事象に対する的確な判断のための論理的分析ができるように国際防災論、災害復興論等の科目を開設する。

修士（経済学）

- ・経済学に関する知識を身につけ、経済学を基盤として様々な事象に対する的確な判断のための論理的分析ができるように開発経済論、計量経済分析等の科目を開設する。

修士（法学）

- ・法学に関する知識を身につけ、法学を基盤として様々な事象に対する的確な判断のための論理的分析ができるように国際機構法、法整備支援論等の科目を開設する。

修士（政治学）

- ・政治学に関する知識を身につけ、政治学を基盤として様々な事象に対する的確な判断のための論理的分析ができるように政治分析の方法概論、比較政治文化等の科目を開設する。

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、フィールドワーク等を適宜組み合わせで行う。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習及び実習科目については、レポート、参加度、発表内容、実習内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

博士課程後期課程

1. 「人間性」を身につけるため、研究倫理や学術的誠実さ、社会的責任への理解を基盤とした異分野共創科目を開講する。
2. 「創造性」を身につけるため、異分野共創型演習、異分野的視点を導入した博士論文共同指導等を体系化した異分野共創カリキュラムを開設し、研究報告Ⅰ、研究報告Ⅱ、研究報告Ⅲを行う。
3. 「国際性」を身につけるため、国際組織運営論、高度海外研究・インターンシップを開講するとともに、国際学会での発表や国際ジャーナルへの論文投稿について実践的指導を行う。
4. 国際協力研究科ディプロマ・ポリシーが定める豊かな学識及び高度の研究能力を身につけるため、博士（学術）、博士（経済学）、博士（法学）、博士（政治学）の各学位に応じた特殊研究を開講する。

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、フィールドワーク等を適宜組み合わせで行う。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多角的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・特殊研究及び実習科目については、レポート、参加度、発表内容、実習内容等により、学修目標に即して多角的、包括的な方法で到達度を判定する。

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

本学の定める入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、世界に開かれた国際都市神戸に立地する大学として、国際的で先端的な研究・教育の拠点になることを目指しています。

これまで人類が築いてきた学問を継承するとともに、不断の努力を傾注して新しい知を創造し、人類社会の発展に貢献しようとする次のような学生を求めています。

●神戸大学の求める学生像

1. 進取の気性に富み、人間と自然を愛する学生

〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕

2. 旺盛な学習意欲を持ち、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生

〔求める要素：知識・技能，主体性・協働性，関心・意欲〕

3. 常に視野を広め、主体的に考える姿勢を持った学生

〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕

4. コミュニケーション能力を高め、異なる考え方や文化を尊重する学生

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性〕

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、神戸大学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測るため、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

これらを踏まえた上で、国際協力研究科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を設定する。

国際協力研究科は、国際舞台で活躍できる優秀な人材を育成し、さまざまな活動を通じて国際社会の発展に貢献することを目標としています。この目標のもとに、各教員が共同体制のもとで学際性、専門性、実践性を重視した大学院教育及び研究を推進し、学生が複合的な社会課題に対応するための異分野共創を実践的に獲得していく力を養成します。

本研究科は、相互理解と人権尊重に基づく国際社会の実現に向け、社会のニーズに応答しつつ、教育、研究、さらには社会貢献活動を、互いに連携させながら推進していきます。この理念のもと、次のような学生を求めています。

博士課程前期課程

●国際協力研究科博士課程前期課程の求める学生像

1. 国際協力に対する関心をもち、国際社会が直面する課題に取り組もうとする人材

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

2. 異文化理解を基盤とし，多様な知を結び合わせて異分野共創を実践できる人材

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

3. 国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち，そのために主体的に学び，協働できる人材

〔求める要素：知識・技能，主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために，国際協力研究科博士課程前期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

博士課程後期課程

●国際協力研究科博士課程後期課程の求める学生像

1. 国際協力に対する理解と関心をもち，国際社会が直面する課題の解決に取り組もうとする人材

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

2. 異文化や多様な知を接続し，異分野共創を通じて課題解決に活かす人材

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

3. 国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち，高度な専門知と異分野共創を背景に，新たな価値を創出できる人材

〔求める要素：知識・技能，主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために，国際協力研究科博士課程後期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

(4) 養成する人材像と3つのポリシーの相関及び整合性

【養成する人材像とディプロマ・ポリシーの相関及び整合性】

本専攻は，国際社会の複雑かつ多層的な課題に対し，分野を越えて協働しながら持続可能な社会の構築に寄与できる人材を育成することを目的とする。そのため，国際協力研究科として掲げる「養成する人材像」と，「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は密接に対応して設計されており，教育課程全体において理念的・構造的整合性が確保されている。本項では，博士課程前期課程及び博士課程後期課程における両者の関係性を明確にし，それぞれの教育段階において到達すべき能力水準と学位授与の基準との一貫性について述べる。

1. 全体構造としての整合性

本専攻の教育体系は，社会の変化と国際課題の複雑化に対応するため，「異分野共創」と

いう理念を中核に据えて構築されている。「養成する人材像」では、博士課程前期課程を「異分野共創型実践人材」、博士課程後期課程を「価値共創型高度人材」として位置付け、実践力から創造力へと発展的に学修成果を高める構造を採用している。この段階的発達モデルに対応して、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」においても、博士課程前期課程では実務的・応用的能力の修得を、博士課程後期課程では理論的・創造的研究能力の確立を重視する設計となっている。

すなわち、前期課程段階においては「課題の発見と解決の実践能力」を、後期課程段階においては「知の創出と社会的変革を導く学術的能力」をそれぞれ達成目標として明確に設定しており、教育目的・学位授与基準・能力評価の三者が体系的に連動している。両課程の接続により、博士課程前期課程で獲得した学際的分析力・協働力を基礎として、博士課程後期課程において新たな理論構築力・創造的発信力へと発展させる連続性が担保されている点において、教育体系全体としての理念的・構造的整合性が確保されている。

2. 博士課程前期課程における整合性

（「異分野共創型実践人材」と「ディプロマ・ポリシー」）

博士課程前期課程では、「多様な文化・価値観への理解を基盤に、国際的なコミュニケーション能力を駆使し、社会課題に対して異分野共創的に解決策を構想・実践する人材」を養成することを目的としている。この人材像に対応して、ディプロマ・ポリシーでは、修士（国際学）、修士（経済学）、修士（法学）、修士（政治学）の各学位に共通して「異分野共創による課題解決能力」、「多角的分析力」、「国際的協働力」を評価の中核に据えている。

すなわち、博士課程前期課程で養成する「実践人材」は、理論と実践を統合しながら、社会課題の発見と解決に取り組む能力を重視しており、ディプロマ・ポリシーにおいても共通の評価指標として具体化されている。修士（国際学）、修士（経済学）、修士（法学）、修士（政治学）の各学位に共通して、①学際的分析力、②専門知識の応用力、③多文化協働力、④政策形成・提案能力の四要素を明示的に設定している。これにより、「社会課題の発見と解決」という実践的教育目標が、学位授与基準の形で具体的に可視化されており、人材像とディプロマ・ポリシーとが学位の種別を越えて一貫した構造で対応付けられている。

このように、博士課程前期課程のディプロマ・ポリシーは、「異分野共創型実践人材」の到達像を学位ごとに分解し、修了認定に必要な知識・技能・態度を具体的に定義するものである。学位授与の条件として修士論文又は実践研究成果を審査対象とすることにより、学術的な理論深化と現場実践を結び付ける教育目標が制度的に担保されている。

3. 博士課程後期課程における整合性

（「価値共創型高度人材」と「ディプロマ・ポリシー」）

博士課程後期課程では、「持続可能な開発と新たな価値の創出を先導し、分野横断的知識と高度な専門知識に基づいて社会変革を主導する人材」の育成を掲げている。この人材像は、博士課程前期課程で培った異分野共創による実践的協働力を更に発展させ、異なる専門や立場を架橋しながら独創的な研究を遂行し、その成果を国際的に発信することを通じて、新

たな社会的価値を共創する能力へと発展させることを重視している。これに対応して、ディプロマ・ポリシーでは、博士（学術）、博士（経済学）、博士（法学）及び博士（政治学）の各学位に共通して、①広い教養と学術的誠実さ、②各専門分野における高度な研究遂行能力、③異分野共創による知の融合を通じた独創的研究の遂行と価値創出、④国際的研究協働を主導する力を学位授与の基準として設定している。

博士課程後期課程のディプロマ・ポリシーが重視する「異分野共創による知の融合を通じて独創的研究を遂行し、新たな学術的・社会的価値を創出できる」という到達目標は、まさに本専攻の人材像における「価値共創」を学術的に体現する能力である。学生は、複数分野の理論・方法論を組み合わせて自らの研究テーマを再構成し、従来の学問的枠組みにとらわれない新しい理論的知見を生み出すことが求められる。この点で、博士課程前期課程において重視される「社会課題を分析し、異分野共創によって解決策を構想・実践する能力」が、博士課程後期課程では、「自立した先端的研究の遂行」と「独創的な価値の創出」へと発展する構造が明確に位置付けられている。すなわち、前期課程で培われた実践的協働力を基盤として、後期課程においては学術研究の水準で異分野共創を深化させ、新たな知と価値を生み出すことが期待される。

さらに、ディプロマ・ポリシーにおける「国際的研究協働の推進」、「学術的誠実さと社会的責任」は、博士課程後期課程の人材像における「国際共同研究や政策形成を先導する力」と直接的に対応している。これにより、博士課程教育における国際的視座と倫理的基盤が明確化され、学位授与の基準と育成する人材像が理論的にも制度的にも連動している。

4. 体系的連関としての位置付け

本専攻では、博士課程前期課程・後期課程を通じて、教育目標、学位授与基準、到達能力を段階的に接続させる体系を明確にしている。すなわち、博士課程前期課程では「異分野共創によって社会課題の解決に取り組む実践的能力」を、博士課程後期課程では「自立した先端的研究を遂行し、異分野共創による知の融合を通じて新たな学術的・社会的価値を創出する能力」を段階的に発展させる構造を採用しており、両課程のディプロマ・ポリシーはそれぞれの人材像の発達段階を明示的に反映している。この体系により、学修成果は修士・博士の両段階で相互補完的に積み上げられ、修了時点での学位授与は、社会的・学術的能力の到達度を総合的に示すものとなる。

また、本専攻の教育課程において導入される「主専攻・副専攻制」や「異分野共創型カリキュラム」等の仕組みは、まさに「養成する人材像」と「ディプロマ・ポリシー」とを実質的に結び付ける制度的装置である。これらの科目群は、異なる専門領域の教員による複数指導体制の下で、学生が実際に学際的対話を行い、研究成果を社会に発信するプロセスを通じて、ディプロマ・ポリシーで定義された能力を段階的に習得できるよう設計されている。

以上のように、本専攻における「養成する人材像」と「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、理念・目的・成果評価の三層において相互に補完し合う構造を有している。博士課程前期課程では「異分野共創による実践的課題解決力」、博士課程後期課程では「異分野共創を基盤とした独創的研究と価値創出力」を核に据え、それぞれのディプロマ・ポリ

シーが明確な評価基準を通じて人材像を具体化している。両者の整合性は、教育課程全体の体系的連携により担保されており、本学の教育理念である「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」の実現に直結するものである。

本専攻は、これらの整合的体系の下で、社会的・学術的要請に応え得る大学院教育の新たなモデルを提示し、国際社会の持続的発展と人類共通の課題解決に貢献する高次専門人材を継続的に育成することを目指すものである。

【養成する人材像とカリキュラム・ポリシーの相関及び整合性】

本専攻における「養成する人材像」と「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、国際協力研究科の「異分野共創による国際社会の課題解決」という目標のもとで、理念的にも構造的にも緊密に連携している。本専攻は、これまで三専攻体制のもとで培ってきた専門的知見と国際教育の実績を継承しつつ、社会の複合課題に対応しうる人材の育成を目的として、教育体系全体を再構築したものである。そのため、「どのような人材を育成するか」という理念（養成する人材像）と、「どのような学びの体系を通じてそれを実現するか」という実践（カリキュラム・ポリシー）は、両輪として明確な整合関係に基づいて設計されている。

1. 全体構造としての整合性

本専攻の教育体系は、「異分野共創」、「専門性」、「実践性」、「国際性」の四要素を中核に据え、これらを段階的に発展させる仕組みとして構築されている。「養成する人材像」では、博士課程前期課程においては「異分野共創型実践人材」、博士課程後期課程においては「価値共創型高度人材」を育成することを掲げており、教育課程の設計もこの発達段階に沿って体系化されている。すなわち、博士課程前期課程では「課題を発見し、既存の知を応用して解決策を設計する力」を育み、博士課程後期課程では「新たな知を創出し、社会変革を先導する力」を涵養する構造となっている。教育課程は、理念的な人材像を具体的な学修成果として具現化する「実装の仕組み」として機能しており、両者の間には明確な整合性が確立されている。

2. 博士課程前期課程における相関と整合性

（「異分野共創型実践人材」の育成との関係）

博士課程前期課程では、社会の現場で課題を発見し、異なる学問領域の知を活用して実践的に解決を導くことができる人材の育成を目指している。この人材像に対応して、カリキュラム・ポリシーでは、「人間性」、「創造性」、「国際性」、「専門性」の四側面を有機的に組み合わせ合わせた教育体系を設計している。これは、単なる専門知識の修得にとどまらず、異文化理解、コミュニケーション能力、分析力、実践的判断力といった実務的総合力を段階的に養成する。

例えば、「人間性」の涵養を目的とする共同指導科目は、学生が多様な専門・文化的背景を持つ他者と対話しながら自身の研究課題を構築するプロセスを重視しており、「多様な価値観を理解し、主体的に学ぶ力」を掲げる人材像と直接的に対応している。

また、「創造性」を育成するための主専攻・副専攻制度や異分野共創型カリキュラムは、学生が異なる専門領域の理論や手法を組み合わせる能力を実践的に養うものであり、まさに「異分野の知を結び付け、課題解決を共創する人材」の養成方針を具体化している。

また、「国際性」の要素として設けられた海外実習・インターンシップは、「現場と政策をつなぐ実践力」を獲得する教育手段であり、人材像に示された「現場対応型能力」の形成を支えている。それだけでなく、本専攻では、学内においても国際性を日常的に涵養できる学修環境を整備している。具体的には、異分野共創型演習を通じて、学問分野・学位課程・履修言語の異なる学生が協働して課題に取り組む機会を設けるとともに、日本語・英語両コース間の科目の単位算入上限を撤廃し、言語やコースの枠を超えた柔軟な履修を可能としている。これにより、海外での実践学修と学内での国際化された学修環境とを組み合わせ、「国際性」を教育課程全体として体系的に育成している。

加えて、「専門性」の深化を目的とする学位別の専門科目群（開発経済論、法整備支援論、比較政治文化等）は、各人材が自らの専門基盤を明確に持ちながらも、異分野的応用を行うことを可能にするものである。これにより、博士課程前期課程の学生は、単なる知識の修得にとどまらず、政策・制度設計や国際協力の現場で即応可能な総合的課題解決能力を身につけることができる。すなわち、前期課程のカリキュラム・ポリシーは、理論的・実践的・国際的な学修プロセスを通じて、人材像の到達点を体系的に具現化するものであり、目的と手段の整合性が明確に確保されている。

3. 博士課程後期課程における相関と整合性

（「価値共創型高度人材」の育成との関係）

博士課程後期課程では、修士段階での学際実践力を基盤に、新たな知や価値を創出し、国際社会や学界に対して理論的・制度的革新を提起できる人材を育成することを目的としている。この目的に対応して、カリキュラム・ポリシーでは、研究者としての自立性と社会的責任を兼ね備えた高度専門職の育成を目指し、研究倫理・創造性・国際性・専門性の四要素を統合的に設計している。

まず、「人間性」の育成として位置付ける研究倫理科目や異分野共創科目は、学術的誠実さと公共的使命を理解し、知の創造に伴う社会的責任を自覚することを目的としており、博士課程後期課程の人材像に掲げる「学術と社会を結ぶ知の媒介者」としての資質を養うものである。

次に、「創造性」の育成として配置された異分野共創型演習及び博士論文共同指導制度は、複数教員による多角的指導を通じて新たな理論や枠組みを構築する力を涵養するものであり、「新しい社会価値を創出する人材」の育成理念と整合している。

また、「国際性」の涵養として設けられた「国際組織運営論」や「高度海外研究・インターンシップ」は、博士課程博士課程の学生が国際共同研究や学会発表、国際ジャーナルへの投稿を通じて世界的水準で研究成果を発信することを支援しており、ディプロマ・ポリシーにおける「国際的リーダーシップの発揮」と一致している。

さらに、「専門性」を深化させる特殊研究科目は、博士研究と密接に連動し、独創的研究を遂行する能力を体系的に育てるものである。これらの構成要素は、後期課程の人材像に示された「理論的創造力」と「社会的変革力」の双方を育むよう意図的に配置されており、目的と教育実践との整合が確保されている。

4. 体系的接続としての整合性

本専攻では、博士課程前期課程・後期課程を一体的に設計し、学修段階ごとの発達を体系的に接続している。博士課程前期課程で培う「課題発見・実践力」を博士課程後期課程における「理論創造・社会変革力」へと発展させることを通じて、教育課程全体で「知の共創」のプロセスを完結させる仕組みを採用している。また、主専攻・副専攻制度、異分野共創型カリキュラム、共同指導體制、国際インターンシップといった共通教育要素を、両課程にまたがる連携的教育プログラムとして配置しており、人材育成理念と教育課程運営との間の一貫性が制度的に担保されている。

以上のとおり、本専攻の養成する人材像とカリキュラム・ポリシーは、理念・目的・教育手段・評価の各段階において相互に補完的關係を有している。博士課程前期課程では、異分野共創を基盤とした実践的教育を通じて「課題解決型人材」を、博士課程後期課程では、理論的創造と国際的発信を通じて「価値創出型人材」を育成する。これらに貫く共通理念として「異分野共創」と「国際共修」を据えることで、教育の理念と実施方針との整合性を高い次元で実現している。本専攻は、こうした体系的整合性のもと、国際社会の持続的発展に寄与する知と人材を創出する大学院教育モデルとしての機能を果たすものである。

【養成する人材像とアドミッション・ポリシーの相関及び整合性】

本専攻における「養成する人材像」と「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、本専攻が掲げる教育理念である「異分野共創を通じた国際社会の課題解決」に基づき、理念的・構造的に整合した関係を有している。本専攻では、社会の複雑化・多層化が進む現代において、国際協力に関する理論的理解と実践的能力を兼ね備え、異なる文化・制度・価値観を接続しながら課題解決を共創する人材の育成を目的としている。そのため、教育の最終到達点として定める「養成する人材像」を具体化するための入口として、アドミッション・ポリシーを位置付け、両者を相互に補完する体系を構築している。

1. 全体構造としての整合性

本専攻の教育体系は、博士課程前期課程における「異分野共創型実践人材」と、博士課程後期課程における「価値共創型高度人材」という二段階の人材像を掲げ、学修段階に応じて「実践力」から「創造力」へと発展的に能力を形成する仕組みを備えている。アドミッション・ポリシーは、この発達構造に即して、各課程に入学する段階で学生が有すべき知識・技能・思考力・主体性・関心・意欲を明示し、教育課程を通じて育成すべき能力との接続を明確化している。

すなわち、入学時点で求める基本的素養や姿勢を「入り口」として定義し、修了時の人材

像を「出口」として設定することにより、教育の全プロセスにおける一貫性が確保されている。この一貫性は、本学がビジョンとして掲げる「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」と整合し、大学院教育としての体系的整備を体現するものである。

2. 博士課程前期課程における相関と整合性

（「異分野共創型実践人材」と「アドミッション・ポリシー」）

博士課程前期課程における「養成する人材像」は、多様な文化・価値観への深い理解を基盤に、国際的なコミュニケーション能力を駆使して、従来の枠組みにとらわれない解決策を共創する「国際社会における異分野共創人材」である。これに対応してアドミッション・ポリシーでは、「国際協力に対する関心をもち、異文化理解を基盤として、多様な他者と協働しながら主体的に学ぼうとする学生」を求めることを明示しており、出口としての人材像と、入口としての学生像が理念的に連続している。

博士課程前期課程の人材像が強調するのは、「国際的な対話と協働を通じて異なる知や価値観を結び付け、新たな解決策を共創する力」であり、それを可能にする前提として、入学者には「基礎的学問知識」、「多様な視点から考える思考力」、「協働的姿勢」、「国際社会への貢献意欲」が求められる。これらの要素は、アドミッション・ポリシーで掲げる四つの評価観点（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」、「関心・意欲」）と対応しており、入学段階で備えるべき資質と、修了時に到達すべき能力が段階的に接続されている。

例えば、「異文化理解を基盤とし、多様な知を結び合わせて異分野共創を実践できる人材」を求めるアドミッション・ポリシーは、まさに博士課程前期課程の教育目標である「異分野共創型カリキュラム」を通じた実践的協働力の育成と合致している。また、「国際社会の発展に貢献する意欲を持ち、主体的に学び協働できる人材」という入学者像は、修了後に国際機関・自治体・企業等で政策形成や事業運営を担う実践的専門人材という出口目標と連動している。

したがって、博士課程前期課程のアドミッション・ポリシーは、教育課程及びディプロマ・ポリシーと連動し、「異分野共創型実践人材」を育成するための入口基準として、明確な整合関係を有している。

3. 博士課程後期課程における相関と整合性

（「価値共創型高度人材」と「アドミッション・ポリシー」）

博士課程後期課程における「養成する人材像」は、分野横断的知識と高度専門性を基盤に、新たな価値や理論を創出し、国際社会や学界において知的リーダーシップを発揮する「価値共創型高度人材」である。この人材像に対応し、アドミッション・ポリシーでは、国際社会の構造的課題を自律的に探究し、異分野の知を融合して新しい理論や政策を提案する意欲と能力をもつ学生を求めている。

「知の創造と社会的発信」という教育目標は、入学者に求める「研究意欲・国際的視野・高い専門知識・創造的思考力」と完全に対応している。特に、アドミッション・ポリシーで掲げる「異文化や多様な知を接続し、異分野共創を通じて課題解決に活かす人材」は、博士

課程後期課程で重点的に育成する「新たな理論枠組みの構築」、「国際共同研究の推進」、「社会的制度の再設計」という能力要件と一致する。また、「国際社会の発展に貢献する意欲をもち、新たな価値を創出できる人材」という入学者像は、修了時の出口像である「国際的学術ネットワークを主導し、社会変革を牽引する研究者・実践者」との間に明確な連続性を有している。

入学者選抜においては、研究計画書や既発表論文等を通じて、入学者が有する研究能力と創造的思考の素養を多面的に評価する。この評価項目は、養成する人材像に掲げる「自立した研究遂行能力」、「学際的応用力」、「国際的発信力」を測定する基準として機能しており、アドミッション・ポリシーと教育目的の整合性を制度的に保証している。

4. 体系的接続としての整合性

本専攻では、博士課程前期課程・後期課程を通じ、教育目標（養成する人材像）、教育実践（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜（アドミッション・ポリシー）、成果評価（ディプロマ・ポリシー）の四つの要素を有機的に接続し、一貫した教育体系を構築している。特に、アドミッション・ポリシーは、教育課程全体における初期段階の位置付けとして、入学者が修了時に到達すべき人材像へと成長するための起点を示しており、「入口」と「出口」が理念的にも制度的にも連続している。

このような構造により、本専攻では、国際社会における複雑な課題を俯瞰的・実践的に捉え、異分野の知を活用し、解決策を共創する人材を継続的に育成することが可能となっている。博士課程前期課程では国際的コミュニケーション能力と共創力を備えた実践的人材を、博士課程後期課程では新たな価値の創出を先導する理論的・創造的人材を育成するという段階的目標は、入学者に求める資質・能力と明確に接続しており、教育理念と選抜方針との整合性が体系的に担保されている。

以上のとおり、本専攻における「養成する人材像」と「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、教育目的・教育課程・学位授与方針との有機的連関を保ちつつ、理念的・構造的に整合している。博士課程前期課程では、国際社会における異分野共創人材の育成を目指し、これを可能とする基礎的能力と意欲をもつ学生を受け入れる。博士課程後期課程では、社会に新たな価値をもたらす価値共創高度人材を育成し、その基盤となる学問的探究心と高度な研究能力を備えた学生を受け入れる。

これにより、本専攻の教育体系は、「入学（アドミッション）－学修（カリキュラム）－修了（ディプロマ）」の三位一体構造を形成し、国際社会の変化に対応し得る高度専門人材の持続的育成を実現するものである。

《資料 1：養成する人材像と 3 つのポリシーとの関連（博士課程前期課程）》

《資料 2：養成する人材像と 3 つのポリシーとの関連（博士課程後期課程）》

(5) 中心的な学問分野

本専攻の中心的な学問分野は、国際社会における複合的課題の解決を目的として、国際学・経済学・法学・政治学を基盤とする社会科学の学際的総合領域である。本専攻は、従来の「国際開発政策専攻」、「国際協力政策専攻」及び「地域協力政策専攻」で蓄積された教育・研究資源を統合し、グローバル化・感染症拡大・技術革新・地政学的変動等、現代社会が直面する課題に対応できる異分野共創の理念の下で、分野横断的な学修・研究の枠組みを整備するものである。

本専攻では、主専攻（演習）と学位を対応付けた体系的な学修構造を採用する。学生は所属する主専攻に対応する学問領域を基礎として学位を取得し、主専攻ごとに定められた基幹科目群の履修を通じて、当該分野の理論的・方法論的基礎を体系的に修得する。また、副専攻制により他分野の科目履修を行い、主専攻と副専攻の組み合わせを通じて、国際課題を多面的に捉える学修・研究構造を形成する。

学問領域と学位の対応は、以下の区分を基本とする。国際防災論の主専攻は修士（国際学）、経済学・開発経済学・教育開発論の主専攻は修士（経済学）、国際法学・開発法学の主専攻は修士（法学）、政治学・国際関係論の主専攻は修士（政治学）の学位取得を基本とする。

修士（国際学）に対応する主専攻は国際防災論（International Disaster Risk Reduction Management）とし、災害が社会的弱者により大きな影響を与え、格差を拡大させる構造に着目しながら、持続可能な地球社会の実現に向けた防災・復興の在り方を社会科学の視点から探究する。自然災害の発生状況や国際的防災枠組み、日本の果たすべき国際的役割を理解し、課題設定と解決策の構想に取り組む力を養う。

修士（経済学）に対応する主専攻は、経済学、開発経済学、教育開発論の三領域から構成され、人間開発の視点から国際社会の課題を分析し、政策・事業の設計と評価に結びつける能力を養うことを目的とする。経済学（Economics）の領域では、開発ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ及び開発マクロ経済学Ⅰ・Ⅱを基盤に、消費者・生産者・政府の行動原理、市場均衡、厚生、動学的分析等の理論的枠組みを体系的に修得する。あわせて統計的方法及び計量経済分析を通じて、実証研究を読み解き、データに基づき検証するための基礎的手法を身につける。開発経済学（Development Economics）の領域では、開発経済論Ⅰ・Ⅱを中心に、開発の主要テーマ（健康、教育、貧困等）を理論とデータ分析を往還しながら理解し、開発過程のメカニズムを実証的に捉える力を養う。さらに、開発金融論、地域経済論、地域経済特論、日本経済発展論、国際構造調整論等を通じて、金融包摂や国際資金移動、地域・国別の発展過程、貿易・投資を含む国際経済取引と政策の含意を多面的に検討する。教育開発論（Educational Development）の領域では、開発運営論を基盤に、開発評価論、人的資源開発論、Japanese ODA等を通じて、開発を実務的に捉える視点を養うとともに、教育を人間開発の中核として位置付け、教育開発論、教育開発評価論を通じて、教育政策・計画・評価の基本的視点を修得する。比較教育社会論・比較教育発展論等により、国や地域の文脈を踏まえた教育課題の理解を深め、国際援助機関等による支援の枠組みとその課題を批判的に検討する。

修士（法学）に対応する主専攻は、国際法学と開発法学であり、国際社会及び国際協力の現場において生じる法的課題を、理論的かつ実務的に解明することを目的とする。国際法学（International Law）の領域では、国際協力法、国際機構法、国際人権法、国際環境法等を基

盤に、国際社会におけるルール形成、紛争処理、グローバル・ガバナンスの在り方を理論的に探究し、国連機関等を含む国際的な制度枠組みの中で、法的専門性をもって課題解決に貢献できる能力の養成を重視する。一方、開発法学（Law and Development Studies）の領域では、法と国家建設、法と社会構築、法整備支援論等を基盤に、開発途上国における法の支配、司法・行政制度の整備、ガバナンス改革といった課題を対象に、現地の社会的・歴史的な文脈に根ざした制度設計と比較法的分析力を修得することを重視する。この二つの領域を通じて、学生は、国際社会のルールを担う法と、開発の現場で制度を形づくる法という異なる次元の法的課題を体系的に学び、国際機関、援助機関、政府・司法分野等において、法的専門性をもって国際協力に貢献できる人材としての基盤を形成する。

修士（政治学）に対応する主専攻は、政治学と国際関係論から構成され、国内政治と国際政治の両面から、統治とガバナンスの構造を解明することを目的とする。政治学（Politics）の領域では、比較政治・比較行政・比較民主主義論等に基づき、各国・各地域における政治体制、行政の役割、民主化とガバナンスの多様なあり方を比較的・歴史的に分析し、開発途上国を含む統治課題を読み解く力を養う。国際関係論（International Relations）の領域では、外交・安全保障、国際制度、グローバル・ガバナンス、トランスナショナル関係等に関する理論と実証研究を通じて、国家のみならず国際機関や NGO 等多様なアクターが関与する国際政治の構造と変動を分析する力を養う。これらを通じて、本主専攻では、国内の統治構造と国際秩序を架橋しながら、国際協力や開発政策を政治の視点から構想・評価できる専門性の形成を目指す。

これら四つの学位とそれに紐付けられた学問領域は、それぞれ独立した理論体系と研究手法を持つが、本専攻においてはそれらを単に併置するのではなく、「異分野共創」の理念の下で相互に関連させ、各分野の専門性を活かしながら国際課題に取り組むことに特色がある。例えば、開発政策を論じる際には、経済分析と同時に、法的制度設計、政治的意思決定、国際的枠組みの相互作用を多面的に検討する。環境問題や貧困問題の研究においても、経済・法・政治・社会・文化の各側面を多角的に扱うことで、実践的政策提言につながる研究を推進する。

また、本専攻では、国際協力や開発の現場で蓄積されてきた知見と学術研究を結びつけ、理論を現実の課題分析や政策構想に活かすことを重視する。講義・演習・フィールドワーク・海外実習等を通じて、学生が学問知と実践知を活用できるような学修環境を整備することになる。

以上のように、本専攻の中心的学問分野は、国際学・経済学・法学・政治学を基盤とする社会科学の学際的融合領域であり、各分野の専門性を活かしながら国際社会の複雑な課題に対応する教育・研究を行うことを目的とする。これにより、国際協力研究科は、理論と実践を結ぶ国際協力研究の中核拠点として、国際社会の持続的発展と知的貢献に寄与する。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科の名称

国際協力研究科（英語名称：Graduate School of International Cooperation Studies）

(2) 専攻の名称

国際協力専攻（英語名称：Department of International Cooperation Studies）

近年、国際社会は、地球規模での気候変動、感染症拡大、紛争・難民問題、AIをはじめとする技術革新等、従来の枠組みでは解決困難な複合的課題に直面している。こうした課題に対応するためには、単一分野の専門知のみならず、複数の学問領域を横断的に活用し、協働的に課題解決を図る能力を持つ人材の育成が不可欠である。

既設の「国際開発政策専攻」、「国際協力政策専攻」及び「地域協力政策専攻」は、これまでそれぞれ独自の専門性を発展させる上で一定の役割を果たしてきたが、近年の国際課題は、経済・法・政治・社会・文化等の要素が相互に関係し合う複合構造を呈しており、個別の専門領域のみに基づく教育研究では、課題の全体像をとらえ、実践的な解決策を構想することが困難になっている。

そのため、既設の三専攻で蓄積された知的資源と教育ノウハウを活かしつつ、異なる学問分野の専門性を協働的に活用する教育研究体制を構築するため、これら既設の三専攻を廃止し、新たに「国際協力」という包括的概念の下に学際的知を接続・活用することを目的とする専攻を設置することとした。

本専攻は、国際学・経済学・法学・政治学といった中心的学問分野を横断しつつ、国際社会の課題解決に寄与するという、教育・研究目的を簡明かつ的確に示すものである。さらに、本専攻が掲げる「異分野共創による国際社会への貢献」という理念とも整合しており、国際的な通用性と学術的明確性を併せ持ち、国際協力研究科がこれまで築いてきた学問的伝統と国際的信頼を継承しつつ、今後の教育・研究の方向性を象徴的に表現するものである。

以上の理由から、本専攻の名称を「国際協力専攻」とする。

(3) 学位の名称

博士課程前期課程

修士（国際学、経済学、法学又は政治学）

[英文名称：Master of International Studies, Master of Economics, Master of Laws or Master of Political Science]

博士課程後期課程

博士（学術、経済学、法学又は政治学）

[英文名称：Doctor of Philosophy, Doctor of Philosophy in Economics, Doctor of Laws or Doctor of Philosophy in Political Science]

3 教育課程の編成の考え方及び特色

【博士課程前期課程】

本専攻博士課程前期課程の教育課程は、国際社会における複合的課題に対応可能な「異分野共創型実践人材」の育成を目的とし、アドミッション・ポリシー (AP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、ディプロマ・ポリシー (DP) に基づき体系的に構成している。主専攻・副専攻制と共同指導科目、異分野共創型演習を中核とし、専門性の深化と学際的視点の獲得を両立させる教育体系を構築している。以下では、その編成思想及び特色を項目別に述べる。

(1) 科目区分の設定及びその理由

本専攻では、以下の科目区分を設定している。すなわち、①共同指導科目、②主専攻基幹科目、③主専攻専門科目、④演習、⑤異分野共創型演習、⑥副専攻科目、⑦共通科目である。

第一に共同指導科目は、多様な専門領域の教員が協働し、学生が自身の問題関心を多角的に構想するための基盤形成を目的として開設している。これはCPにおける「人間性」すなわち多様な視点から社会課題を捉える態度の涵養と合致し、APが掲げる「異文化理解を基盤とし多様な知を結び合わせる人材像」と整合する。

第二に、主専攻基幹科目・主専攻専門科目・演習は、専門性の深化を図るために設けられ、CPにおける「専門性」及び「創造性」の要請に応えるものである。学生は指導教員の所属領域を主専攻として選択し、体系的な専門知識の修得と研究方法論の修得を進める。

第三に、異分野共創型演習・副専攻科目は、主専攻と異なる領域に計画的に接続する仕組みとして設置され、CPの「国際性」及び「国際性」の育成と整合する。複雑化する国際課題に対し、領域横断的な視点を獲得するために不可欠な科目区分である。

最後に、共通科目は、国際協力分野に共通の基礎的素養（国際機関の制度、国際キャリア等）を涵養するために位置付けられている。

(2) 各科目区分の科目構成とその理由

共同指導科目には、「異分野共創概論」と「異分野共創のデザイン」を配置し、異分野共創の基本概念と自身の研究計画構築を段階的に導く内容としている。

主専攻科目は、国際防災論、経済学、開発法学、政治学、国際関係論等、国際協力の主要学術領域に対応した体系を構築している。各領域には、基幹科目（例：政治学研究入門）、専門科目（例：政治発展論）、演習が配置され、研究能力の段階的育成を可能とする。

副専攻科目は、主専攻と異なる領域から体系的に選択できるよう科目群を整理しており、副専攻の取得には4単位以上の履修を要する。

異分野共創型演習は、博士課程前期課程・後期課程の共通科目として設定され、異なる課程・学問領域・言語背景を持つ学生が混成して演習を行うことで、専門知の競合・接続・統合を図る。

共通科目では、国際機関でのキャリアや国際実務の制度を扱う「国際公務員養成論」「Careers in International Organizations」、実践経験を提供する「海外実習」、「インターンシップ」等を配置し、実務対応能力の育成を図っている。

(3) 科目区分における対応関係と整合性

CP と教育課程の整合性はカリキュラムマップに明確に示されており、DP の「多角的な視点に基づく課題把握」、「異分野共創による分析・課題解決」、「国際社会の複合的課題への対応力」といった到達目標に対し、各授業科目がどの能力の育成に寄与するかが体系的に整理されている。

共同指導科目は CP の「人間性」、副専攻科目・共創演習は「創造性」、「国際性」、主専攻科目は「専門性」に対応し、科目区分とポリシーとの対応関係が相互に補完するよう設計している。

(4) 必修・選択科目の構成とその理由

必修科目には、共同指導科目及び演習（研究指導）が位置付けられており、全学生が異分野共創の基本理念と研究遂行能力を確実に修得できるようにしている。

一方で、主専攻・副専攻科目は選択科目として幅広い科目構成とし、自身の専門性と学際性を主体的に設計できる柔軟性を確保している。特に副専攻科目を選択必修（4 単位）とし、あわせて異分野共創型演習の履修を奨励することにより、学生は一定量の他分野学修を必ず経験し、主専攻の理論や方法を相対化しながら研究構想を深化させることが制度的に担保されている。これにより、「専門の深化」と「他分野との接続」を制度的に保証する構造となっている。

(5) 履修順序（配当年次）の考え方

1 年次前期に共同指導科目と主専攻基幹科目を配置し、学修計画の設計と専門基礎能力の構築を図る。

1 年次後期から 2 年次にかけて、副専攻科目・異分野共創型演習・演習を中心に配置し、学際的視点を踏まえながら研究計画の精緻化から修士論文作成につなげる構造とする。

この体系により、学生が早期に研究テーマを確立し、主専攻と副専攻を組み合わせた高度な研究実践へ移行できるようにしている。

(6) 科目の設定単位数・単位時間数の考え方

授業科目の単位数は、大学院設置基準第 15 条において準用する 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 30 時間の学修時間をもって 1 単位として単位数を計算している。講義科目は 2 単位を基本とし、演習科目は学修負荷を踏まえて 2～4 単位を設定している。海外実習やインターンシップは実践性に鑑み、事前・事後学修を含む十分な学修時間を確保している。

(7) 授業期間と教育効果の確保

各授業科目の授業は、大学院設置基準第 15 条において準用する適切な基幹を単位として設定し、半期ごとに計画的な科目配置を実施している。特に共同指導科目は前期に集中配置し、研究指導科目は通年開講とすることで、継続的な指導体制を確保している。また、海外実習及びインターンシップについては、事前指導・実施・事後報告を連動させ、学修成果を最大化する構造を採用している。

(8) 課程制大学院制度の趣旨との整合性

博士課程前期課程は、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育に向けて－」(答申)が示す課程制大学院の趣旨、すなわち体系的教育・計画的な研究指導・学際的教育の充実に整合している。主専攻・副専攻制、共同指導体制、異分野共創型演習は、課程制大学院が求める「体系的性」、「柔軟性」、「学際性」を制度として具現化するものである。

(9) 主要授業科目の設定と人材像・ポリシーとの対応

主要科目である共同指導科目、主専攻専門科目、異分野共創型演習、演習は、養成する人材像である「国際社会における異分野共創人材」との対応を明確に有している。

共同指導科目は広い視野と問題構想力、主専攻科目は専門的分析能力、異分野共創型演習は多様な知を活用し協働する力、演習は研究遂行能力をそれぞれ涵養し、DPの到達目標を段階的に実現する役割を担っている。

以上のように、本専攻博士課程前期課程は、AP・CP・DPとの整合性を高い水準で確保しつつ、主専攻と副専攻を制度的に統合することにより、現代の複合的国際課題に対応し得る異分野共創人材の育成を体系的に実現する教育課程となっている。

【博士課程後期課程】

本専攻博士課程後期課程の教育課程は、博士課程前期課程で獲得した基礎的研究能力及び異分野共創の素地を基盤として、国際開発協力分野における高度専門職及び国際的研究者として自立した活動ができる「価値共創型高度人材」の養成を目的とし、前期課程と同様、アドミッション・ポリシー (AP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、ディプロマ・ポリシー (DP) に基づき体系的に編成している。

現代の国際社会が直面する課題は、地政学的緊張、気候危機、感染症、経済格差等、複雑かつ相互関連性が高く、従来の専門分野内部の方法論のみでは対処できない構造を持つ。博士課程後期課程においては、このような複合課題に対して、新たな価値・知識を創造し、国内外のステークホルダーと協働しながら社会実装につなげる能力を育成するため、研究指導の仕組みそのものに異分野共創の理念を組み込んでいる。以下、教育課程の体系的性と特色を項目別に詳述する。

(1) 科目区分の設定及びその理由

博士課程後期課程では、教育課程の中核となる活動が研究指導及び高度研究の遂行にあることを踏まえ、①異分野共創科目、②特殊研究、③博士論文指導、④異分野共創型演習、⑤実践的指導の五つの科目区分を設ける。

第一に、異分野共創科目は、博士課程前期課程で培われた学際的視野を深化させ、より高度な理論・方法論を横断的に学ぶために開設している。博士課程後期課程における研究は、単一領域にとどまらず、複数領域の知識や分析枠組みを参照し、研究課題に即して整理・再構成する能力育成を目的としている。

第二に、特殊研究は、指導教員の下での専門研究の深化を目的とし、博士論文の計画から完成に至るまで一貫した研究活動を支える中心的科目である。研究活動を通じて高度な専門性、理論的厳密性、独創性の涵養を図る。

第三に、博士論文指導においては、博士論文の計画策定から完成に至るまでの研究プロセスを段階的に確認・指導するため、主査（指導教員）及び副査（2名以上）による指導体制を整える。主査による専門的研究指導を基軸としつつ、研究の進捗に応じて多面的な検討が可能となるよう、副査から理論・方法等に関する助言を受ける。さらに、異分野共創の観点を確認するため、学生は必要に応じて希望する異分野教員から助言を得ることができる。これらは「研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の段階的な報告と連動して運用され、研究構想の明確化から分析の精緻化、最終成果の取りまとめまでを支援する。

第四に、異分野共創型演習は、博士課程前期課程・後期課程の共通科目として設定し、学問領域・学位課程（前期・後期）・言語背景等の異なる学生が混成して、主専攻とは異なる教員の指導を受けながら、異分野の摩擦や協働を通じて問題設定や解決策を検討する演習である。博士課程後期課程の学生は、自身の研究関心に照らして、異分野の視点を取り入れた検討を行い、研究の視野を広げる機会として位置付けられる。

最後に、実践的指導は、博士課程後期課程の学生が主体的に計画・実施する研究関連の実践活動について、指導教員の下で体系的な指導・助言を行うことを目的とする。具体的には、国際機関、政府機関、研究機関、NGO、民間企業等におけるインターンシップ、海外におけるフィールドワークや研究機関での研修、高度な実務への参画並びに国際学会での研究発表や学術誌への論文投稿等を含む。これらの活動は、博士研究との関連性を踏まえた研究実践として位置付けられ、活動内容や学修の実態に応じて、科目として単位化される場合もあれば、単位化を伴わない研究活動として実施される場合もある。いずれの場合においても、学生の研究の高度化と国際的発信力、学術的知見を社会に還元する力を育成する。この科目はCPの「創造性」、「国際性」と整合し、APが掲げる「異文化理解」、「国際協力への強い関心」を持つ人材像に対応している。

（2）各科目区分の科目構成とその理由

異分野共創科目を起点として、持続可能な開発と価値共創を共通テーマに、キャリアビジョンの明確化、研究成果の国際発信（学会発表・国際誌投稿・出版企画）、並びに国際チームによる共同研究プロジェクトの企画立案を段階的に実践し、異分野共創による研究構想力と国際的研究協働を主導する力の育成を図る。

指導教員が主導する特殊研究では、研究倫理、論文構造、学会発表、査読対応、分析手法の高度化等、博士論文執筆に必要な能力を段階的に身に付ける。

博士論文指導は、主査を中心としつつ、副査を含む複数教員による審査委員会を設置し、「研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通じて段階的に評価及び指導を行うこれにより、研究の専門的厳密性と学際的視野の両立を制度的に保証する。

異分野共創型演習は、前期・後期の学生が混成して演習を行うことにより、異分野共創の実践を通じて問題設定や分析視角を相互に磨く機会を提供する。

実践的指導は、博士課程後期課程の学生が主体的に取り組むインターンシップ、高度海外研究、国際学会発表、学術誌投稿等の研究実践を含め、博士課程後期課程の研究が現場課題と接続する機会を体系的に提供するために行う。

(3) 科目区分における対応関係と整合性

CP・AP・DP と教育課程の対応関係は明確である。DP は「高度な専門性」、「学際的価値創造力」、「国際的研究実践力」の三領域を示しているが、演習は専門性、異分野共創科目・異分野共創型演習は学際性、実践的指導は国際的実践力に対応し、博士論文指導はこれらを統合する役割を担う。この対応関係により、博士課程後期課程の教育課程は、研究者・専門職に必要な能力を体系的に育成する構造となっている。

(4) 必修・選択科目の構成とその理由

博士課程後期課程では、演習及び博士論文指導を必修とし、研究遂行に不可欠な科目を全学生に保証する。一方で、異分野共創科目や実践的指導は選択科目として、学生の研究テーマやキャリア志向に応じて柔軟に履修できるよう設計している。この柔軟性により、国際協力分野の多様な進路（研究者、国際機関職員、政府専門職、NGO・企業担当者等）に対応した個別最適化された学修設計が可能となる。

(5) 履修順序（配当年次）の考え方

博士課程後期課程は、研究計画の精緻化・論文執筆・成果発信という一連の研究プロセスを踏まえ、以下のように配当年次を設計する。

1年次：異分野共創科目・演習・異分野共創型演習の履修，研究計画書の確定，初期データ収集，博士論文指導，「研究報告Ⅰ」の実施

2年次：本格的な研究活動，高度海外研究・インターンシップ・国際学会発表・学術誌への論文投稿等の実践的指導，博士論文指導，「研究報告Ⅱ」の実施

3年次：論文執筆，博士論文指導，「研究報告Ⅲ」の実施，論文審査

この構造により、計画段階から完成段階まで途切れのない体系的な研究指導を可能とする。

(6) 科目の設定単位数・単位時間数の考え方

授業科目の単位数は、大学院設置基準第15条において準用する1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から30時間の学修時間をもって1単位として単位数を計算している。講義科目は1科目2単位を原則とし、演習及び論文指導は研究負荷を考慮し、学期単位で適切な単位数を設定する。実践的指導に関連する活動については、内容や学修実態に応じて、科目として単位化される場合と、単位化を伴わず研究活動として実施される場合がある。いずれの場合においても、事前・事後の指導を通じて学修内容の整理と研究への還元を行う。

(7) 授業期間と教育効果の確保

博士課程後期課程の授業は、前期・後期の半期制を基本とする。博士論文指導は通年で実施し、研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ等の段階的な研究報告を通じて教育課程に組み込む。

(8) 課程制大学院制度の趣旨との整合性

博士課程後期課程は、課程制大学院制度の要素である「体系的な研究指導」、「学位の質保証」、「学際性の強化」、「社会実装の重視」と完全に整合している。特に博士論文指導と実践的指導は、研究指導体制そのものに学際性・国際性・社会連携を組み込んだ制度であり、現代的大学院の理念を先導するものである。

(9) 主要授業科目の設定と人材像・ポリシーとの対応

主要授業科目である演習・博士論文指導・異分野共創型演習・実践的指導は、博士課程後期課程が養成する「価値共創型高度人材」と直接に対応している。

- ・異分野共創科目：学際的視点に基づく研究構想力及び価値共創の基盤形成
- ・特殊研究：高度専門性の形成
- ・博士論文指導：専門性・学際性・国際性を統合した研究遂行能力の育成
- ・異分野共創型演習：国際的協働・政策形成能力の獲得
- ・実践的指導：国際的課題解決に向けた実装力の涵養

これらを体系的に組み合わせることで、本課程はDPに掲げる能力を総合的に育成する。

以上のように、本専攻博士課程後期課程の教育課程は、CP・AP・DPの3ポリシーに整合し、専門性・学際性・国際性を兼ね備えた高度人材の育成を体系的かつ組織的に実現するものである。

4 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

博士課程前期課程

本専攻博士課程前期課程における教育方法は、国際社会が直面する複合的・多層的課題に対して、学問的厳密性と学際的実践力を備えた「異分野共創型実践人材」を育成するという研究科の理念に基づき設計している。

教育方法の中核は、講義・演習・共同指導・異分野共創型演習・フィールドワーク等を有機的に組み合わせた段階的教育モデルであり、学生の理解度や研究進捗に合わせた体系的な指導を行うことを目指している。本節では、教育方法の基本的考え方を、①授業方法の多様化と段階的展開、②学生数・授業規模の適正化、③配当年次の合理的設計、④教育時間・単位数設定の工夫の四つの観点から述べる。

【授業方法の多様化と段階的展開】

①多層的・体系的な授業方法の採用

本専攻では、講義形式、演習形式、ワークショップ形式、フィールドワーク、eラーニング活用型授業、共同指導型授業等、多様な授業方法を体系的に組み合わせている。講義では理論的基礎と国際協力分野の主要概念の理解を重視し、演習では知識の実践的応用を促す。共同指導科目や異分野共創型演習を通じて、複数教員が同時に授業に関与することにより、多様な研究領域の視点を交差させ、学生が一つの課題を学際的に理解する力を育成する。

②主専攻と副専攻の連動性を確保した教育方法

博士課程前期課程は一専攻制の下に主専攻・副専攻制を導入し、講義・演習・共同指導科目を通じて専門分野と学際分野を体系的に学修できるよう設計している。主専攻科目では理論的枠組みと研究方法の基礎を確立し、副専攻科目では主専攻と異なる知を体系的に吸収し、学生が自らの研究テーマを多角的に位置付けるための学習構造を形成する。共同指導科目はその橋渡し役として、複数教員による視点提示や学修計画策定支援を通じて、学生に主体的な学修デザインの立案を促す。

③異分野共創型演習による高次学習の展開

博士課程前期課程では学際的教育の中核として「異分野共創型演習」を開講する。この演習は、学問領域・国籍・言語コース（日本語・英語）等が異なる学生が合同で参加し、主専攻とは異なる専門領域の教員による指導の下、国際社会の複合課題に取り組む協働型学修である。グループワークやディスカッション、研究発表等を通して、異なる知の摩擦から新たな発想を生み出す創造的学習を実践する。CPが掲げる「創造性」及び「国際性」を直接に体現する教育方法である。

④海外実習・インターンシップによる実践的教育

本専攻では、海外実習（International Field Work）や国際機関・NGO・行政機関でのインターンシップを、学生が主体的に計画・実施する実践活動として位置付けている。これらの活動は、本専攻が一律に提供する科目ではないが、内容・期間・学修実態が教育課程上の要件を満たす場合には、所定の手続を経て単位として認定することができる。

⑤日英双方の授業による国際性の強化

日本語コースと英語コース間の科目履修制限を撤廃することにより、学生は必要に応じて英語開講科目を柔軟に履修できる。これにより、日本人学生も英語での議論・発表を通じて国際実践力を高め、留学生は日本語コースの講義でより深い専門理解を獲得できる。多様な背景を持つ学生が混在する学修環境により、国際協力実務に直接対応する能力を育成する。

【学生数及び授業規模の適正化】

①少人数教育を中心にした学修支援体制

本専攻は、学生の研究テーマや背景が多様であることを踏まえ、講義科目においても双方向形式を重視し、演習や共同指導科目では原則少人数で実施する。特に演習では、個々の研究進捗を的確に把握し、研究指導や学修支援を個別化するため、適正規模での開講を行う。これにより、学生一人ひとりの理解度・研究関心・キャリア目標に応じた指導を可能としている。

②異分野共創科目・共創演習における多様性の確保

一方で異分野共創型演習においては、異なる背景を持つ学生が十分な異分野交流を行うために、適正規模を保ちつつも異質性のある構成となるよう運営する。本専攻では主専攻・副専攻制を通じて、学生が複数分野の教員から助言を受ける機会を制度的に確保している。この仕組みは、異分野共創型演習における学修にも反映され、結果として共同指導的な学修環境が形成されることを想定している。

③英語科目と日本語科目の比率管理

教育効果を高めるため、日本語コース、英語コース双方の履修者が均衡よく混在する授業環境の維持に努める。英語開講科目は、国際協力分野の標準的なコミュニケーション手段である英語による議論・発表に習熟する機会を提供し、日本語開講科目では精緻な分析や政策議論に深く踏み込むことができる。

【配当年次の合理的設計】

本専攻では、博士課程前期課程における学修成果が段階的に積み上がるよう、教育課程全体を以下のように体系化している。

①1年次前期

共同指導科目、主専攻基幹科目を配置し、専門理論と学際的視野の基礎を固める時期と位置付ける。特に共同指導科目では、研究計画書作成、研究倫理、主専攻と副専攻の連結方法を扱い、主体的な学修計画を形成する。

②1年次後期

主専攻専門科目や副専攻科目を集中的に配置し、専門的分析力と学際的補完知識の深化を図る。異分野共創型演習をこの時期から履修可能とし、異分野的視点を研究テーマに接続する機会を提供する。

③2年次

2年次では、前年度までに形成した研究計画と理論的枠組みに基づき、修士論文の作成を中心とした研究活動を行う。研究の進展に応じて、必要な場合には、海外実習やインターンシッ

プ等の研究関連活動を行うこともあり、これらは指導教員の助言の下で、研究課題との関連性を踏まえて実施される。こうした活動を通じて、研究対象を取り巻く実務的・社会的文脈への理解を深め、修士論文の完成度を高めることを目指す。

このように、配当年次を研究段階の進展に応じて合理的に設計することで、学生は専門性・学際性・実践性を段階的に獲得できる体系となっている。

【教育時間・単位数設定の工夫】

①大学院設置基準に基づく単位体系

大学院設置基準第 15 条において準用する 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容（授業時間＋事前・事後学修）をもって構成することを標準とし、講義科目では 15 時間から 30 時間、演習・実践科目では内容に応じて負荷を調整して授業時間を設定している。特に演習科目では、研究発表・論文指導・討議等の学修負荷が大きいいため、十分な時間数を確保した設定とする。

②海外実習及びインターンシップにおける三段階指導（事前・実施・事後）

海外実習やインターンシップにおいては、事前指導（課題設定・文献調査）、現地での実施（調査・実務体験）、事後指導（分析・報告書作成）を必須とし、学修負荷が単位に反映されるよう時間配分を精緻化している。

以上のように、本専攻博士課程前期課程では、講義・演習・共同指導・異分野共創型演習を総合した教育方法を採用し、体系性・柔軟性・国際性・実践性を兼ね備えた教育体制を構築する。

これにより、学生は学問的厳密性と国際社会における課題解決能力の双方を確実に身に付け、修士論文作成やキャリア形成へと円滑に移行できる教育方法となっている。

博士課程後期課程

本専攻博士課程後期課程における教育方法は、博士課程前期課程で培った専門性と学際性をさらに発展させ、国際協力分野における高度研究を自律的に遂行し、新たな価値を創出できる「価値共創型高度人材」を育成することを目的として体系的に構築している。そのため、博士論文指導を中核とした研究指導を教育課程の中心に据え、研究段階に応じた段階的指導、異分野共創の視点を取り入れた研究助言、国際的研究実践と連動した指導を組み合わせることで、博士課程後期課程に求められる学術的厳密性と国際的実践力を統合的に育成する。

本節では、その教育方法の具体的特徴を、①研究指導方法の体系化と段階的展開、②学生数・授業規模の適正化、③配当年次の合理的設計、④教育時間・単位数設定の工夫の四つの観点から述べる。

【研究指導方法の体系化と段階的展開】

①博士論文指導を中核とする研究指導体制

博士課程後期課程では、講義や授業を中心とする教育ではなく、博士論文の作成を中核とした研究活動そのものを教育の中心に据えている。博士論文指導においては、「特殊研究」の中

で、研究計画の立案、理論枠組みや方法論の検討、論文構成の精緻化等について、指導教員を中心に段階的かつ体系的な指導を行う。

必要に応じて、異なる専門分野の教員による研究助言を取り入れることで、研究内容を多面的に検討し、博士研究の学術的厳密性と独創性を高める。本研究指導体制は、博士課程後期課程における研究の自律性を重視しつつ、適切な指導と検証を通じて研究の質を保証するものである。

本論文指導体制は、CPに掲げる「創造性」及び「国際性」並びにAPが示す「国際社会の課題に主体的に取り組む人材像」と明確に整合している。

②異分野共創科目・異分野共創型演習による協働的高次学習

博士課程後期課程では、博士論文指導を補完する集団的学修の場として、異分野共創科目及び異分野共創型演習を設けている。これらは、履修対象や参加形態に違いはあるものの、異なる専門領域、国籍、研究段階の学生が混成して参加し、複雑な国際課題を協働的に分析することを目的としている。

自身の研究課題を異分野の視点から相対化・再検討する機会を提供し、博士研究の構想力及び研究発信力の向上を図る。

③実践的指導と国際的研究実践の連動

博士課程後期課程における実践的指導は、学生が主体的に行う研究関連の実践活動について、博士研究との関係を踏まえて指導・助言を行うものである。国際共同研究、海外でのフィールドワーク、政策形成や評価にかかわる研究活動等について、指導教員が事前・事後の指導を行い、研究内容の精緻化や国際的学術・政策的文脈への位置付けを支援する。

【学生数及び授業規模の適正化】

①研究指導における適切な指導体制の確保

博士課程後期課程は、学生一人ひとりの研究テーマが高度かつ専門的であるため、各学生の研究内容に応じた指導体制を柔軟に構成している。指導教員を中心に、必要に応じて複数教員が関与することで、学生の研究進捗、研究倫理、方法論の選択、国際発信等について、複数視点からきめ細やかな指導を行うことが可能となる。

②異分野共創型演習における多様性の確保

一方、異分野共創型演習では、異なる専門背景を持つ学生が交流することで価値創造が生まれるため、一定規模の多様性を確保する。

③国際的な教育研究環境の形成

英語コース・日本語コースの学生が混在する授業を多く配置し、国際的な教育研究環境を意図的に形成する。

【配当年次の合理的設計】

博士課程後期課程では、博士論文の計画策定から完成に至るまでの研究プロセスを段階的に可視化し、研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを軸とした論文指導体制に基づいて教育内容を配置している。各年次の学修内容は、研究の進展段階に応じて柔軟に運用される。

① 1年次：研究構想の確立と指導体制の形成

博士課程後期課程入学後、指導教員との協議を通じて博士論文の研究テーマを確定し、理論枠組みや方法論を含む研究計画の精緻化を行う。同時に、異分野共創の視点を研究初期段階から確保するため、学生は希望する異分野教員を選定し、助言を得る体制を整える。1年次後期には研究報告Ⅰを実施し、博士研究の基本構想（研究背景、目的、先行研究の位置付け、理論枠組み、方法論、研究倫理等）を明確化する。

② 2年次：研究の深化と国際的研究発信の展開

2年次には、特殊研究を通じて博士論文の草稿作成を進め、分析結果の妥当性や方法論、章構成等について検討を行う。研究報告Ⅱでは、指導教員および副査が理論・方法の両面から助言を行い、研究内容の精緻化を図る。また、国際学会での研究発表や国際学術誌への投稿を視野に入れた研究発信を行い、博士研究を学術的文脈の中で位置付ける力を養う。研究テーマに応じて、インターンシップや高度海外研究等の実践的指導を取り入れることも可能であり、これらは博士論文の実証性や学術的意義の向上に資するものとして位置付けられる。

③ 3年次：博士論文の完成と最終評価

3年次前期には研究報告Ⅲを実施し、博士論文の構成、完成度、理論的貢献、実証分析の妥当性等について総括的な報告を行う。これまでの国際学会発表や投稿論文で得られた知見や評価も踏まえつつ、指導教員および副査による最終的な確認と助言を経て、博士論文の完成及び学位論文審査へと進む。

【教育時間・単位数設定の工夫】

① 大学院基準に基づく単位時間の適正化

大学院設置基準第15条において準用する1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容（授業時間＋事前・事後学修）をもって構成することを標準とし、講義科目は15時間から30時間、演習・論文指導科目はその性質上、十分な学修時間を要するため、適切な負荷設定を行っている。

② 博士研究を中核とした学習時間の位置付け

博士課程後期課程では、研究指導や論文執筆が教育の核心をなす。論文指導や特殊研究等を通じて、研究計画の立案、文献調査、分析、論文執筆といった一連の研究過程に十分な時間を充てることができるよう、教育課程全体を構成している。

③ 学生主体の実践的取り組みの単位化

博士課程後期課程では、学生が主体的に行う実践的指導（高度海外研究、インターンシップ等）について、博士研究との関連性や学修内容に応じて、単位として認定することができる。これらの取組については、事前・事後の指導を含め、指導教員が研究上の位置付けや学修成果を確認し、博士研究の深化及び国際的・実務的視点の修得につながるよう指導を行う。

以上のように、博士課程後期課程の教育方法は、学術的厳密性・学際的創造性・国際実践力を統合した体系的教育方法として設計されている。これにより、学生は高度な専門研究を遂行しつつ、国際社会の複合課題に対して新たな知と価値を創出できる人材として成長することがで

きる。

(2) 履修指導方法・研究指導方法

博士課程前期課程

本専攻博士課程前期課程の履修指導方法・研究指導方法は、「異分野共創型実践人材」の育成という研究科理念を実現するため、体系性・計画性・個別性を重視して設計している。学生が主専攻と副専攻を組み合わせ、自律的に学修計画を構築するとともに、研究テーマを多様な視点から深化させるため、履修指導と研究指導を相互連動させた構造を採用する。

また、国際性の高い国際協力研究科の特徴を活かし、英語・日本語双方の指導環境、多国籍構成の学生集団、国際機関との実践連携を通じて、多様な価値観が交差する学修環境を整備している。以下、履修指導・研究指導・国際的支援・成果発表の各観点について述べる。

【履修指導方法】

①主専攻・副専攻制に対応した計画的履修指導

一専攻制の下で主専攻・副専攻を設定しており、学生は主専攻の専門性と副専攻による学際性を組み合わせて学修する。そのため、入学初期の段階で教員との面談を通じ、主専攻選択の理由、研究関心、副専攻の希望、キャリア展望を把握する。これを踏まえ、指導教員が中心となり、個々の学生に適した履修計画を策定する。

②共同指導科目を起点とした履修計画形成

複数教員による「共同指導科目」が履修指導の入口として機能する。この科目では、主要領域（経済学、政治学、法学、国際防災論、国際関係論等）の基礎的視点が提示され、学生は自身の問題関心を多角的に再構成する。さらに、主副専攻の選択、履修順序、実践科目の位置付け等について具体的な助言を受け、自律的な学修デザインの基盤を形成する。

③個別指導と教員チームによる履修支援

指導教員に加え、副専攻領域の異分野教員も定期的に履修状況を確認し、履修科目の選択が研究テーマと整合しているかを助言する。異分野共創型演習をはじめとする学際科目が適切に組み込まれているかを点検し、特定分野に偏り過ぎることを防ぐことで、学際性と専門性のバランスを担保する。

④英語・日本語コースの横断履修支援

日本語コースと英語コースの科目間の履修制限を撤廃することから、履修指導においては、学生の語学能力、研究目的、将来のキャリア（国際機関志向等）に応じて、英語開講科目の選択も積極的に支援する。これにより、国際的研究環境に適応できる実践力を育成する。

【研究指導方法】

①指導教員を中心とした継続的研究指導

研究指導は、指導教員が中心となり、研究計画の立案から修士論文完成まで一貫して指導する。研究の進捗状況を定期的に確認し、分析手法や研究倫理の確認、文献の精査、データ収集計画、フィールド調査の計画等、研究に関する全般的な指導を行う。

②異分野教員による学際的視点の付加

副専攻領域の教員が研究指導の段階から指導に参画し、学生の研究テーマに学際的視点を取り入れる。例えば、経済学専攻の学生が政治学や国際法学の視点を取り入れる場合、異分野教員と共同で研究計画を再構成する等、多様なアプローチを可能にする。これにより、修士論文が異分野的知見と接続されることを制度的に保証する。

③演習による双方向型の指導

演習は博士課程前期課程における研究指導の中心であり、研究テーマの議論、先行研究の検討、データ分析、論文構成の助言、プレゼンテーション能力の育成を行う。双方向の対話を通じて研究を精緻化させ、複数の学生が互いに批判的に学ぶ環境を整備している。

④海外実習及びインターンシップとの連動

海外実習やインターンシップで得た知見は、研究指導において必ず扱われる。指導教員は、現地での観察や政策実務経験が研究テーマの深化にどのように結び付くかを助言し、理論と実践の往還を促す。

【学際的・国際的研究支援】

①異分野共創型演習による研究能力の拡張

学際的研究支援の中心的役割を果たすのが「異分野共創型演習」である。ここでは、異なる主専攻・副専攻を持つ学生が混成され、複雑な国際課題を協働して分析する。異なる視点をぶつけ合うことで、研究テーマを広い文脈に位置付ける力を養う。

②国際構成の学生集団による刺激的研究環境

本専攻は留学生比率が高く、国籍・文化・職業経験が多様である。この環境は学生の研究視野を国際的に広げ、研究対象国・地域に関する一次情報や政策知を得る機会となる。演習や共同指導科目での議論は、多文化的・国際的視点を自然と養う場となる。

③国際共同研究・海外調査の支援

指導教員は、必要に応じて海外での調査、国際共同研究、学会発表等を支援する。博士課程前期課程段階でも、国際共同研究、海外大学との交流機会を提供し、国際的研究者としての基盤形成を支援する。

【成果発表とフィードバックサイクル】

①定期的な研究発表と指導教員による評価

博士課程前期課程では、演習内での研究発表を定期的に義務付け、指導教員が評価・助言を行う。研究計画段階・予備調査段階・分析段階・論文構成段階といった各段階で評価サイクルを回すことで、研究の質を継続的に高める。

②異分野共創型演習での批判的フィードバック

異分野共創型演習では、学生同士が互いの研究テーマを批判的に検討し、背景知識の違いを越えて議論する。これにより、研究が特定の分野的視点に偏り過ぎることを防ぎ、複数領域をまたぐ視野の形成を促す。

③実践成果の学術的反映

海外実習やインターンシップの成果は、レポート提出だけでなく、研究指導の中で学術的分析へと転換する。実践経験を理論的枠組みと関連付ける総括指導を行うことで、研究の質と実務能力を同時に高める。

以上のように、博士課程前期課程の履修指導及び研究指導は、主専攻による専門性、副専攻と異分野共創型演習による学際性、国際的学修環境による実践性を有機的に組み合わせ、学生の主体的・自律的研究を支える体系的な教育体制となっている。

博士課程後期課程

本専攻博士課程後期課程における履修指導方法及び研究指導方法は、博士課程前期課程で修得した専門的基礎と学際的視野を更に発展させ、国際社会の複合的課題に対して独創的かつ実践的にアプローチできる高度研究人材を育成することを目的として構築している。

博士課程後期課程では、カリキュラムの中心が研究活動に置かれるため、履修指導・研究指導の双方を密接に連動させ、研究計画の立案から論文完成、国際的成果発信に至るまで一貫した高度指導体制を整備している。

以下では、(1) 履修指導方法、(2) 研究指導方法、(3) 学際的・国際的研究支援、(4) 成果発表とフィードバックサイクルの四つの観点から、本課程における体系的な指導方法について述べる。

【履修指導方法】

①研究基盤を確立するための個別履修指導

博士課程後期課程の履修指導では、学修が研究活動を中心に進むことを踏まえ、入学初期に指導教員を中心とした履修相談を行い、研究計画と整合的な履修内容を決定する。異分野共創科目、異分野共創型演習、実践的指導等は、研究の進展段階に応じて履修時期を調整できる体系となっており、各学生の研究テーマの成熟度に応じて柔軟に履修計画を構築する。

②専門分野の深化と学際的視野の拡張を両立する履修設計

博士課程後期課程では、専門分野への理解を深めるための演習及び関連科目に加え、異分野からの発想を研究に取り入れるため、異分野共創科目の履修を推奨している。これらは、研究テーマに新たな視角を導入し、独創性を高める役割を担う。履修指導の段階で、指導教員と異分野教員が協働し、学際性と専門性のバランスが最適化された履修内容となるよう支援する。

③国際研究・フィールド調査と連動した履修指導

国際機関、政府組織、海外大学、研究機関等と連携した活動は博士課程後期課程で重要な位置を占める。そのため、履修指導では、海外調査、国際共同研究、学会発表準備等との連動性を重視し、事前に履修計画へ組み込む。これにより、学生は研究を国際的文脈の中で展開する視点を早期に確立できる。

【研究指導方法】

①研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを軸とした博士研究の段階的指導

博士課程後期課程では、博士研究を教育課程の中核に据え、研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通じて研

究の進展を段階的に確認しながら指導を行う。研究報告Ⅰでは、博士論文の研究構想、研究背景、先行研究の位置付け、理論枠組み及び方法論の妥当性を中心に検討し、博士研究の基本設計を明確化する。研究報告Ⅱでは、調査・分析の進展状況や方法論の適切性、暫定的な研究成果について検討を行い、博士論文全体の構成や論理展開の精緻化を図る。研究報告Ⅲでは、博士論文の完成度、学術的貢献、実証分析の妥当性等について総合的な確認を行い、論文完成に向けた最終的な課題整理を行う。これらの研究報告を通じて、学生は研究の到達点と次段階の課題を明確にし、自律的かつ計画的に博士研究を深化させていく。

②異分野教員による助言を通じた学際的研究支援

本専攻博士課程後期課程では、博士研究に対して、必要に応じて異なる専門分野の教員から助言を受ける機会を設けている。異分野教員による助言は、研究テーマや分析枠組みを相対化し、複合的課題を扱う博士研究に多角的な視点を導入する役割を担う。これにより、学生は自身の専門分野に立脚しつつも、学際的視野を意識した研究構想の深化を図ることができる。

③実践的指導による社会接続型研究の支援

博士課程後期課程では、学生が主体的に学外の実務家や専門家にアプローチし、国際共同研究、調査プロジェクトへ参画できるよう実践的指導を行い、研究成果を社会課題の解決に結びつける力を育成する。指導教員は実践活動で得られた知見を学術的枠組みに位置付けるよう助言し、研究の社会的意義と学術的価値の双方を高める。

【学際的・国際的研究支援】

①異分野共創型演習による学際研究の深化

博士課程後期課程の「異分野共創型演習」では、博士課程前期課程で培った学際的対話を一層高度化し、複数領域の理論・方法を統合しながら新たな研究枠組みを構築する訓練を行う。学生は、多様な背景を持つ他の学生との協働を通じて、自身の研究が国際課題の中でどの位置にあり、どのように貢献し得るかを再構成する能力を養う。

②国際的研究ネットワークの活用

博士課程後期課程の研究指導では、国際機関や海外の教育研究機関との連携を前提とし、国際共同研究や海外査読論文への投稿、国際学会での発表を積極的に支援する。必要に応じて、海外調査や国際学会参加の準備について語学面・研究面から指導し、国際的研究者としての基礎能力を強化する。

③多言語環境を活かした研究支援

日本語・英語双方での指導を実施し、英語論文執筆や英語での学会発表を奨励する。多国籍の学生が在籍する環境を活かし、研究テーマに対して国際的視点を取り入れる機会を常に確保する。

【成果発表とフィードバックサイクル】

①研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び博士論文提出資格審査を通じた段階的質保証と助言

博士課程後期課程では、研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを博士研究の進展を確認する節目として位置付け、研究計画の策定から論文完成に至るまでの研究過程を段階的に可視化している。これらの

研究報告を通じて、研究の進捗状況や方向性を確認し、今後の課題や改善点について助言を行う。また、研究報告ⅠからⅢの過程においては、学位分野に応じて博士論文提出資格試験又は提出資格審査論文による資格審査を実施し、博士論文を提出するために必要な専門的能力が備わっているかを確認する。これらの段階的な確認と助言を通じて、博士研究の質を体系的に確保している。

②学術的・国際的フィードバックの強化

演習や異分野共創型演習での発表に加え、国内外の学会発表、国際ワークショップへの参加を推奨し、外部からの評価を得ることを推奨する。これにより、博士研究を国際的学術水準の中で顕彰し、研究の独創性や妥当性を高めることを促す。

③実践活動成果の学術的統合

フィールド調査や政策形成プロセスで得た成果については、演習や論文指導の中で学術的知見へと転換する指導を行う。実践と理論を往還させるフィードバック構造を持たせることで、国際協力分野における学術と実務を架橋する研究を実現する。

以上のように、博士課程後期課程の履修指導・研究指導は、主専攻に基づく高度専門性、異分野共創に基づく学際性、国際的研究環境を活かした実践性を三位一体で育成するために制度的に構築されている。本指導体制により、学生は学術的厳密性と国際社会への貢献可能性を併せ持つ高度研究人材として成長することが可能となる。

(3) 学位論文審査体制

博士課程前期課程

本専攻博士課程前期課程における学位論文審査体制は、研究科の掲げる「異分野共創型実践人材」の育成理念に基づき、専門性・学際性・国際性を総合的に評価できる仕組みとして構築する。学位論文は、学生が主専攻・副専攻の学修を通じて獲得した知識・方法論・分析能力を統合した成果であり、その水準を確実に保障するため、審査体制は複数教員による組織的・段階的な評価を特徴とし、透明性と公正性を制度的に担保している。以下に、審査体制の構造と手続を項目別に述べる。

【審査体制の基本構造】

指導教員による演習を修士論文作成の中心としつつ、学位論文審査に際しては、主査（指導教員）と副査2名で構成される審査体制を構築する。これにより、研究指導段階から学位審査段階に至るまで、一貫して複数視点から研究の妥当性・学術性を確認する体制を整えている。

特に本専攻は異分野共創を基本理念としており、審査委員会には学生の副専攻領域から異分野教員1名を含めるようにすることで、学際的視点からの検討を制度上保障し、研究の偏りや視野の狭さを是正する機能を備える。また、日本語コース・英語コース双方の学生が在籍することから、必要に応じて英語論文に対応できる教員体制も確保している。

【審査の手順】

学位論文の審査は、主査と副査による論文審査及び最終試験によって行う。これにより、論文

の水準を適切に評価する仕組みを構築している。

①論文審査

主査・副査が個別に論文を審査し、提出論文の構成、記述の明確性、研究としての整合性等を総合的に確認する。

②最終試験（口頭試験）

主査・副査3名による最終試験では、研究内容の理解度や説明の適切性、異分野共創への貢献に加え、質疑応答を通じて研究の位置付けや今後の展開可能性等を確認する。審査した教員は最終的な合否を決定し、その結果を研究科教授会に報告する。

【評価基準の明確化】

学位論文の評価基準は、研究科のDPと整合的に設定しており、以下の要素を中心に明示する。

- 学術上の創意工夫
- 問題意識及び課題設定の明確さ・適切さ
- 着眼点の斬新さ
- 資料及び先行研究の取扱いの適切さ
- 論旨の明確性・一貫性
- 論文構成の体系性
- 表現・表記法の適切さ

これらの基準は事前に学生へ周知し、研究計画段階や演習において指導教員が基準に沿った指導を行うことで、教育と審査の一貫性を確保している。

【公正性及び透明性の確保】

学位審査にかかわる公正性と透明性を確保するため、次の点を制度化している。

①複数教員による審査

指導教員が単独で判断することを避け、複数教員が共同で審査する仕組みとする。これにより、恣意的判断や偏りを防ぎ、客観性を担保する。

②外部との利害関係管理

指導教員と利害関係のない教員を審査に加えることで、利益相反を回避する。

③審査過程の記録化

論文審査・最終試験の内容は記録として保存し、審査の透明性と説明責任を担保する。

④評価基準の事前提示

学生に評価基準を明示し、審査に用いる観点を公開することで、公平性を確保する。

【外部評価の活用】

国際協力研究科は国際性の高い教育研究組織であり、指導教員の助言に基づく外部評価の積極的活用を奨励している。

①国際学会・国内学会での発表

研究成果を外部の研究者に公開し、学術的評価・批判を受けることで、論文の水準を客観的

に確認する。

②実務機関との協働によるフィードバック

海外実習やインターンシップで得た成果を外部機関の担当者に検討してもらい、研究の実務的価値を評価する。

以上のように、本専攻博士課程前期課程の学位論文審査体制は、専門性・学際性・国際性を総合的に評価できるよう体系的に設計され、公正性・透明性を確保した制度となっている。この体制により、修士論文の質保証が確実に担保され、研究科が目指す「異分野共創型実践人材」の育成が実質的に行われる構造となっている。

博士課程後期課程

本専攻博士課程後期課程における学位論文審査体制は、本専攻が掲げる「異分野共創により新たな価値を創出する高度研究人材」の育成理念の下、専門性・学際性・国際性を兼ね備えた研究成果を厳密に評価するための体系として設計している。

博士論文は、学术界及び国際社会に新たな知的貢献を行う高度研究成果であり、その水準の保証には、多面的・段階的・透明性の高い審査体制が不可欠である。本専攻では、学位論文審査委員会を軸として、複数教員による厳格な審査と外部評価の活用により、国際水準の博士論文審査を実現している。以下に、その構造と手続、評価基準、公正性確保の方策を述べる。

【審査体制の基本構造】

指導教員による特殊研究を研究指導の中心としつつ、学位論文審査に際しては、主査（指導教員）、副査2名以上で構成される「学位論文審査委員会」を設置する。これにより、博士論文審査における専門性・公正性を保障する。また、研究指導段階においては異分野共創の理念に基づき、必要に応じて異分野教員や学外の実務家からの指導を受けられる構造を確保するとともに、博士課程後期課程開始時に指導教員を中心に研究計画から最終成果まで一貫した質保証を担う。

【審査の過程と手順】

博士論文審査は、①研究報告Ⅰ、②博士論文提出資格試験・審査、③研究報告Ⅱ、④研究報告Ⅲ、⑤論文審査・最終試験（口頭試験）の五段階とし、各段階で複数教員が研究の質を確認する。

①研究報告Ⅰ

博士課程後期課程1年次を目安に実施する。研究目的、先行研究レビュー、理論枠組み、方法論、研究倫理、国際的意義の妥当性を検証し、不備がある場合は修正を求める。必要に応じて、異分野教員や学外の実務家からの助言を受け、研究計画段階で学際的な視野を取り入れる。審査委員会に加えて、一般に公開した形で実施されるため、質疑応答を通じて客観的な意見を受けることができる。

②博士論文提出資格試験・審査

2年次を目途に博士論文提出資格試験・審査を実施する。学生が博士論文の執筆を進めるに足る十分な専門的知識を有しているかを審査し、不足や行き詰まりが見られた場合には、審査委員会が具体的な改善指導を行い、研究の方向性を調整する。

③研究報告Ⅱ

博士課程後期課程2年次を目安に実施する。博士論文の草稿作成に向けて、分析結果の妥当性や方法論、章構成等について審査委員会から助言を行い、研究内容の精緻化を図る。必要に応じて、異分野教員や学外の実務家からの助言を受け、研究計画段階で学際的な視野を取り入れる。審査委員会に加えて、一般に公開した形で実施されるため、質疑応答を通じて客観的な意見を受けることができる。

④研究報告Ⅲ

博士論文の提出直前における研究の総括的成果報告を主な目的として実施される。博士論文の構成、完成度、理論的貢献、実証分析の妥当性等について、審査委員会からの最終的な確認と助言を経て、博士論文の完成及び提出に進む。審査委員会に加えて、一般に公開した形で実施されるため、質疑応答を通じて客観的な意見を受けることができる。

⑤論文審査・最終試験（口頭試験）

完成した博士論文について、審査委員会による論文審査及び最終試験を行う。研究方法の妥当性、学術的独創性、国際的貢献の可能性、論理構成、理論的深度、社会的実践への接続可能性等を総合的に評価する。審査委員会の決定は教授会に報告され、学位授与の最終判断が行われる。

【評価基準の明確化】

学位論文の評価基準を明文化し、学生に事前に提示することで、教育と審査の整合性を確保する。博士論文の審査にあたっては、国際的な学術水準を踏まえ、主として以下の観点から評価を行う。

- 国際的な学術上の貢献の有無
- 国際的な学術水準から見た問題意識及び課題設定の明確さ・適切さ
- 既存研究に対する独自の知見や着眼点の斬新さ
- 幅広く渉猟した資料及び先行研究の取扱いの適切さ
- 論旨の明確性・一貫性
- 論文構成の体系性
- 学術的表現及び表記法の適切さ

これらの基準は、研究指導の段階から学生に周知され、各審査段階で基準に沿った評価が行われる。

【公正性及び透明性の確保】

学位論文審査の公正性及び透明性を担保するため、次の制度を整備している。

①複数教員による審査

単独審査を排し、複数教員が共同で評価することで、恣意的判断を排除する。

②必要に応じた異分野教員の配置

指導教員の助言に基づき、専門領域に偏らない学際的視点の確保を制度的に担保する。

③利害関係管理の徹底

指導教員と利害関係を持つ教員を審査委員から除外し、公正性を保つ。

④審査過程の記録

研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ，博士論文提出資格審査・試験，論文審査・最終試験の記録を保存し，審査の透明性及び説明責任を確保する。

⑤基準の事前提示

評価基準を予め公開し，学生が論文作成において基準に沿った改善を行える環境を整える。

【外部評価の活用】

研究成果の国際的妥当性を確認するため，指導教員の助言に基づき，外部評価の積極的な活用を重視する。具体的には以下の取り組みを奨励する。

①国際学会・国内学会での発表

学生が研究成果を外部に発信し，国内外の研究者から批判的評価を受ける機会を設ける。

②学術誌への投稿奨励

査読付き論文への投稿を推奨し，第三者評価に基づく研究成果の検証を行う。

③研究科外部委員による助言

必要に応じ，専門家や実務家による意見を取り入れ，研究の国際的・社会的妥当性を向上させる。

④国際共同研究への参画

海外研究者・国際機関と連携し，研究成果を国際議論に接続させる。

以上のように，本専攻博士課程後期課程の学位論文審査体制は，専門性・学際性・国際性を総合的に評価する多段階・多視点の審査構造を備え，公正性と透明性を確実に担保した制度として設計されている。これにより，本専攻が育成を目指す「価値共創型高度人材」にふさわしい博士論文の質保証が実現される。

《資料3：博士課程後期課程における論文指導体制》

(4) 研究に関する倫理審査体制

国際協力研究科には，学内規程に基づく研究倫理審査委員会が設置されており，人を対象とする研究において，研究対象者の人権擁護及び研究の倫理的妥当性・科学的合理性を確保することを目的として，研究倫理審査を実施している。近年では，医学・生命科学分野に限らず，社会科学分野においても，侵襲の可能性やプライバシー侵害のリスクを含む研究が増加しており，研究倫理の遵守と倫理審査の実効性を確保することは，学術的信頼性の確保と，研究に参加する人々の尊厳及び安全の保護に不可欠である。

【研究倫理審査委員会による審査体制】

国際協力研究科には，当該研究科に所属する研究者（大学院生を含む。）の行う人間を直接対象とした実験研究である可能性がある研究プロジェクトについて，原則として研究開始前に研

研究倫理審査委員会の審査を受ける体制を整えている。匿名性が確保されていると考えられる研究であっても、データの組み合わせにより個人が特定される可能性がある場合や、研究内容が研究対象者の心理的負担を伴う場合等、広く人権擁護の観点から倫理的配慮が必要と判断される研究は、審査の対象となる。また、近年では、学術誌への投稿に際して、研究倫理審査を受けていることが求められるケースも増加しており、国際協力研究科では国際的な学術基準にも対応した研究倫理体制を構築している。

研究倫理審査委員会は、国際協力研究科の教授3名で構成されており、研究方法の妥当性、研究に伴うリスクと利益の均衡、インフォームド・コンセントの手続き、個人情報の管理方法、研究対象者の保護措置等について審査を行う。審査は、研究開始前に総務係を通じて申請された研究計画書及び同意書等の関係書類をもとに実施され、委員による検討・協議を経て、必要に応じて質問、修正、追記、書類の追加等を求める。問題点が解消されたと判断された場合に承認が与えられ、承認を得るまで研究を開始することはできない制度としている。場合によっては、研究デザインの変更や研究計画の中止を求めることもある。

また、本専攻では海外における調査研究が多いことから、研究対象国において現地倫理審査が義務付けられている場合には、当該国での倫理審査を受けた上で、学内倫理審査を追加して受けることを求めており、国際的に求められる研究倫理基準を遵守している。

【倫理教育の徹底】

本専攻では、博士課程前期課程・後期課程に共通して、研究倫理に関する教育を体系的に実施する。

①演習・特殊研究での倫理学習

学生は、演習・特殊研究の中で研究計画段階の倫理的課題を検討し、調査票作成、同意取得等のプロセスを具体的に扱う。

②e-learningによる倫理教育

国際協力研究科では、リスク抵触の恐れの有無を問わず、全ての学生・教員がオンライン倫理教育ツールによる倫理教育を受講するよう努めている。

【研究計画段階での指導教員による確認】

倫理審査を受ける以前の段階として、研究計画の立案時に指導教員が演習において倫理的妥当性を確認する。具体的には次の観点から点検する。

- 研究目的と方法が合理的か
- 対象者への負担やリスクが適切に最小化されているか
- インフォームド・コンセント手続が明確に設計されているか
- 個人情報・センシティブ情報の取扱いが適切か
- 対象地域の文化・宗教・習慣に対する配慮が十分か
- 現地の安全管理計画が策定されているか

博士課程後期課程では、博士論文提出資格審査の段階において、審査委員会による複数教員の確認を必須とし、学際的・国際的な視点から研究内容に内在する倫理的課題を点検する。この過

程で、この過程で、研究対象者の保護やデータ管理等に関する懸念が認められた場合には、研究計画の修正を求める。とりわけ、国際学術誌等の外部媒体への投稿を予定する研究については、投稿要件として研究倫理審査の通過が求められる場合が増加していることを踏まえ、必要に応じて研究倫理審査委員会の審査を経ることを求めている。

【不正行為防止と通報体制】

研究不正行為（捏造・改ざん・盗用等）及び研究活動上の不適切な行為の防止に向けて、国際協力研究科は「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」等の全学規程に基づき、遵守事項の周知と教育、記録・データ管理の徹底並びに相談・通報から調査までの手続を整備している。主な仕組みは以下のとおりである。

①全学規程に基づく遵守事項の周知・教育

大学構成員は、不正行為を行わないことに加え、他者による不正行為の防止に努める責務を負う。また、研究者倫理及び関係法令等に関する研修又は授業科目等（研修等）の受講を通じて、研究公正に関する理解を体系的に涵養する。

②研究資料・データの保存管理と適正な引用の徹底

研究活動の正当性の証明及び第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、研究データその他の研究資料を一定期間適切に保存・管理することを求める。あわせて、発表データの信頼性確保と、先行研究に対する公正かつ適切な引用を徹底する。

③相談・通報窓口と調査体制の整備

各部局に調査申立て・相談に迅速に対応する窓口を設置し、通報・相談を受け付ける。調査申立ては原則として顕名で受け付けるが、必要に応じて匿名による申立ても取り扱う。学長が調査実施を決定した場合には、防止委員会の下で調査委員会を設置し、利害関係の排除に配慮した上で調査を実施する。調査委員会は外部有識者を過半数とする等、公正性・透明性を担保した体制とする。

④再発防止措置

不正行為が認定された場合には、関係規程に基づき必要な措置を講じるとともに、再発防止の観点から原因分析及び体制の点検を行い、個人情報・知的財産の保護に支障のない範囲で部局と連携して周知・啓発を行う。

以上のように、本専攻の研究倫理審査体制は、全学規程に基づく研究公正・不正行為防止の枠組みを整備し、研究計画から成果発信に至る各段階で、研究の信頼性と説明可能性を担保している。とりわけ博士後期課程以上の研究活動については、研究倫理教育及び研究資料管理を基盤として、必要に応じて学内委員会による審査・調査手続に接続できる体制を運用している。

（5）修了要件

博士課程前期課程

本専攻博士課程前期課程における修了要件は、本専攻におけるディプロマ・ポリシーに基づき、国際社会の複雑な課題に対し多角的にアプローチできる「異分野共創型実践人材」を育成するため

に必要な学修成果を体系的に評価するよう設計している。

修了判定は、在学期間、修得単位数、必修科目の履修状況、学位論文又はリサーチペーパーの提出、論文審査と最終試験の可否で判定する方式を採る。以下に修了要件の詳細を述べる。

【在学期間】

本課程の標準修業年限は2年である。ただし、高度な学修成果を早期に達成し、国際協力研究科規則に定める要件を満たす優れた学生については、研究科教授会の審査を経て早期修了を認める制度を設けている。一方で、職業を有する者等の多様な履修ニーズに対応するため、所定の手続を経て標準修業年限を超えて計画的に履修することを可能とする長期履修制度も整備している。いずれの場合も、教育課程に定める科目の履修と学位論文等の審査を適切に経ることが前提である。

【修得単位数】

修了に必要な単位数は、国際協力研究科規則に基づき合計30単位以上とする。内訳は、主専攻基幹科目・主専攻専門科目・演習・副専攻科目・共同指導科目・異分野共創型演習・共通科目等で構成され、専門性と学際性の双方を担保するよう設計している。特に、本専攻の特徴である主専攻と副専攻の組み合わせによる体系的学修を反映させるため、副専攻科目についても一定の単位修得を求める。これにより、学生は専門領域の深化と他分野の視点の導入が学修過程で確保される。

【必修科目の履修】

博士課程前期課程では、異分野共創教育の中核をなす共同指導科目、研究遂行能力を養成する演習を必修科目として位置付けている。共同指導科目は、主専攻・副専攻を横断する広い視点から研究計画を構想する力を育成するため、全員が履修する。演習は、研究指導教員による継続的な研究指導と、学術的な議論・発表能力の涵養を目的とする。これらの必修科目の履修をもって、DPに掲げる能力の基盤が形成される。

【学位論文又はリサーチペーパーの提出】

修了に当たっては、学位論文（修士論文）又はリサーチペーパーのいずれかを提出しなければならない。学位論文は、学生自身の研究テーマに基づき、理論的・実証的分析を行った学術的成果として求められる。一方、リサーチペーパーは、国際協力分野の実務課題や政策課題に基づき、実践的分析や提言を重視した成果物であり、学術と実践の架橋を目指す本専攻の特色を反映している。いずれの場合も、主専攻・副専攻の学修内容が統合されていることが評価の前提となる。

【論文審査と最終試験の合格】

学位論文又はリサーチペーパーは、複数の教員で構成される審査委員会による厳正な審査を受ける。論文審査に加えて、研究内容についての最終試験（口頭試験）を実施し、研究目的の理解、分析の妥当性、学際的視点の活用状況、国際的意義、論文構成の整合性等を総合的に確認す

る。異分野共創型教育の特徴を反映し、副専攻領域の異分野教員も審査に参画できるようにすることで、研究が特定の専門領域に偏らず複数視点からの検証を受ける仕組みを整えている。審査委員会による合格判定を得た場合にのみ、修了要件として認定される。

博士課程後期課程

博士課程後期課程における修了要件は、本専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、学生が高度な専門性と学際性を備え、国際社会に新たな価値を創出し得る研究者として自立するために必要な学修成果を体系的に評価するよう構築している。

修了判定は、在学期間、修得単位数、必修科目の履修、博士論文の提出及び論文審査、最終試験によって行う。以下に、博士課程後期課程の修了要件の詳細を述べる。

【在学期間】

本課程の標準修業年限は3年である。ただし、研究が著しく進展し、国際協力研究科規則に定める条件を満たす高度な研究成果を一定期間内に達成した学生については、研究科教授会の審査を経て、早期修了を認める制度を設けている。一方で、職業を有する者等の多様な履修ニーズに対応するため、所定の手続を経て標準修業年限を超えて計画的に履修することを可能とする長期履修制度も整備している。教育課程に定める科目の履修と学位論文等の審査を適切に経ることが前提である

【修得単位数】

博士課程後期課程の修了には、国際協力研究科規則に基づき、8単位以上の修得が必要である。具体的には、博士論文作成に直接関係する特殊研究から8単位を修得しなければならない。

【必修科目の履修】

博士課程後期課程では、博士論文作成に不可欠な高度研究能力を育成するため、指導教員による特殊研究を必修とする。特殊研究は、博士論文作成に向けた研究活動の中心となる科目であり、研究計画の検討、研究報告、分析方法の精緻化、論文構成の検討等を通じて、博士課程後期課程に求められる高度な研究遂行能力を養成する。

加えて、単位には算入されないが修了に必須な過程として、論文指導（研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を通じて、節目ごとに研究成果を整理し、指導を受けながら博士研究を段階的に深化させていく。これらにより、学生は「専門性」、「学際性」、「国際性」、「自立した研究能力」というDPの要件を満たす基礎を身につける。

【学位論文の提出】

博士課程後期課程の修了に際しては、学术界・国際社会に新たな知を提示する博士論文を提出しなければならない。博士論文は、独創的問題設定、体系的分析、方法論的厳密性、国際的意義、学際的統合のいずれにおいても高い水準が求められる。本専攻では、調査研究・理論研究・実証研究・実践的政策研究等多様な形式を認めるが、国際協力分野の高度研究としての厳密性と新規

性が必須要件となる。論文提出には、論文指導（研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）及び博士論文提出資格試験・審査を経て、審査委員会が提出を認めた場合に限られる。

【論文審査と最終試験の合格】

提出された博士論文は、主査（指導教員）と副査2名で構成される博士論文審査委員会による厳正な審査を受ける。論文審査では、独創性、学術的貢献、国際的意義、方法論的妥当性、倫理性等を評価する。続いて口頭試験を実施し、研究の背景、方法、分析、解釈、学術的・社会的意義を学生自らが説明し、質疑応答に対応できるかを審査する。審査委員会の合格判定を得た場合にのみ、学位授与の条件を満たす。

（6）留学生への配慮

本学は、各学部・研究科に留学生担当教員を置き、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンター及び学務部国際課との連携の下、必要な支援を実施する体制を整備している。

毎年3月下旬に新入留学生を対象に実施している全学留学生オリエンテーションにおいては、修学上及び生活上の注意事項やアドバイス、渡日時の重要な手続、奨学金、保険、医療等について説明し、留学生が日本での学生生活を円滑に開始することができるような支援を行っている。

留学生相談指導については、同センターの専任教員が留学生アドバイザーとして、学修・研究に関する問題、異文化間コミュニケーションや研究室での人間関係、ハラスメントに関すること、身体や心の健康に関する問題、経済的な問題や家族の問題等の相談に応じている。さらに、同センターでは全留学生を対象に多くの日本語科目を提供しており、レベルや目的に応じた日本語学習が可能となっている。

経済面での支援としては、留学生が充実した学生生活を送れるよう、「神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金」を設置し、奨学金の支給等を行っている。

（7）履修モデル等

本専攻の履修モデルを示す。

《資料4：履修モデル①（修士（国際学））》

《資料5：履修モデル②（修士（経済学））》

《資料6：履修モデル③（修士（法学））》

《資料7：履修モデル④（修士（政治学））》

《資料8：履修モデル⑤（博士）（学術、経済学、法学又は政治学）》

《資料9：国際協力専攻（博士課程前期課程）修了までのスケジュール》

《資料10：国際協力専攻（博士課程後期課程）修了までのスケジュール》

5 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本専攻の博士課程前期課程においては、修了要件として「学位論文」に加え、実践的課題に対する高度な分析能力を育成する目的で、特定の課題に関する研究成果（以下「リサーチペーパー」という。）を提出対象として選択できる仕組みを設ける。

リサーチペーパーは、国際協力研究科の教育理念である「異分野共創型実践人材の育成」と整合的であり、学術的理論と国際協力の実務的課題を架橋することを目的として設定されるものである。

（1）特定の課題の内容とその適切性

リサーチペーパーで扱うテーマは、国際協力分野における政策課題、開発現場の実践的課題、人道支援、国際防災、教育開発、国際法・人権、経済開発等、多様な領域にわたる。これらは、国際社会の複雑な課題に対し、実証的知識と分析力を用いて現実的な解決策を提示することを意図したものであり、博士課程前期課程における学修目的に適切である。

また、リサーチペーパーは、学術的な独創性を追求する修士論文とは形式を異にするが、国際協力という実践領域においては、政策提言、ケーススタディ、フィールド調査の成果分析等、実務的価値の高い成果の形で知的貢献を行うことが可能である。この点で、本課題は博士課程前期課程の教育目的に十分適合するものであり、DP が掲げる「実践力」、「問題解決力」、「学際的視野」の育成に資する。

（2）教育研究水準の確保に向けた配慮

本専攻では、リサーチペーパーの教育研究水準を確保するため、次の措置を講じている。

【指導教員を中心とした継続的研究指導】

指導教員による演習を中心として、研究計画の立案からリサーチペーパー完成まで一貫した研究指導を実施する。研究の進捗状況を定期的に確認し、分析手法や研究倫理の確認、文献の精査、データ収集計画、フィールド調査の計画等、研究に関する全般的な指導を行う。

【異分野教員による学際的視点の付加】

副専攻領域の教員が研究指導の段階から指導に参画し、学生の研究テーマに学際的視点を取り入れる。これにより、リサーチペーパーが異分野的知見と接続されることを制度的に保証する。

【論文審査と最終試験の合格】

提出されたリサーチペーパーは、主査（指導教員）と副査1名によって厳正な審査を受ける。論文審査に加えて、研究内容についての最終試験（口頭試験）を実施し、研究目的の理解、分析の妥当性、国際的意義、論文構成の整合性等を総合的に確認する。最終試験で合格判定を得た場合にのみ、学位授与の条件を満たす。

【評価基準の明確化】

リサーチペーパーの評価基準は、研究科の DP と整合的に設定しており、以下の要素を中心に明示する。

- 学術上の創意工夫
- 問題意識及び課題設定の明確さ・適切さ
- 着眼点の斬新さ
- 資料及び先行研究の取扱いの適切さ
- 論旨の明確性・一貫性
- 論文構成の体系性
- 表現・表記法の適切さ

これらの基準は事前に学生へ周知し、研究計画段階や演習において指導教員が基準に沿った指導を行うことで、教育と審査の一貫性を確保している。

本専攻における特定課題研究制度は、博士課程前期課程の目的に合致した実践的成果の形成を可能としつつ、研究指導体制、審査方法、評価基準の整備により、十分な教育研究水準を担保するものである。これは、文部科学省が求める「当該課題が博士課程前期課程の目的に相当であること」「教育研究水準を確保するための配慮」に適切に対応する内容となっている。

6 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 27 条第 2 項において、「授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と定めており、同条第 3 項において、外国においても前項の規定が適用されると定めている。

本学では、各キャンパスの教室や附属図書館に無線 LAN を整備とともに、教員及び学生の両者に、学修支援システム(BEEF+: ビーフプラス)及びMicrosoft365 の個人アカウントを配付しているため、教員も学生も学内外を問わず、オンライン授業やオンデマンド授業の実施・参加が可能である。また、双方向性の議論が可能なハイブリッド対応教室等を利用し、講義だけでなく、外部の関係機関をオンラインでつなぎ、演習・実習のほか、インターンシップの一部や海外の大学とオンラインでのジョイントセミナーを行う際にも利用している。

7 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

(1) 標準修業年限

博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年とする。ただし、優れた業績を挙げた者については、前期課程においては1年以上在学、後期課程においては1年（2年未満の在学期間をもって前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

なお、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、前期課程にあつては2年を超えない範囲内で、後期課程にあつては3年を超えない範囲内で、許可した期間を加えた年数とする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

1. 履修指導及び研究指導は、関連する分野（主専攻）の指導教員が行う。
2. 履修指導については、主専攻の基幹科目や副専攻科目等、柔軟に時間設定をしながら学修計画を立てさせる。
3. 演習及び特殊研究については、指導教員と協議の上、研究テーマを選定する。また、指導教員と相談の上、異分野教員を選定し、異分野教員が行う演習（「異分野共創演習」）の受講を推奨する。指導教員は、必要に応じて異分野教員や実務家の助言を得ながら、研究テーマに沿った研究と論文作成の指導を行う。

(3) 授業の実施方法

原則は対面授業とするが、本学にて提供している学修支援システム(BEEF+：ビーフプラス)及びMicrosoft365 Education といった ICT を利用して、資料提供、オンライン授業、質疑応答、課題提出、小テスト等を、双方向でのやりとりを取り入れながら行うことで、地理的制約を回避し、時間調整の自由度を高めることとする。

(4) 教員の負担の程度

授業や研究指導においては、学修支援システム(BEEF+：ビーフプラス)や Microsoft365 Education を利用したり、シラバスにオフィスアワーを明記したりすることで、特定の教員に大幅な負担がかからないように工夫する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配慮

本学の学生であれば、本学が神戸市内の各キャンパスに有する9つの附属図書館を利用することが可能である。特に、国際協力研究科学生が授業を受ける六甲台キャンパスの社会科学系図書館は、夜間開館(平日の夜8時)や土曜日開館(夕方5時まで)を行っているため、平日日中以外でも利用となっている。近年は電子ジャーナルの利用も増えているため、ネットワークを経由して時間・場所を問わず、閲覧が可能な状況にある。また、本学の情報処理施設等は、本部事務局にて一元的に管理しており、全学生は個人アカウントにより、神戸大学独自の学内ネットワークにアクセスすることが可能である。特に、授業や研究指導で使用する教務情報システム(うり

ぼーネット)、学修支援システム(BEEF+: ビーフプラス)及びMicrosoft365 Education については、この個人アカウントを使用することで、いつでもどこからでもアクセスが可能になっている。そのため、学生は、履修手続等を大学外からでも行うことができる。このように、学生が地理的・時間的に制約がある場合であっても、本学では学内情報に安全にアクセスできる仕組みを構築している。学生の厚生に対しては、就業中の社会人学生を対象に長期履修制度を設けており、経済面から学修を支援する制度を設けている。附属図書館等には、学生利用時間には必要な職員を適切に配置し、学生支援に努めている。

(6) 入学者選抜の概要

国際協力研究科では、学生募集要項に教育方法の特例について明記し、社会人学生の修学に当たっては、指導教員と相談して無理のない履修計画を策定する等、適切に対応することとしている。

(7) 必要とされる分野であること

開発協力や国際関係の分野では、援助から共創へとパラダイムが転換しつつある。1990年代以降、国際開発政策、ガバナンス改革、人権・人道支援といった課題に対応してきた日本の国際協力は、現在では気候変動対応、パンデミック対策、紛争予防、デジタル化支援等、より複合的な課題に直面している。これらの課題は経済、政治、法律、環境といった複数領域の知を有機的に結びつけて初めて実効的な解決策を導き得るものであり、専門領域間の協働を制度的に担保する教育体制の整備が急務となっている。

こうした現状を踏まえ、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、国際機関や政府開発援助(ODA)実施機関、非政府組織(NGO)等で実務経験を持つ者を学生として受け入れ、単一の専門性に加え、異文化理解力、国際交渉力、データ分析能力等、複数の能力を統合的に発揮できる人材を育成することで、社会の要請に応えていく。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備状況

国際協力研究科は、基礎となる学部を持たない独立研究科である。一部の専任教員は、学士課程教育における全学共通授業科目を担当しているが、多くが、大学院を専ら担当する専任教員として配置されている。

8 入学者選抜の概要

(1) 国際協力専攻が求める学生

本専攻が基本理念として掲げる人材の養成を実現するため、前述の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき選抜する。

(2) 募集人員

国際協力専攻 博士課程前期課程 70 名
博士課程後期課程 23 名

(3) 選抜方法

1. 博士課程前期課程 日本語コース

①入試種別

一般入試及び社会人特別入試により入学者の選抜を行う。

各年度の入試の実施時期は概ね9月及び1月とし、入学時期は翌年度の4月とする。

学士号取得者及び学士号取得予定者を対象とし、募集人員は英語コースと合わせて70名とする。

②選抜方法

< 9月実施 >

第1段階：専門科目筆記試験

（社会人特別入試は専門科目に代えて小論文試験）

専門科目筆記試験は、一般入試では「経済学・経済開発論」、「法学概論」、「国際法」、「政治学」、「国際関係論」、「教育開発論」、「国際防災論」から1科目を選択する。社会人特別入試では「小論文」を選択する。

第2段階：口頭試験

口頭試験では、志望する研究テーマに関して、研究計画書等の内容を中心に質疑応答を行う。

< 1月実施 >

第1段階：書類審査

第2段階：口頭試験

書類審査では、研究計画書、推薦書、学業成績等を総合的に評価し、口頭試験の受験の可否を判定する。

口頭試験では、志望する研究テーマに関して、研究計画書等の内容を中心に質疑応答を行う。

2. 博士課程前期課程 英語コース

①入試種別

一般入試及び特別入試によって入学者の選抜を行う。

各年度の入試の実施時期は概ね3～4月とし、入学時期は翌年度の10月とする。

学士号取得者及び学士号取得予定者を対象とし、募集人員は日本語コースと合わせて70名とする。

②選抜方法

第1段階：書類審査

第2段階：口頭試験

書類審査では、研究計画書、推薦書、学業成績等を総合的に評価し、口頭試験の受験可否を判定する。

口頭試験では、志望する研究テーマに関して、研究計画書等の内容を中心に質疑応答を行う。

国際協力研究科が実施するダブルディグリー・プログラム又はJDS、ADB等の奨学金を受給している者については、特別入試を実施する。

3. 博士課程後期課程 日本語コース

①入試種別

各年度の入試の実施時期は概ね12月と2月とし、入学時期は翌年度の4月とする。

修士号取得者及び修士号取得予定者を対象とし、募集人員は英語コースと合わせて23名とする。

②選抜方法

研究計画書、提出論文及び必要な外国語能力等について、口頭試験による質疑応答を行う。

4. 博士課程後期課程 英語コース

①入試種別

各年度の入試の実施時期は概ね2～3月とし、入学時期は翌年度の10月とする。

修士号取得者及び修士号取得予定者を対象とし、募集人員は日本語コースと合わせて23名とする。

②選抜方法

研究計画書、提出論文及び必要な外国語能力等について、口頭試験による質疑応答を行う。

9 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置の考え方

本学の教員は、教育、研究その他業務の分野に応じた教員の組織である「学域」に所属する。

本専攻に配置する教員は、主に「国際協力学域」に所属する教員と、一部「先端経済経営研究学域」及び「教育基盤域」に所属する教員であり、本専攻の専任教員として、教育課程の編成その他学部の運営に責任を担い、教育課程における授業及び研究指導を担当する。

各専任教員は、各教員の教育研究分野等に基づき、国際防災論、経済学、開発経済学、教育開発論、開発法学、国際法学、政治学、国際関係論等に関連する講義科目及び演習（研究指導）を中心に担当する。

《資料 1 1：国際協力研究科の教育研究実施体制》

なお、専任教員の教育研究分野は、以下に示すとおりであり、専任教員のほとんどが博士（法学）、博士（政治学）、博士（経済学）博士（教育学）、博士（工学）等、博士の学位を取得している。

＜専任教員の教育研究分野＞

開発経済論、開発政策論、開発計画論、国際構造調整論、地域経済論、国際協力法、トランスナショナル関係論、政治社会発展論、開発運営論、制度構築論、国際防災論、教育協力論
--

＜専任教員の学位（博士）取得状況＞

専攻分野 の名称	法学	政治 学	経済 学	教育 学	学術	Ph. D.	計
教員数	5人	2人	6人	2人	3人	6人	24人

(2) 教員の年齢構成

本専攻博士課程前期課程の専任教員28人の内訳は、教授16人、准教授10人、講師1人、助教1人である。また、本専攻博士課程後期課程の専任教員24人の内訳は、教授14人、准教授10人である。

この年齢構成は、完成年度（令和11年度）の3月31日時点で、30歳～39歳が1人、40歳～49歳が7人、50歳～59歳が12人、60歳～64歳が6人となっており、職位、年齢構成のバランスの観点から、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない構成となっている。

本学の教員の定年については、「国立大学法人神戸大学職員就業規則」第66条において、満65歳と規定している。

なお、今後、退職者等が出た場合は、後任となる専任教員を速やかに補充するが、その際には、若手教員等の積極的な採用により、適切な年齢構成による教育研究体制を維持する。

《資料 1 2：国立大学法人神戸大学職員就業規則》

(4) 教員及び事務職員相互の組織的な連携体制

本学には、庶務、会計、施設、学生の支援等に関する事務を処理するため、事務局を置き、事務局に総務部、企画部、学術研究・社会共創推進部、財務部、学務部及び施設部並びに情報推進課を置いている。

また、各学部等にもそれぞれ事務部を置いている。

国際協力研究科の事務については、国際協力研究科事務部（総務係、会計係及び教務係）において国際協力研究科の運営及び人事、庶務、福利厚生、財務、施設並びに学生の教務や厚生補導等の学生支援等を行う組織を編制しており、教員及び事務職員の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

前述の学務部に置かれる学生支援課が運営する学生センターでは、経済上、健康上等安定した中での学問研究や課外活動等の学生生活を送ることができるよう、全学の学生に共通する生活条件の改善や環境整備、課外活動、学生寮の運営、更には奨学金、授業料の免除等の修学援助業務を一元的に取り扱うとともに、学生生活における様々な学生相談に応じる等、学生生活全般にわたる指導助言及び支援を行うほか、内容によっては更に適切な相談窓口を紹介している。

本学のキャリア・就職支援業務を行うキャリアセンターでは、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格を有する専門的知識が豊富な「キャリアアドバイザー」を配置し、進路や就職に関する個別相談を行っており、学生や職員の心身に関する専門的業務を行う「保健管理センター」（インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター）では、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導及び健康教育等を行っている。

10 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方、実施体制

本学は、令和3年4月に神戸大学ビジョン『「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」を目指して』を策定し、研究においては、独自性を重視し、知的活動や創造力によって真理を探究する基礎科学研究、あるいは、地域社会と共創した応用科学研究を遂行する。国際性と先進性のある神戸という地域に根差し、世界を見据えた本学に対する社会の期待に応えるべく、産業界、自治体等と共創し世界を牽引する開かれた卓越研究拠点を構築して、先端研究で優れた知とイノベーションを創出し、それらを社会に還元することによりSDGsが掲げる地球的諸課題の解決を目指す。さらに、多元化・複雑化・流動化するポストコロナ時代の社会構造や学術動向にも対応し得る適応力としなやかで強靱な継続的成長を促す持続力の強化により、研究力を高めレジリエンスのあるイノベーションエコシステムを構築することを目標として掲げている。

これらの目標を達成するため、本学戦略企画室（研究戦略企画部門）による研究の基本的戦略の立案の下、全学的な研究力強化、社会共創及びイノベーション創出の推進をミッションとする学術・社会共創機構が中心となり、研究及び研究者支援を実施している。

学術・社会共創機構の業務は以下のとおりである。

- (1) 本学の研究戦略の策定の支援に関すること。
- (2) 全学の研究力強化、社会共創及びイノベーション創出の推進のための具体的な施策の企画立案及び実施に関すること。
- (3) 科学研究費助成事業など各府省が配分する競争的研究費や公募型大型研究プログラム等の獲得に関すること。
- (4) 若手研究者の育成・支援、研究拠点の形成、国際共同研究の活性化、研究水準の向上等に関すること。
- (5) 本学のフラッグシップ研究になり得る先端的又は萌芽的な異分野研究のプロジェクト、社会課題解決に向けた全学プロジェクトの選定及び育成に関すること。
- (6) 研究関連情報の収集・分析・活用、研究広報に関すること。
- (7) 研究公正、研究コンプライアンス及び研究リスクマネジメントに関すること。
- (8) 戦略的な産官学連携、本学の研究シーズと企業ニーズのマッチング、共同研究の拡大及び推進、企業等との大型包括連携、産学官連携による外部資金プロジェクトの獲得、学外機関との連携及びSDGs活動の推進に関すること。
- (9) 全学的な知的財産戦略に基づく知的財産の発掘・管理・活用・技術移転に関すること。
- (10) 学外機関と連携した起業及び成長支援、本学研究者の起業マインドの醸成に関すること。
- (11) イノベーションデザインのマネジメント体制の整備と社会実装に向けた事業構築に関すること。
- (12) 全学的な共通設備・機器、先端設備・機器の共用促進に向けた体制・システム構築と運用支援、インキュベーション施設の管理運用に関すること。
- (13) その他全学的な研究力強化、社会共創及びイノベーション創出の推進に必要なこと。

(2) 研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況

本学では、研究活動をサポートする技術職員を211人、URAを9人配置している。

URAの最も基本的な役割は、部局の協力を得ながら、以下の3点を推進することである。

- ・ 研究大学強化促進事業の中間評価に向けた指標改善
- ・ 中長期的に効力を発揮する研究力強化の仕組み作り
- ・ 神戸大学全体の研究戦略の策定支援・実行

1 1 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

国際協力研究科の教育・研究を支える校地は、神戸大学六甲台地区の六甲台第1キャンパスである。六甲台第1キャンパスには、国際協力研究科を含む4つの研究科並びに経済経営研究所が設置されている本学における中心的なキャンパスであり、社会科学系附属図書館、出光佐三記念六甲台講堂、社会科学系フロンティア館・アカデミア館、食堂等の福利厚生施設が充実している。六甲台地区では、3つのグラウンド(25,433㎡、17,636㎡、27,535㎡)、2つの体育館(2,477㎡、1,160㎡)、武道場、テニスコート、馬場、ハンドボールコート等が整備されており、学生会館やラーニングcommons等学生が休息、交流するスペースも設けられている。

(2) 校舎等施設の整備計画

国際協力研究科の施設・設備としては、六甲台第1キャンパス第五学舎(国際協力研究科)の教員研究室、演習室、情報演習室、情報処理演習室、プレゼンテーションルーム、シミュレーションルーム等に加え、本館(経済学研究科・経営学研究科)、第二学舎(法学研究科)、第三学舎、第四学舎(企業資料総合センター)、社会科学系フロンティア館及びアカデミア館の教員研究室、講義室、演習室等を専用あるいは共用使用する。

異分野共創型演習については、プレゼンテーションルーム等、グループワークに適した部屋を共創の場として確保し対応する。

また、第五学舎には大学院学生が個々に占有利用できる院生研究室(机、椅子等)を用意する等、プライバシーに配慮した学修環境を整備している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学には、総合・国際文化学図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館、人文科学図書館、人間科学図書館、経済経営研究所図書館、医学分館、保健科学図書室及び海事科学分館を有しており、概ね平日9時から17時まで利用可能となっている。蔵書している図書は全館合計3,753,235冊で、国際協力研究科がある六甲台第1キャンパスの社会科学系図書館及び経済経営研究所図書館(蔵書数1,694,473冊)があり、国際協力研究科共同資料室には、国際協力研究科教職員や大学院学生のための研究所図書、教科書類、紀要等を所蔵している。

また、電子ジャーナル、電子ブックを常時提供しているほか、オンラインデータベースを整備し、本学の構成員であれば学内ネットワークに接続されたパソコン等から利用することができる。さらに、自宅等の学外からも利用できるサービスも提供している。

12 管理運営

国際協力研究科の管理運営については、原則として毎月1回開催される国際協力研究科教授会において審議を行う。教授会の組織は、国際協力研究科に配置された専任の教授、准教授及び講師を構成員とし、審議事項は以下のとおりである。

学生の入学及び課程の修了に関する事項

学位の授与に関する事項

学生の懲戒に関する事項

研究科長の候補者の選考

組織の改廃に関する事項

教育課程の編成に関する事項

規則等の制定又は改廃に関する事項

学生の退学、休学、除籍その他学生の身分に関する事項

授業及び試験に関する事項

学生の厚生補導に関する事項

年次計画に関する事項

予算に関する事項 等

なお、本学では、医工融合分野をはじめとする重点分野に人的資源を戦略的に配分し、新たな学術領域を持続的に創出するための仕組みとして、教員組織と教育研究組織を分離している。教員は学部・研究科や学科・専攻とは異なる「学域」に所属し、学域から学部/学科、研究科/専攻に主に配置若しくは配置される。そのため、教員の人事に係る事項は教授会とは別に設けられた「学域会議」において審議される。

国際協力研究科には、国際協力学域に所属する教員が主として参画しており、各学域に所属している教員、若しくは新たに所属する予定である教員に係る審議は、国際協力学域会議において行う。

1 3 自己点検・評価

本学の教育研究水準の向上を図り、大学としての社会的使命を果たすため、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」、「神戸大学内部質保証指針」を制定し、指針に基づいて全学及び各部局等の教育・研究、社会貢献、組織・運営、施設・整備等の活動状況について点検・評価を実施している。

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとしており、点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施することとしている。

本学における点検・評価は、以下の単位で実施している。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
- (6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施している。

内部質保証における全学的な責任体制は、中核となる委員会を国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）とし、総括責任者を学長、自己点検・評価の責任者を評価担当理事、改善・向上活動の責任者を内部質保証の各分野の対象の担当理事としている。評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、その点検・評価が妥当なものかどうかの確認等を行う。

また、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database：KUID）を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施している。

国立大学法人評価、認証評価、大学の総括的点検・評価、及び各部局等による点検・評価に関する情報は原則として大学 Web サイトにおいて内外に公表している。

《資料 1 3：神戸大学における内部質保証の基本的な考え方》

《資料 1 4：神戸大学内部質保証指針》

1 4 情報の公表

(1) 大学としての情報提供

本学は、世界トップクラスの国際的な教育研究拠点を目指している。このことを踏まえ、また、国内外から優秀な学生を受け入れるとともに国民や社会の負託に応えるべく、原則として、全ての教育情報を公表することとしている。

具体的な公表項目の内容や Web サイト URL は以下のとおりである。

- ①大学の中長期計画と評価
- ②大学の教育研究上の目的に関すること
- ③教育研究上の基本組織に関すること
- ④教員に関すること
- ⑤学生に関すること
- ⑥教育課程、成績評価基準、卒業・修了認定基準に関すること
- ⑦学生の教育研究環境に関すること
- ⑧学生納付金に関すること
- ⑨学生支援に関すること
- ⑩国際交流・留学に関すること
- ⑪学生生活に関すること

①～⑪を掲載している URL :

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/public-information/education/>

⑫その他

- ・神戸大学規則集

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/>

- ・学部等の設置に係る情報

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/public-information/establish/>

- ・大学評価について

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/outline/evaluation>

(2) 研究科としての情報提供

国際協力研究科の教育研究活動は、本学及び国際協力研究科の Web サイトに記載するとともに、自己点検や外部評価による評価結果についても公表する。

さらに、研究科単位の広報パンフレットを作成し、カリキュラム上の特色や研究活動等に関する情報を公開する。

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

神戸大学では、「教育憲章」及び「学位授与に関する方針」に掲げた教育目標を達成し、教育の質の更なる向上を図るため、「神戸大学の教育推進に関するFDガイドライン」を策定し、組織的なFD取組を実施・推進している。

FD取組を実施する全学的な組織としては、高等教育推進機構の下に「全学評価・FD委員会」を設置している。全学評価・FD委員会は各学部や研究科をはじめ、全学の関係者で構成され、大学教育に係る全学的な取組の評価に関する事、全学的なファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事、その他評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する事等を審議するとともに、年度ごとにFDの重点課題を定めて全学的なFD推進を図っている。

【具体的なFD取組例】

- ・ 全学及び各部局で実施するFDやピアレビューをとりまとめた「FDカレンダー」を作成、全学へ情報提供
 - ・ ピアレビュー（授業参観）や各種アンケートの調査結果等から教育力及び教育成果を検討し、授業及び研究指導の内容・方法の改善のための研修や講演会等を実施・新規採用教員に対し、本学のビジョン/歴史、構成員としての倫理/使命、教育実践/学生支援のための基礎的知識/技術等を身につけるための研修を実施
- また、事務職員等の能力を向上させること、業務遂行に必要な知識・技術・技能を修得・発展させることを目的として各種のSD取組を実施している。

【具体的なSD取組例】

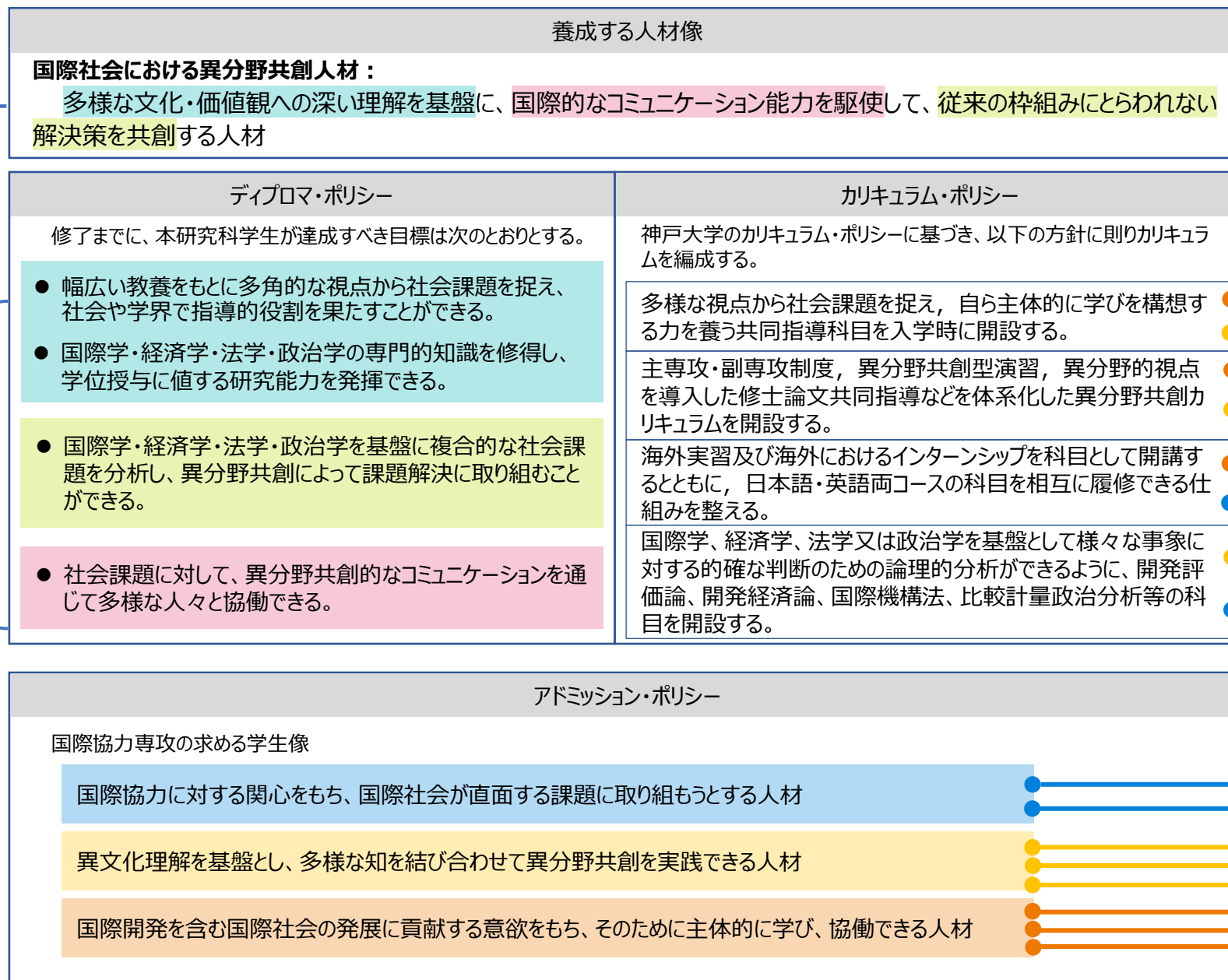
- ・ 幹部職員セミナーを実施（毎年度、テーマを設定）
- ・ 海外学修プログラムのためのFD・SDセミナーを実施

設置の趣旨等を記載した書類

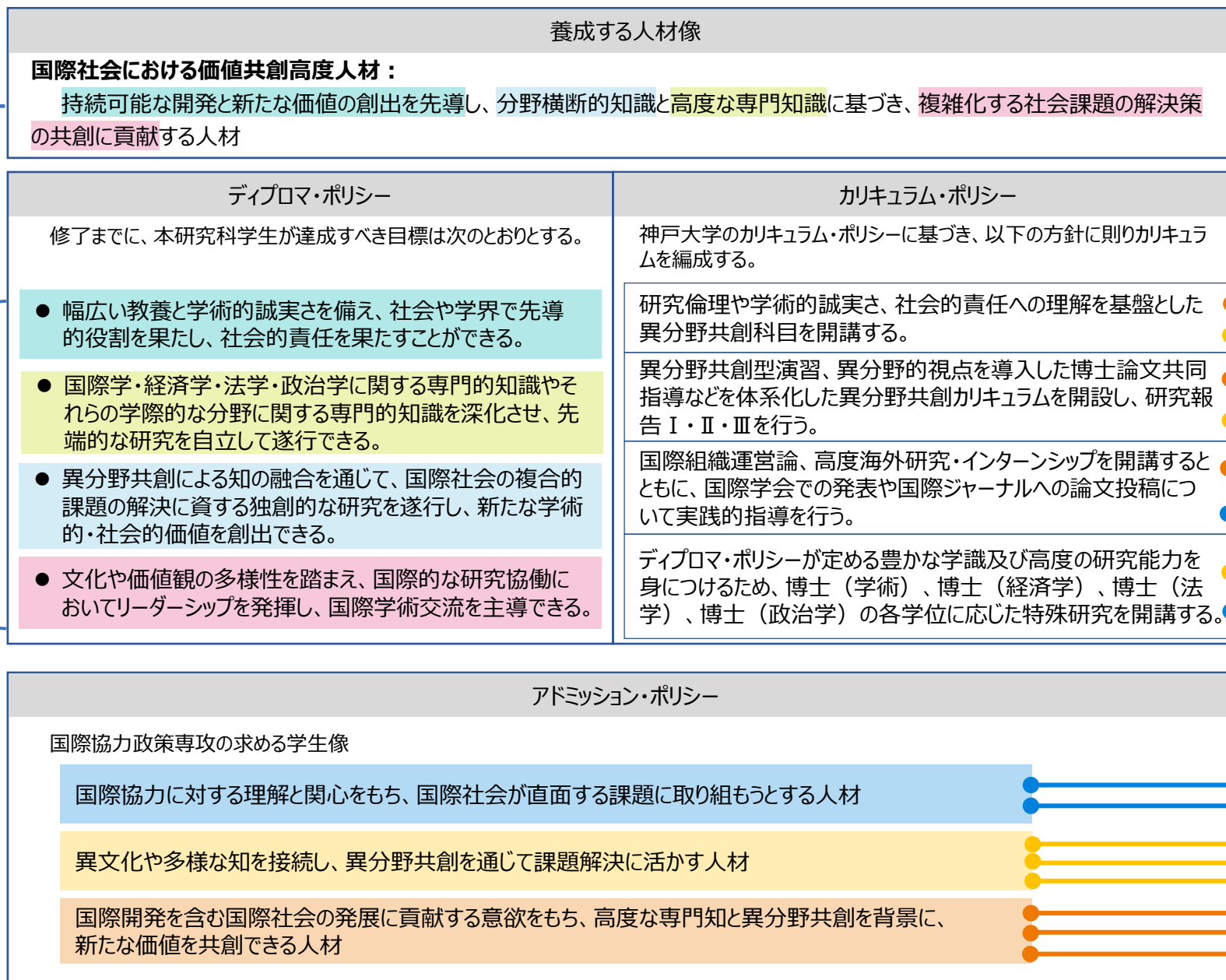
添付資料 目次

資料 1	国際協力研究科が養成する人材像と 3 つのポリシーの関連 (博士課程前期課程)	2
資料 2	国際協力研究科が養成する人材像と 3 つのポリシーの関連 (博士課程後期課程)	3
資料 3	博士課程後期課程における論文指導体制	4
資料 4	国際協力専攻 博士課程前期課程 履修モデル①	5
資料 5	国際協力専攻 博士課程前期課程 履修モデル②	6
資料 6	国際協力専攻 博士課程前期課程 履修モデル③	7
資料 7	国際協力専攻 博士課程前期課程 履修モデル④	8
資料 8	国際協力専攻 博士課程後期課程 履修モデル⑤	9
資料 9	国際協力専攻 (博士課程前期課程) 修了までのスケジュール	10
資料 10	国際協力専攻 (博士課程後期課程) 修了までのスケジュール	11
資料 11	国際協力研究科の教育研究実施体制	12
資料 12	国立大学法人神戸大学職員就業規則	13
資料 13	神戸大学における内部質保証の基本的な考え方	25
資料 14	神戸大学内部質保証指針	29

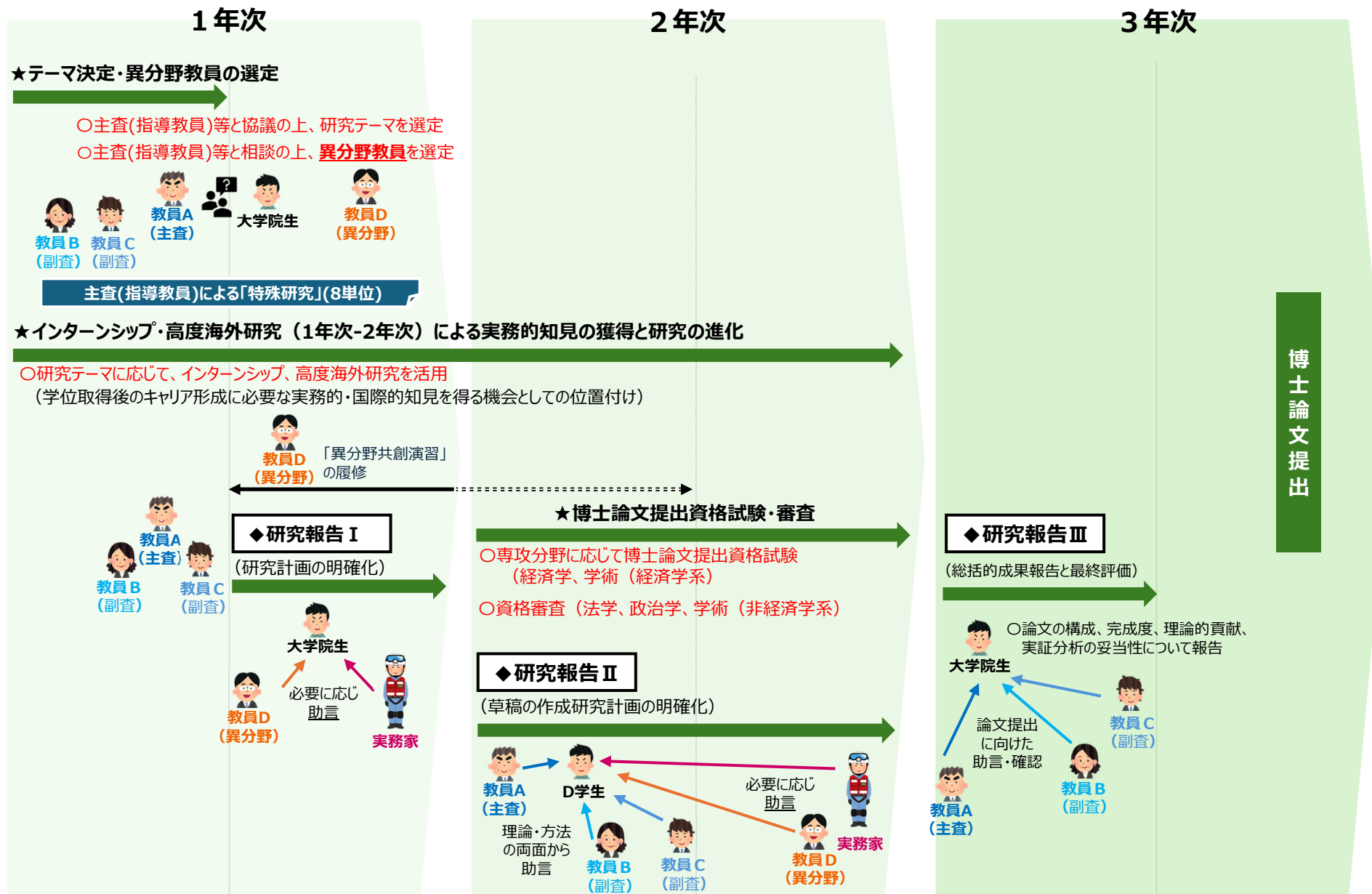
国際協力専攻 博士課程前期課程



国際協力専攻 博士課程後期課程



国際協力研究科国際協力専攻（博士課程後期課程）では、博士論文の計画策定から完成までの過程を段階的に可視化し、主査・副査による体系的かつ学際的な指導を受けられるよう、研究報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを配置する。



修士（国際学）【主専攻：国際防災論、副専攻：政治学】

<論文題目（例）>

- 自主防災組織における防災活動の実効性を高める要因の分析
- 災害時の居住支援における孤立問題の制度的原因と克服へ向けた選択肢の研究

<異分野共創により期待される研究例要>

災害対応におけるガバナンスに着目し、国際的な防災枠組みや国内制度の下で、避難・居住支援・復興の過程で生じる支援の偏りや脆弱な人々の特定及び支援を、政策の仕組みや利害調整の観点から整理し、具体的事例に即して説明できる研究が期待される。

<想定される就職先>

アジア防災センター（ADRC）、エンジニアリング企業 など

アドミッション・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際協力に関心を持ち、国際社会の課題に取り組もうとする人材

異文化理解を基盤とし、多様な知を結び合わせて異分野共創を実践できる人材

国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち、主体的に課題解決に取り組む人材

「人間性」
多様な視点から社会課題を捉え、主体的に学びを構想する力を養う共同指導科目

「専門性」
各学位に応じた専門性の高い科目

「創造性」
副専攻、異分野共創型演習、異分野的視点を導入した修士論文共同指導

「国際性」
海外実習および海外インターンシップ

科目類型	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共同指導科目	異分野共創のデザイン 異分野共創概論			
主専攻基幹科目	国際防災論 Post-Disaster Recovery Planning	災害復興論		Disaster Risk Management
主専攻選択科目		Risk Management I Risk Management II	Community Empowerment for Disaster Risk Reduction	
演習	演習		(研究指導)	
異分野共創型演習		異分野共創型演習		
副専攻科目	比較政治 政治分析の方法概論	政治学研究入門 比較民主主義論	比較政治文化	
共通科目	海外実習／インターンシップ		海外実習／インターンシップ	

幅広い教養をもとに多角的視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。

国際学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。

国際学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。

社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

修士（経済学）【主専攻：教育開発論、副専攻：経済学】

<論文題目（例）>

- An Analysis of Parental Involvement on Early Childhood Development Outcomes in Lao PDR
- Analysis of ICT Access and Usage at Home on Academic Performance in Uruguay

<異分野共創により期待される研究例>

発展途上国の人間開発に関わる教育学の視点と経済学の理論・実証研究を往還させながら、教育政策・計画・評価の論点（学校・教師の質、家庭の関与、ICTの活用、資源配分等）を、国や地域の文脈も踏まえて整理し、教育政策・計画に資する研究が期待される。

<想定される就職先>

JICA、UNESCO、EduTech系企業 など

アドミッション・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際協力に関心を持ち、国際社会の課題に取り組もうとする人材

異文化理解を基盤とし、多様な知を結び合わせて異分野共創を実践できる人材

国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち、主体的に課題解決に取り組む人材

「人間性」
多様な視点から社会課題を捉え、主体的に学びを構想する力を養う共同指導科目

「専門性」
各学位に応じた専門性の高い科目

「創造性」
副専攻、異分野共創型演習、異分野的視点を導入した修士論文共同指導

「国際性」
海外実習および海外インターンシップ

科目類型	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共同指導科目	異分野共創のデザイン 異分野共創概論			
主専攻基幹科目	人的資源開発論	比較教育発展論		
主専攻専門科目	アフリカ政治・経済論 教育開発論	開発評価論 開発運営論	教育開発評価論	開発運営論特論
演習	演習		(研究指導)	
異分野共創型演習		異分野共創型演習		
副専攻科目	開発ミクロ経済学 I 開発マクロ経済学 I	比較経済発展論 地域経済論	地域経済特論	
共通科目	海外実習／インターンシップ		海外実習／インターンシップ	

幅広い教養をもとに多角的視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。

国際学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。

国際学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。

社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

修士（法学）【主専攻：開発法学、副専攻：国際防災論】

<論文題目（例）>

- インドにおけるヒन्दウー教徒相続法改正と女性の自律性の関係
- Critical Analysis of Myanmar Competition Law for Future Economic Development: With a Focus on Monopolization

<異分野共創により期待される研究例>

国際開発に伴う法的課題（開発法学）を踏まえた上で、災害リスク管理・緊急支援・避難生活支援・災後復興といった領域で、法制度と現地の社会的・歴史的な文脈の間に生じる摩擦や調整を論点化し、制度設計の含意まで示す研究が見込まれる。

<想定される就職先>

世界保健機関（WHO）、日本赤十字 など

アドミッション・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際協力に関心を持ち、国際社会の課題に取り組もうとする人材

異文化理解を基盤とし、多様な知を結び合わせて異分野共創を実践できる人材

国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち、主体的に課題解決に取り組む人材

「人間性」
多様な視点から社会課題を捉え、主体的に学びを構想する力を養う共同指導科目

「専門性」
各学位に応じた専門性の高い科目

「創造性」
副専攻、異分野共創型演習、異分野的視点を導入した修士論文共同指導

「国際性」
海外実習および海外インターンシップ

科目類型	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共同指導科目	異分野共創のデザイン 異分野共創概論			
主専攻基幹科目	法と国家建設	法と社会構築		
主専攻専門科目	イスラム法社会論	法と持続的開発	法整備支援論	
	Law and Social Design		Law and Economic Development	
演習	演習		(研究指導)	
副専攻科目	国際防災論	災害復興論		
	Post-Disaster Recovery Planning			
共通科目	海外実習／インターンシップ		海外実習／インターンシップ	

幅広い教養をもとに多角的視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。

国際学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を発揮できる。

国際学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。

社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

修士（政治学）【主専攻：国際関係論、副専攻：国際法学】

<論文題目（例）>

- 排外主義政党の包囲網突破の経緯－2015年8月以降のスウェーデン民主党の支持急拡大を例として
- 日米同盟を基軸とした湾岸戦争と日本外交-二つのトラウマと克服への道程

<異分野共創により期待される研究例>

外交・安全保障、国際制度、グローバル・ガバナンス等の具体的争点を素材に、国際機関や国際法規範が実際の政策選択をどこまで拘束し得るのか、各国がどのような根拠で行動を正当化するのかを、具体的争点を通じて検討する研究が期待される。

<想定される就職先>

国際移住機関（IOM）、人権系NGO など

アドミッション・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際協力に関心を持ち、国際社会の課題に取り組もうとする人材

異文化理解を基盤とし、多様な知を結び合わせて異分野共創を実践できる人材

国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち、主体的に課題解決に取り組む人材

「人間性」
多様な視点から社会課題を捉え、主体的に学びを構想する力を養う共同指導科目

「専門性」
各学位に応じた専門性の高い科目

「創造性」
副専攻、異分野共創型演習、異分野的視点を導入した修士論文共同指導

「国際性」
海外実習および海外インターンシップ

科目類型	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共同指導科目	異分野共創のデザイン 異分野共創概論			
主専攻基幹科目	トランスナショナル関係論 グローバル・ガバナンス論	グローバル政治論		
主専攻専門科目	国際変動論	国際安全保障論	国際制度論	援助行政論
演習	演習		(研究指導)	
異分野共創型演習		異分野共創型演習		
副専攻科目	国際協力法 国際法外交実務論	国際人権法 国際極域法 I	国際機構法	国際環境法
共通科目	海外実習／インターンシップ		海外実習／インターンシップ	

幅広い教養をもとに多角的視点から社会課題を捉え、社会や学界で指導的役割を果たすことができる。

国際学の専門的知識を修得し、学位授与に値する研究能力を發揮できる。

国際学を基盤に複合的な社会課題を分析し、異分野共創によって課題解決に取り組むことができる。

社会課題に対して、異分野共創的なコミュニケーションを通じて多様な人々と協働できる。

博士（学術）、博士（経済学）、博士（法学）又は博士（政治学）

<論文題目（例）>

- Disaster Sociology of Urban Women’s Vulnerability under COVID-19: A Comparative Study of Kobe (Japan), Deyang (China), and Ulsan (Korea)
- Land Law Reform Toward the Ultimate Resolution of Land Disputes in Myanmar: A Combined Legal Approach

<異分野共創により期待される研究例>

博士論文では、各自の研究領域における理論と方法に立脚して課題を掘り下げ、独創性と学術的貢献を明確に示すことが重要視される。高度な専門性に加えて、研究の射程や意義を広げる観点から、必要に応じて異分野や実務者の観点を取り込むことが期待される。

<想定される就職先>

世界銀行、大学教員・研究者、政府行政官 など

アドミッション・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際協力に関心を持ち、国際社会の課題に取り組もうとする人材

異文化や多様な知を接続し、異分野共創を通じて課題解決に活かす人材

国際開発を含む国際社会の発展に貢献する意欲をもち、高度な専門知と異分野共創を背景に、新たな価値と知を創出できる人材

「人間性」
研究倫理や学術的誠実さ、社会的責任への理解を基盤とした異分野共創科目

「専門性」
各学位に応じた特殊研究

「創造性」
異分野共創型演習、異分野的視点を導入した論文共同指導

「国際性」
国際組織運営論、高度海外研究・海外インターンシップ

科目類型	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
異分野共創科目		Value Co-creation for Sustainable Development				
演習	特殊研究		(研究指導)		(研究指導)	
異分野共創型演習 (M開設科目)		異分野共創型演習				
実践的指導	インターンシップ/高度海外研究/ジョブ型研究インターンシップ					
		国際組織運営論				

幅広い教養と学術的誠実さを備え、社会や学界で先導的役割を果たし、社会的責任を果たすことができる。

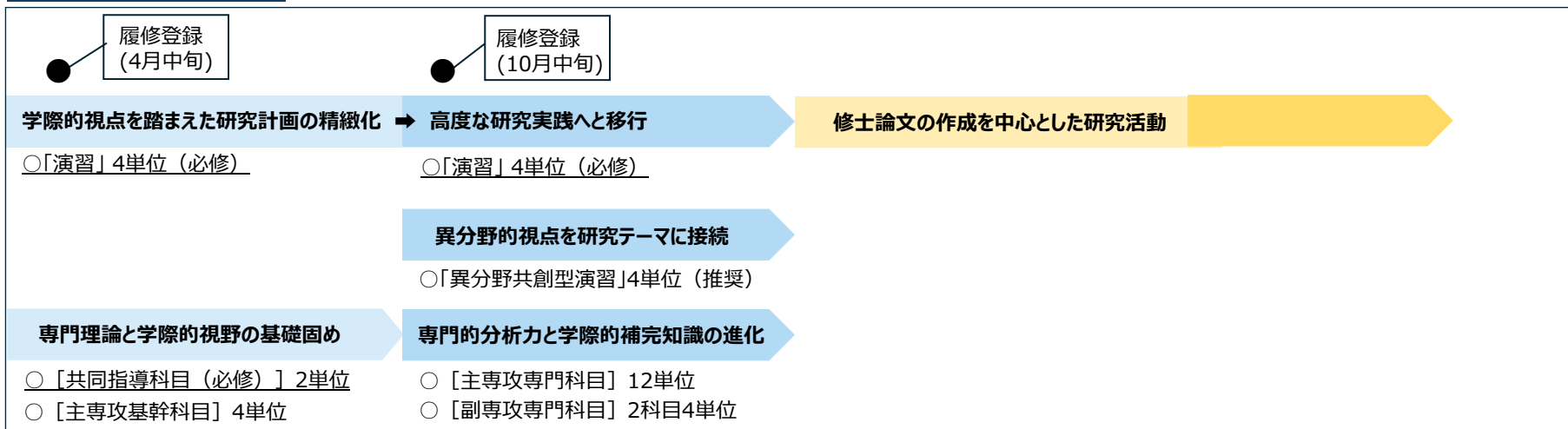
専門的知識を深化させ、先端的な研究を自立して遂行できる。

異分野共創による知の融合を通じて、国際社会の複合的課題の解決に資する独創的な研究を遂行し、新たな学術的・社会的価値を創出できる。

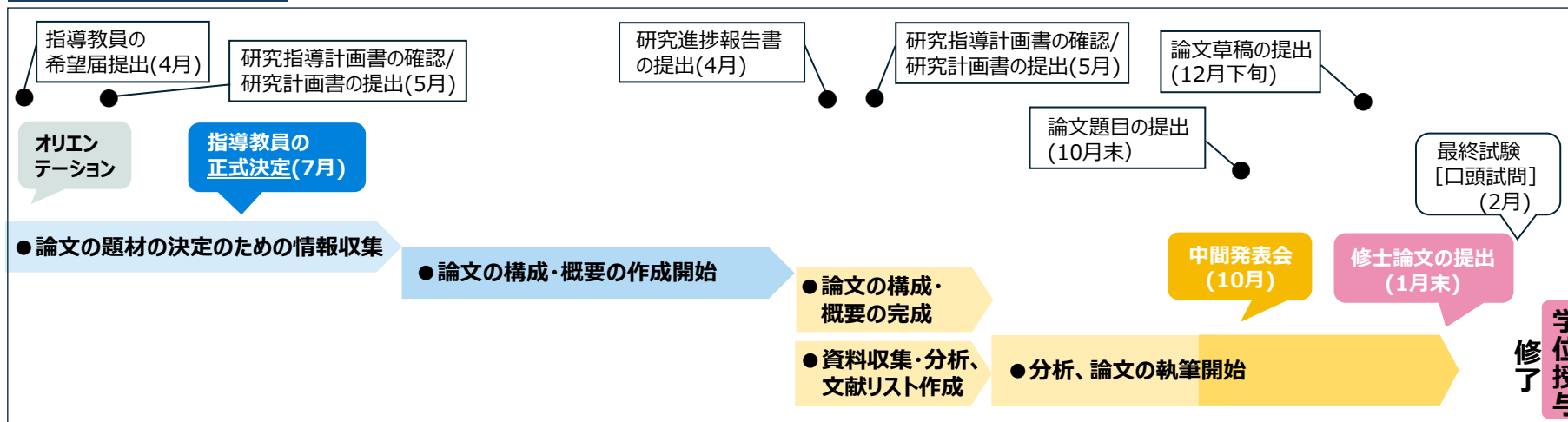
文化や価値観の多様性を踏まえ、国際的な研究協働においてリーダーシップを発揮し、国際学術交流を主導できる。

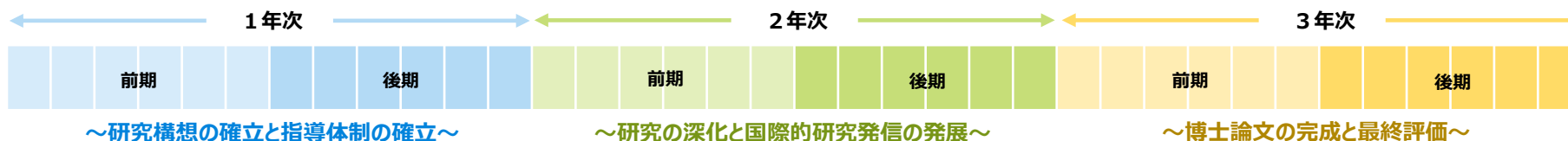


<履修スケジュール>

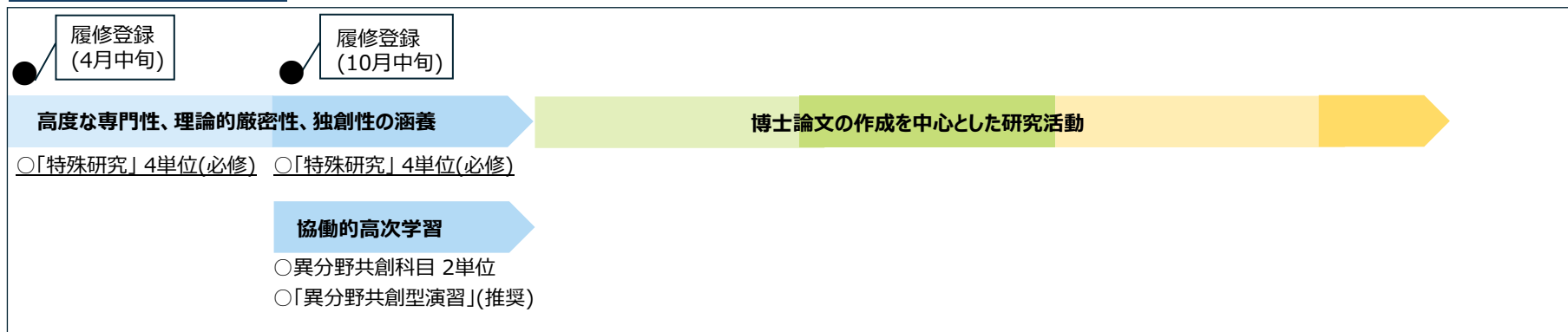


<研究スケジュール>

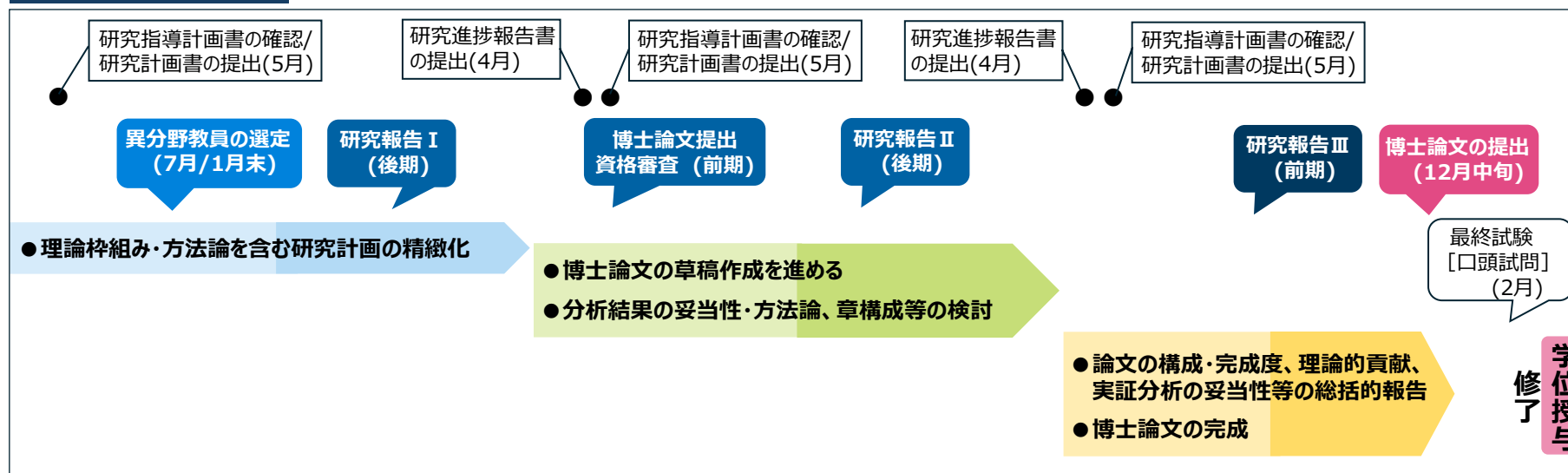




<履修スケジュール>



<研究スケジュール>



異分野横断的な教育・研究体制

～ Cross-disciplinary Education & Research ～

KOBE PCRC 神戸大学GSICS
極域協力研究センター

Polar Cooperation Research Centre

JSPS研究拠点形成事業（先端拠点形成型）

『地球益実現に向けた南極ガバナンス研究』
（2025～2030）

- 南極氷床融解とそれを保全する工学的構想の是非
- コウテイペンギンを含む南極生態系の保全
- 平和利用の下での南極科学調査の推進
- 南極由来の遺伝資源の保全と持続的利用
- 増え続ける南極観光活動の適切な管理

KOBE UNIVERSITY GEPP
神戸大学GSICS
グローバル教育政策計画研究センター
Global Research Center for Education Policy and Planning

JSPS研究拠点形成事業（アジア・アフリカ学術基盤形成型）

『アジア・アフリカ地域における教育開発の
学術ネットワークの強化』（2026～2029）

- 教育政策・教育計画に関する研究を推進
- 教育政策・教育計画に関する国際共研究を推進
- 教育政策・教育計画に関する人材育成を推進
- 各国の教育省官僚の能力向上に関する研修を実施し、教育政策と教育計画策定に貢献



△特色ある研究
▽

経済学研究科

- ・比較経済発展論
- ・日本経済発展論
- ・Public Finance

法学研究科

- ・International Law for Sustainable Development
- ・国際変動論
- ・国際制度論
- ・対外政策論
- ・比較民主主義論

医学系研究科（未来社会医学）

- ・International Public Health: Theory and Method

工学研究科

- ・災害復興論
- ・Post-Disaster Recovery Planning
- ・Disaster Risk Management

<特色ある教育>



異分野共創によるリスク・マネジメント専門家養成
共同教育プログラム
キャンパスアジア・プラス・プログラム
（大学の世界展開力強化事業）

ASEAN諸国からの留学生受入、
定着促進のためのシステム構築等支援
Japan Virtual Campus (JV-Campus)
（大学の世界展開力強化事業）

国際文化学研究科

国際協力における価値共創高度人材育成に向けた
グローバルネットワーク型共同教育研究プログラム
グローバルネットワークプログラム
（人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業）

○国立大学法人神戸大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成16年11月18日	平成18年1月24日
	平成18年3月28日	平成19年3月20日
	平成20年3月18日	平成21年3月31日
	平成22年3月23日	平成25年3月27日
	平成25年11月26日	平成26年3月26日
	平成26年11月28日	平成27年3月23日
	平成28年3月22日	平成28年9月21日
	平成29年3月21日	平成29年9月26日
	平成29年9月29日	平成31年3月29日
	令和元年11月26日	令和2年3月24日
	令和3年3月30日	令和5年3月28日
	令和6年3月25日	

目次

第1章	総則(第1条－第3条)
第2章	採用(第4条－第9条)
第3章	服務(第10条－第21条)
第4章	労働時間, 休日, 休暇等(第22条－第29条の3)
第5章	給与(第30条)
第6章	昇任, 降任及び評価
第1節	昇任及び降任(第31条－第32条の2)
第2節	評価(第33条)
第7章	人事
第1節	異動(第34条－第36条)
第2節	出張(第37条)
第3節	研修(第38条)
第4節	休職及び復職(第39条－第42条)
第8章	安全, 衛生及び災害補償
第1節	安全及び衛生(第43条－第49条)
第2節	災害補償(第50条・第51条)
第9章	女性(第52条－第55条)
第10章	福利厚生(第56条)
第11章	賞罰(第57条－第64条)
第12章	退職, 解雇及び退職手当
第1節	退職及び解雇(第65条－第72条)
第2節	退職手当(第73条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は, 国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)の教育研究機関としての特性及び社会的役割をふまえて, 大学に勤務する職員の労働条件, 服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については, 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は, 大学に勤務する職員に適用する。ただし, 準正規職員, 非常勤職員, 船員法(昭和22年法律第100号)に規定する船員, 第67条又は附則第6項の規定により再雇用する職員, クロスアポイントメント制の適用

を受ける職員並びに特命職員及び特定有期雇用医療職員を除く。

2 前項ただし書に該当する職員の就業等に関する事項については、別に定める。

(規則の遵守)

第3条 大学及び職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用手続等について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員採用、降任、解雇等に関する規程(以下「採用等規程」という。)の定めるところによる。

(提出書類)

第5条 職員に採用された者は、採用等規程に定める書類を速やかに提出しなければならない。

2 提出した書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員との労働契約の締結に際し、次に掲げる労働条件を明示する。

(1) 労働契約の契約期間に関する事項

(2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)

(3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項

(5) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項

(6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(7) 退職手当に関する事項

(8) 期末・勤勉手当に関する事項

(9) 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

(10) 安全・衛生に関する事項

(11) 研修に関する事項

(12) 災害補償に関する事項

(13) 賞罰に関する事項

(14) 休職に関する事項

2 前項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した文書を交付するものとする。

3 第1項の労働契約の期間内に職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第18条第1項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、第1項に定めるもののほか、労働契約法第18条第1項の無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第1項各号に掲げる事項とする。この場合において、第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した書面を交付するものとする。

(赴任)

第7条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。

(試用期間)

第8条 職員として採用された者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、附属小学校、附属中等教育学校及び附属特別支援学校の教諭については、その期間を1年間とする。

2 大学が必要と認めた場合は、試用期間を6月以内の期間で延長することができる。

3 試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた者は、解雇する。

4 第68条から第70条までの規定は、前項の規定に基づいて解雇する場合に、これを適用する。

5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(試用期間を設けない特例)

第9条 大学は、特に適格性の判断を必要としないと認められる職員については、試用期間を設けない。

2 前項の規定に基づき試用期間を設けない職員の範囲については、採用等規程の定めるところによる。

第3章 服務

(一般原則)

第10条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第11条 職員は、勤務中、その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第12条 職員は、上司の業務上の命令、指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第13条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 許可なく、前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。
- (4) その職務や地位を私的目的のために用いないこと。
- (5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 大学の設備、物品等を私的に利用しないこと。
- (8) 許可なく、学内で業務外の放送、宣伝、集会並びに文書図画の配布、回覧及び掲示をしないこと。
- (9) 許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品等の売買を行わないこと。
- (10) その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

第14条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。

(公民権行使の保障)

第14条の2 大学は、職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは、これを保障する。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

- (1) 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。
- (3) 公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。

2 前項第3号の規定により、勤務を行わない期間については、給与を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、公民権行使の保障については別に定めるところによる。

(入構禁止又は退去)

第15条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、学内への入構を禁止し、又は学外への退去を命じることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
- (2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合
- (3) 公衆衛生上有害と認められる場合
- (4) その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入構を禁止したとき、又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは、そのとき以降は欠勤とし、給与を減額する。

(自宅待機)

第16条 大学は、職員を就業させることが不相当と認める場合においては、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

(職員の倫理)

第17条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員倫理規程の定めるところによる。

(ハラスメントの禁止)

第18条 職員は、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。

2 ハラスメント(性暴力を含む。以下同じ。)の防止及び禁止に関する事項は、国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(兼業の制限)

第19条 職員は、大学の許可を受けなければ、兼業を行ってはならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員兼業規程の定めるところによる。

(損害賠償)

第20条 大学は、職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(知的財産の取扱い)

第21条 知的財産について必要な事項は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

第4章 労働時間、休日、休暇等

(所定労働時間)

第22条 1日の所定労働時間は8時間とし、休憩時間は45分間とする。

(始業及び終業の時刻等)

第23条 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

2 業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う職員から申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

3 休憩時間は、これを一斉に付与する。ただし、業務の性質上、一斉付与が適当でない部署においては、労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。

(交替制)

第24条 大学は、業務上の必要がある場合には、交替制の勤務をとることがある。この場合の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は国立大学法人神戸大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)の定めるところによる。

(休日)

第25条 休日は次のとおりとする。ただし、第28条第2項の規定による育児短時間勤務をする職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)
- (5) その他大学が指定する日

2 業務の都合により大学が必要と認めた場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

3 労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は、第1項第1号の休日とする。ただし、前条並びに労働時間等規程第4条、第5条及び第6条の規定の適用を受ける職員の法定休日は、別に定める。

(休暇の種類)

第26条 休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間、休日、休暇等)

第27条 前5条に定めるもののほか、労働時間、休日、休暇等について必要な事項は労働時間等規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第28条 満3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、その申し出により、育児休業を取得することができる。

2 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、その職を占めたまま職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。

3 前項のほか、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。

4 育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。

(介護休業等)

第29条 家族に介護を必要とする者がいる職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。

2 介護休業等の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第29条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として、自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業を取得することができる。

2 自己啓発等休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第29条の3 職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業を取得することができる。

2 配偶者同行休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の配偶者同行休業に関する規程の定めるところによる。

第5章 給与

(給与)

第30条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)、国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程及び国立大学法人神戸大学政策研究職員年俸制給与規程の定めるところによる。

2 大学教員(教授、准教授、専任講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教をいう。以下同じ。)については、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程を適用する。ただし、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)により派遣される者については適用しない。

第6章 昇任、降任及び評価

第1節 昇任及び降任

(昇任)

第31条 職員の昇任は、選考による。

2 昇任について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(降任)

第32条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることがある。

(1) 勤務成績が不良なとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 職員として必要な適格性を欠くとき

(4) 職員が降任を申し出たとき

2 大学教員を降任させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3 前項の通知を受けた教員は、降任がその意に反する場合は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に審査を求めることができる。

4 大学教員以外の職員は、降任の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

5 降任についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(管理監督職等勤務上限年齢制による降任)

第32条の2 大学は、前条に定めるもののほか、職員給与規程に定める管理又は監督の地位にある職(以下「管理監督職」という。)及び管理監督職に準ずる職(以下これらの職を「管理監督職等」という。)を占める職員(大学教員を除く。以下この条において同じ。)で管理監督職等勤務上限年齢(以下「役職定年」という。)に達している職員について、当該役職定年に達した日以後における最初の4月1日に、管理監督職を占める職員にあつては管理監督職以外の職へ、管理監督職に準ずる職を占める職員にあつては管理監督職等以外の職への降任又は配置換(以下「降任等」という。)をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、降任等について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 評価

(勤務評定)

第33条 大学は、職員の勤務成績について、評定を実施する。

2 大学教員の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程の定めるところによる。

3 事務系職員(事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。))をいう。)の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程の定めるところによる。

第7章 人事

第1節 異動

(配置換・出向)

第34条 大学は、業務上の都合により配置換又は出向(以下この条において「異動」という。)を命じることがある。

2 異動を命じられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 大学教員を異動させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

4 前項の通知を受けた教員は、異動がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。

5 異動を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。

6 異動を命じられた場合は、第7条の規定を準用する。

7 出向中は休職とする。

8 出向についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員出向規程の定めるところによる。

(転籍)

第35条 大学は、業務上の都合により、職員の同意を得た上で、転籍を命じることがある。

(兼務)

第36条 大学は、業務上の都合により、兼務を命じることがある。

2 兼務について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 出張

(出張)

第37条 大学は、業務上必要があると認められる場合には、出張を命じる。

2 職員は、出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

第3節 研修

(研修)

第38条 大学は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に研修を命じることができる。

2 研修について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員研修規程の定めるところによる。

第4節 休職及び復職

(休職)

第39条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にする。

(1) 私傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超え、なお療養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合

(3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 第34条第7項の場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第40条 前条第1項第1号及び第3号の事由による休職の期間は、大学が必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から3年を超えない範囲でこれを延長することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

第41条 大学は、休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては、復職を命じる。ただし、第39条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。

2 前項の復職においては、原則として原職に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職に関し必要な事項)

第42条 前3条に定めるもののほか、休職についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員休職規程の定めるところによる。

第8章 安全、衛生及び災害補償

第1節 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

第43条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。

2 職員は、大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生教育)

第44条 職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知った場合においては、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第46条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(2) 許可なく、安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり、関連施設に立ち入らないこと。

(3) 安全及び衛生について、上司の命令、指示を守り、これを実行すること。

(健康診断)

第47条 大学は、毎年定期的に、職員の健康診断を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、必要に応じて、全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。

3 職員は、前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

4 大学は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては、職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

5 職員は、正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第48条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その就業を禁止する。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者

(3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 大学は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(安全及び衛生に関し必要な事項)

第49条 この節に定めるもののほか、職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

第2節 災害補償

(業務上の災害)

第50条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う補償については別に定めるところによる。

(通勤途上の災害)

第51条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法に定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う給付については別に定めるところによる。

第9章 女性

(妊産婦である職員の就業制限等)

第52条 大学は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

(妊産婦である職員の健康診査)

第53条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第54条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認することができる。

3 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置)

第55条 大学は、生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合においては、その者を生理日に勤務させないものとする。

第10章 福利厚生

(宿舍の利用)

第56条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人神戸大学宿舍管理規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

第11章 賞罰

(表彰)

第57条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認めるときは、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員表彰規程の定めるところによる。

(懲戒)

第58条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行う。

(1) 業務上の命令、指示に従わない場合

(2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合

(3) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があつた場合

(4) 許可なく兼業を行った場合

(5) 大学の名誉又は信用を傷つけた場合

(6) 素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合

(7) 経歴を詐称した場合

(8) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合

(9) ハラスメントと認められる行為があつた場合

(10) その他この規則に違反した場合、又は前各号に準じる不都合な行為があつた場合

2 大学教員の懲戒処分については、評議会の審査を経て行うものとする。ただし、学域長、基盤域長又は部局長(以下「部局長等」という。)を兼務する者が、部局長等の職務に関連して懲戒処分を受ける場合には、この限りでない。

3 大学教員以外の職員の懲戒処分については、国立大学法人神戸大学職員懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)第8条に規定する神戸大学職員懲戒委員会の審査を経て行うものとする。

(懲戒処分の種類等)

第59条 職員の懲戒処分は、その程度に応じ、以下の区分に従つて行う。

(1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。ただし、減給は、1回の額が平均給与の1日分の半額を超え、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。

(3) 停職 6月以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合、第73条に規定する退職手当は支給しない。

2 懲戒処分を行う場合においては、処分を行うまでの間、職員の出勤を停止し、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

3 第69条の規定は、第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において、これを準用する。

(審査の事由の告知)

第60条 懲戒処分の審査を行う場合においては、事前に職員に審査の事由を記載した文書を交付する。

(弁明の請求)

第61条 職員は、前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。

(懲戒に関し必要な事項)

第62条 前4条に定めるもののほか、懲戒の手続等について必要な事項は、懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第63条 大学は、第59条に規定する懲戒処分を行わない場合においても、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要と認められる場合においては、職員に対し、訓告又は厳重注意を行うことがある。

(損害賠償と懲戒処分等)

第64条 職員は、第59条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても、第20条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第12章 退職、解雇及び退職手当

第1節 退職及び解雇

(退職)

第65条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とする。

(1) 定年に達したとき

(2) 退職を願ひ出て、大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき

(3) 大学が退職を勧奨し、承諾したとき。

(4) 削除

(5) 職員が、国立大学法人神戸大学職員の早期退職募集に関する規程の定めるところにより、大学の認定を受け、退職すべき期日に至ったとき。

(6) 労働契約の契約期間が満了したとき

(7) 第39条第1項第1号の規定による休職が3年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき

(8) 第39条第1項第2号の規定による休職が2年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき

(9) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員、その他の公職に就任するとき

(10) 死亡したとき

2 前項第2号、第3号及び第5号の規定により退職する場合において、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年及び雇用の上限年齢)

第66条 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学教員 満65歳

(2) 前号以外の職員 満65歳

2 定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 期間の定めのある労働契約により採用された職員の雇用の上限年齢については、第1項の規定を準用し、雇用の上限年齢を超えて労働契約を締結又は更新することはできない。

(定年前再雇用)

第67条 大学は、満60歳に達した日以後における最初の3月31日以後に退職(第65条第1項第2号の規定による退職に限る。)した職員(大学教員及び期間の定めのある労働契約により採用された職員を除く。)を、人事評価その他の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職員の1週間当たりの所定労働時間が、常勤職員の1週間当たりの所定労働時間よりも短い職員をいう。)に再雇用することができる。

(解雇)

第68条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

(1) 勤務成績が著しく不良なとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 職員として必要な適格性を欠くとき

(4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由により、職員の雇用を継続することが困難となったとき

(5) その他前各号に準じる重大な事由があるとき

2 大学教員を解雇する場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3 前項の通知を受けた教員は、解雇がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。

4 大学教員以外の職員は、解雇の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

5 解雇についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(解雇の制限)

第69条 大学は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の規定によって打

切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の職員が、労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間
(解雇予告)

第70条 大学は、第68条の規定により職員を解雇する場合においては、少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合においては30日分の、労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 第1項の規定は、試用期間中の職員を14日以内に解雇する場合においては、適用しない。

(退職時及び退職後の責務)

第71条 退職した者又は解雇された者は、後任者に対し速やかに業務の引継を行い、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 退職した者又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。

3 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第72条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

2 大学は、職員が第70条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。ただし、職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第2節 退職手当

(退職手当)

第73条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員退職手当規程の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第33条第2項及び第3項に規定する者以外の職員の勤務評定については、なお従前の例による。

3 削除

4 この規則施行の際現に休職中である者は、この規則の規定により休職しているものとみなす。ただし、国家公務員法第79条第2号の規定により休職中である者の休職期間については、第40条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における職員(大学教員を除く。)への第66条第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

6 大学は、この規則の一部を改正する規則(令和6年3月25日制定)による改正前の第66条の規定により定年退職する者及び令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に改正後の第66条の規定により定年退職となる者であって、再雇用を希望し、解雇又は退職の事由に該当しない者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで再雇用する。

附 則(平成16年11月18日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

この規則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第66条第1項第1号の規定にかかわらず、生年月日が次の表の左欄に掲げる期間に含まれる大学教員の定年は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

生年月日が含まれる期間	定年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの期間	満64歳

3 生年月日が前項の表の左欄に掲げる期間より前である大学教員の定年は、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日)

この規則は平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第29条第1項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年9月26日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月26日)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在職する大学教員(学長が定める者を除く。)及び令和2年3月31日までに公募等により国立大学法人神戸大学職員給与規程の適用が承認された者については,改正後の第30条第2項の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日)

この規則は,令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日)

この規則は,令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日)

この規則は,令和6年4月1日から施行する。

神戸大学における内部質保証の基本的な考え方

(令和元年5月23日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)

(令和3年3月18日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

(令和8年4月16日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

はじめに

神戸大学が世界の拠点大学としてさらなる発展を遂げるためには、本学の理念や使命に基づき、大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図る内部質保証に努めることが不可欠である。そのためには国際的にも通用する公正かつ合理的な内部質保証体制を構築する必要がある。そこで、神戸大学における内部質保証の基本的な考え方をここに表明し、大学内外の関係者に対して内部質保証への理解と協力、及び、大学内の関係者に対して内部質保証の機能の実現を求めるものである。この基本的な考え方において内部質保証とは、自らが行う諸活動の状況について、継続的に点検・評価し、質の保証を行い、絶えず改善・向上に努めることをいう。

内部質保証の理念

(理念・使命に基づいた内部質保証)

神戸大学は、人文・人間科学、社会科学、自然科学並びに生命・医学に及ぶ広範な教育研究活動等を通じて、知の創造、継承及び普及に社会的責任を負っている。内部質保証は、神戸大学が、この社会的責任を果たし、今後も国際的な知の拠点として発展していくために、常に真摯に自己を見つめ直し、良きところはさらに一層発展させ、改めるべき点は改善していくという自律的かつ継続的な自己改善に努める活動である。したがって、神戸大学における内部質保証は、本学の掲げる理念や使命に準拠して実施されるべきである。

(外部の視点を取り入れた内部質保証)

また、内部質保証は、知の創造、継承及び普及の主体である教員が責任を持って実施する自己点検・評価を基盤とすべきであるが、自己点検・評価の際には、大学という知的共同体の構成員である学生と職員の積極的関与が不可欠であるのみならず、自己点検・評価の客観性や妥当性を確保するためには外部の視点も必要である。

(証拠に基づいた内部質保証)

内部質保証は、国費、学生納付金、寄付金等を基盤として実施される教育研究活動等を対象として評価を行い、評価結果に基づく運営費交付金などの様々な資源配分等の活用を通じて、教育研究活動等の質の改善や向上を図る活動である。これらのことから、内部質保証は、データや資料など証拠に基づき実施し、結果のみならず、その過程についても透明性を確保すると同時に公正な仕組みでなければならない。

(合理的、効率的な内部質保証)

さらにまた、今後は、内部質保証は、その基盤となる自己点検・評価を実施するだけでなく、それを基礎として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価など様々な外部組織による評価が実施されることから、多様な評価に整合的に対応するためにも合理的かつ効率的な仕組みでなければならない。

(自らも改善する内部質保証)

最後に神戸大学の内部質保証体制それ自体も、つねにその理念・使命・目的や環境の変化に照らして最適となるよう自己改善に努めなければならない。

内部質保証の目的

内部質保証の目的は、神戸大学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることにある。

内部質保証の単位

大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている。したがって、神戸大学の内部質保証は、各部局等の内部質保証の集大成と考えることができる。また、各部局等での教育活動は、教育課程を単位として実施されていることから、各部局等の教育の内部質保証は、各教育課程のそれらの集大成と考えられる。他方、全学単位で実施されている教育研究活動等もある。したがって、内部質保証の目的、対象とする教育研究活動等の特性に応じて適切な活動単位の設定に留意しつつ、神戸大学を対象として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価への対応を勘案して、それらの評価の基礎となる内部質保証も全学、部局等、教育課程を適切に組み合わせた単位で構成するものとする。

なお、各教員は、各部局等、各教育課程の内部質保証の基盤となる個人を単位とする点検・評価を行う。また、教員以外の職員の点検・評価についても、組織及び個人の単位で、それぞれの使命や役割に応じて、該当する部局等において実施するものとする。

内部質保証の体制

教育研究の質を保証し改善するのは、規則や制度ではなく、教育研究の主体である教員自身であることは論をまたない。また、大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている（但し、全学単位で実施されている教育研究活動等は除く）。このため、まず、教員と教員集団である部局等が、自らの活動を真摯に点検・評価することが、神戸大学の内部質保証の出発点である。

その上で、部局等の長が責任をもって(大規模な部局にあっては、学科や専攻の長など)、対象とする教育研究活動等の特性に応じて、部局等、教育課程を単位とする内部質保証活動を行う。部局等の長による内部質保証を支援する組織として、各部局等に内部質保証を担当する組織を設置する。

次に、各部局等の長による内部質保証活動が、基本的な考え方に示された理念と目的に適合しているかどうかについては、神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が点検・

評価を行うとともに、その結果に基づく改善に係る方針、計画及び進捗状況を審議する。その上で、学長を長とする国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）が、評価委員会の審議結果を踏まえて最終的な確認及び必要な改善事項について審議を行う。

他方、全学単位で実施されている教育研究活動等については、全学の担当組織が内部質保証活動を行い、評価委員会が点検・評価を行うとともに、その結果に基づく改善に係る方針、計画及び進捗状況を審議する。その上で、評議会が、評価委員会の審議結果を踏まえて最終的な確認及び必要な改善事項について審議を行う。

なお、各部局等の長、全学の担当組織による内部質保証活動のうち点検・評価については、神戸大学評価委員会が点検・評価を行い、評議会に報告を行う。

つまり、評議会を最終責任組織として、上位の階層は、直近下位の階層における内部質保証の手続き・過程・結果等がここに表明している基本的な考え方に沿った適正なものであるかについて確認等を行う体制とする。

なお、戦略企画室は、評議会や各部局等の長、全学の担当組織と連携し、本学における内部質保証の円滑なる実施に寄与する。

内部質保証の分野

内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。

内部質保証の観点

神戸大学における教育研究活動等の規模の大きさと多様性を勘案すれば、内部質保証の観点や要素を全学的に統一することは不可能であるばかりでなく、かえって各教員や各部局等の創造的で独自の取組を萎縮させ、教育研究活動等の活力を低下させるおそれがある。したがって、別に定める内部質保証に関する規則などでは、内部質保証の分野、観点、要素等について大綱的に定めるにとどめる。

ただし、理念の項に表明しているように、神戸大学における内部質保証は、神戸大学の掲げる理念や使命が準拠枠となることから、大学の内部質保証においては、各部局等が神戸大学の理念の実現や使命の達成にいかに関与しているかを基本的な観点とする。同様に、各部局等の内部質保証においては、各教育課程が部局等の理念の実現や使命の達成にいかに関与しているかを基本的な観点とする。

また、教育、研究及び社会貢献等の内部質保証の分野ごとの特性に十分に配慮することとする。

なお、神戸大学の内部質保証の目的が、教育研究活動等の質の向上であることから、大学、各部局等、各教育課程の内部質保証に関する報告には、改善方策についての言及を必ず含むこととする。

内部質保証の周期

大学及び各部局等での内部質保証は、国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価の時期を考慮し、大学は3年から6年、各部局等は適切な周期で実施するのが

妥当である。ただし、教育研究活動等の質の改善や向上は一朝一夕に実現できるものではないことから、計画的に実施することとする。

内部質保証に関する情報の公表

神戸大学における内部質保証に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として大学内外に公表することとする。

神戸大学内部質保証指針

(令和2年3月18日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)
(令和3年3月18日国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)
(令和8年4月16日国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

本指針は、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」(令和元年5月23日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)(以下、「基本的な考え方」とする。)に準拠した、本学における内部質保証に係る大綱的指針である。

1 内部質保証の目的

内部質保証は、質保証の責任が、第一義的には大学自身にあるという考え方に基づいて、本学が自律的な組織として社会からの信頼を得るために、本学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることを目的とする。

2 内部質保証の分野

- (1) 内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。
- (2) 教育の分野の内部質保証の対象は、教育課程、学生支援、施設・設備、学生受け入れとする。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の対象は、各分野において設定するものとする。

3 内部質保証に係る責任体制

(1) 全学的な責任体制

- ① 中核となる委員会は、国立大学法人神戸大学教育研究評議会(以下「評議会」という。)及び神戸大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)とする。また、評議会は、基本的な考え方、内部質保証指針等の内部質保証に関する基本的な方針の策定を行うこととする。
- ② 統括責任者は、学長とする。
- ③ 自己点検・評価の責任者は、評価担当理事とする。
- ④ 改善・向上活動の責任者は、内部質保証の各分野の対象の担当理事とする。

(2) 教育の分野の内部質保証の責任体制

- ① 教育課程については、全学の担当組織を高等教育推進機構全学教育協議会(以下「全学教育協議会」という。)とし、責任者を教育担当理事とする。各部局等(教育研究上の基本組織)の責任者は部局長とし、担当組織及び教育課程の責任者は、各部局等において別に定める。
- ② 学生支援については、全学の担当組織を全学教育協議会とし、責任者を教育担当理事とする。
- ③ 施設・設備については、全学の担当組織を施設マネジメント委員会、情報委員

会、附属図書館運営委員会とし、責任者をそれぞれの担当組織の長とする。

- ④ 学生受け入れについては、全学の担当組織を入試委員会とし、責任者を入試担当理事とする。
 - ⑤ 各対象の担当組織の活動内容、構成員については、各対象において別に定める。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の責任体制
各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

4 内部質保証の基盤となる点検・評価の単位

本学における点検・評価は、以下の単位で実施するものとする。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
- (6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施するものとする。

5 内部質保証の手順

(1) 教育の分野について

① 教育課程については、まず、各部局が教育課程点検・評価、組織点検・評価を行い、全学教育協議会において各部局からの報告をとりまとめ、全学的な点検・評価を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、学長を長とする評議会がその確認等が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、全学教育協議会に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。

② 学生支援、施設・設備、学生受け入れについては、まず、全学の担当組織が対象別点検・評価を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、評議会がその点検・評価が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、全学の担当組織に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。

(2) 教育以外の分野について

各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

(3) 評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、確認等を行う。

6 内部質保証の基盤となる点検・評価の観点

(1) 教育活動

教育活動の教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価は、基本的に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価の大学評価基準等に準拠して実施するものとする。

具体的な評価基準、評価対象については、内部質保証の対象ごとに別に定める。

(2) 研究活動

組織点検・評価のうち、研究活動の点検・評価については、学問領域・研究分野の特性により、利用可能な評価の観点は異なる。したがって、各部局等の研究水準の点検・評価に当たり、どのような観点をを用いるべきかについては、各部局等の長の責任において判断し選択するものとする。

ただし、各部局等の長は、点検・評価に用いた観点について、評価結果とともに公表しなければならない。

(3) その他

各部局等において教育研究活動及び他の活動（教育研究支援活動、診療活動、管理運営活動、学界・社会での活動等）の点検・評価を実施するに当たり、独自の観点を追加的に設けることを妨げない。

ただし、各部局等が点検・評価に当たり独自の観点をを用いる場合には、当該観点による点検・評価の結果の適切性について慎重に判断しなければならない。

なお、教員活動評価については、教員活動評価実施規程等に準拠して実施するものとする。

7 内部質保証の基盤となる点検・評価の方法

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとする。

点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施するものとする。

なお、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database：KUID）を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施することが望ましい。

8 内部質保証の周期

(1) 内部質保証の基盤である教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価、並びに、評価委員会によるメタ点検・評価及び大学の総括的点検・評価の周期については、別に定める。

(2) 教員活動評価については、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程等に基づ

いて実施する。

9 内部質保証の基盤となる点検・評価の結果に対する異議の申し立て

各教員は、教員活動評価の結果に関して、教員活動評価実施規程等に基づいて意見の申し出等を行うことができるものとする。

また、各部局等の長は、当該部局等の点検・評価（教育課程点検・評価及び組織点検・評価）に対する評価委員会による点検・評価（メタ点検・評価）の結果について合理的な疑義が生じた場合には、以下の手続に従い異議の申し立てを行うことができるものとする。

- (1) 評価委員会に対して、再度の判断を求めることができる。
- (2) 異議の申し立てを受けた評価委員会は、これに真摯に対応しなければならない。
- (3) 評価委員会は、異議の申し立てがあった部局等の長から意見を聴取し、当該部局等の点検・評価に対する点検・評価の結果の妥当性について最終的判断を行う。

なお、各部局等において教員以外の職員の点検・評価を個人及び組織の単位で実施するに当たっても、異議申し立ての手続を含めて、教員点検・評価及び組織点検・評価の場合と同様な透明性と公正性が確保されなければならない。

10 関係者からの意見聴取

各分野における内部質保証活動の際には、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取することとする。